

東京港

PORT OF TOKYO

港湾料率表

TERMINAL TARIFF

2025



東京都港湾局

BUREAU OF PORT AND HARBOR, TOKYO METROPOLITAN GOVERNMENT

は し が き

この料率表は、港湾法（昭和25年法律第218号）第12条第1項第13号の規定に基づき、原則として令和7年4月1日現在の東京港における港湾関係各種業務の料率を収録したものです。

この料率表作成にあたり、資料の提供等の御協力をいただいた方々に深く感謝するとともに、今後とも一層の御協力をお願いいたします。

令和7年7月

東 京 都 港 湾 局

関 係 法 規 抜 粋

港湾法

(業務)

第三十四条 港湾管理者としての地方公共団体の業務に関しては、第十二条及び第十三条の規定を準用する。

(業務)

第十二条 港務局は、次の業務を行う。

一から十二まで (略)

十三 港湾の利用に必要な役務及び施設に関する所定の料金を示す最新の料率表を作成し、及び公表すること。

十四 (略)

2 及び 3 (略)

4 第一項第十三号に規定する料率表においては、港務局が自ら定めた料金に係る料率のほか、第四十五条第一項若しくは第二項（第五十条の二十一において準用する場合を含む。）の規定により提出を受けた書面に記載された料率又は第四十五条第五項の規定による通知に係る料率を記載しなければならない。

5 (略)

(港湾管理者以外の者の料金)

第四十五条 港湾管理者以外の者で当該港湾において港湾の利用に必要な施設又は役務の提供に対し料金（略）を収受しようとするものは、料率を定め、港湾管理者に料率を記載した書面を提出しなければならない。

2 から 5 まで (略)

6 前各項の規定は、その都度契約によつて提供される施設又は役務については、適用しない。

目 次

1	東京都所管の港湾関係使用料	7
(1)	東京港入港料	7
(2)	東京港港湾施設使用料	8
1)	岸壁、栈橋、物揚場使用料(青海・品川公共外貿コンテナふ頭、 中央防波堤外側ふ頭(Y 1、Y 2)を除く)	8
2)	係船浮標及び係船くい使用料	9
3)	小型油槽船係留施設使用料	9
4)	泊地ていけい場使用料	10
5)	船舶給水施設使用料	10
6)	荷役機械使用料	10
7)	上屋使用料	10
8)	野積場使用料	11
9)	冷蔵コンテナ用荷役施設使用料	11
10)	荷役連絡所使用料	12
11)	荷役機械器具置場使用料	12
12)	貯木場使用料	12
13)	港湾施設用地使用料	12
14)	客船ターミナル施設使用料(東京国際クルーズターミナルを除く)	14
15)	橋りょう附帯施設使用料	16
16)	電気施設使用料	16
17)	コンテナ搬送用台車置場使用料	16
18)	コンテナ置場使用料	16
19)	コンテナ用荷役機器整備点検施設使用料	17
20)	船客待合所使用料	17
21)	散水施設使用料	17
22)	車両乗降用施設使用料	17
23)	自動車はかり使用料	17
24)	木材用荷役施設使用料	17
25)	水産物用荷役施設使用料	17
26)	清掃施設使用料	17
27)	臨港道路占用料	17
28)	青海・品川公共外貿コンテナふ頭岸壁、栈橋使用料 中央防波堤外側ふ頭(Y 1) 栈橋使用料	20
29)	東京国際クルーズターミナル施設使用料	21
(3)	島しょ港湾施設使用料	22
1)	岸壁、栈橋、船揚場、物揚場使用料	22
2)	係船浮標使用料	22
3)	船舶給水施設使用料	22

4)	上屋使用料	22
5)	港湾施設用地使用料	22
6)	冷蔵コンテナ用荷役施設使用料	23
7)	船客待合所使用料	23
8)	輸送管施設使用料	23
(4)	公有水面埋立免許料	23
(5)	港湾区域及び港湾隣接地域内の公共空地の占用料及び土砂採取料	24
(6)	海岸保全区域の占用料及び土砂採取料	26
(7)	東京夢の島マリーナ利用料金	27
(8)	東京港港湾厚生施設利用料金	30
1)	船員宿泊所利用料	30
2)	港湾労働者宿泊所等利用料	31
2	とん税	32
3	特別とん税	32
4	水先料	33
5	進路警戒船料	36
6	衛星船舶電話料金	37
7	通船料金	39
8	綱取り・綱放し料金	40
9	曳船料金	42
10	港湾運送事業関係料金	45
(1)	港湾荷役料金表(船内・沿岸一貫料金)	45
(2)	港湾荷役料金表(船内荷役料金)	50
(3)	港湾荷役料金表(沿岸荷役料金)	54
(4)	港湾荷役料金表(小型船荷役料金)	60
(5)	はしけ運送料金表	65
(6)	いかだ運送料金表	68
(7)	輸出貨物船積料金表	70
(8)-1	検数料金表	73
(8)-2	〃	83
(9)-1	検量料金表	94
(9)-2	〃	97
(10)	コンテナ詰検定料金	100
(11)-1	鑑定料金表	102
(11)-2	〃	106
(12)-1	検査料金	111
(12)-2	〃	120
(13)-1	危険物検査手数料	129
(13)-2	〃	132

(14)-1	分析料金	136
(14)-2	〃	152
(15)	船内荷役別掲料金表	167
(16)	沿岸荷役別掲料金表	170
(17)	はしけ運送別掲料金表	171
(18)	筏運送別掲料金表	171
(19)	輸出貨物船積その他料金表	172
(20)	船積・陸揚貨物検量別掲料金	174
(21)-1	鑑定・検査別掲料金	175
(21)-2	鑑定・検査別掲料金	176
11	港湾運送関連事業料金	177
(1)	船積貨物固定区画料金表	177
(2)	艙内清掃料金表	181
(3)	荷直・荷造料金表	185
(4)	船積貨物警備料金表	189
12-1	コンテナヤードにおける雑作業料金表（大井埠頭地区）	191
12-2	〃	192
12-3	〃	193
12-4	〃	194
13	中央防波堤内側ばら物ふ頭荷役料金	195
14	木材埠頭保管料・荷役料	199
15	倉庫保管・荷役料表	200
(1)	普通倉庫保管料・荷役料	200
(2)	サイロ倉庫保管料	200
(3)	冷蔵倉庫保管料・荷役料	200
16	くん蒸消毒作業料金	201
17	通関業務料金表	204
18-1	ガーベージ・廃棄物収集処理料金	205
18-2	〃	206
18-3	〃	207
19	廃油処理料金	208
20-1	災害防止等作業料金	209
20-2	〃	211
21	起重機船使用料金	214
22	フェリー運賃表	215
2025	港湾料率表資料提供社一覧	220

1 東京都所管の港湾関係使用料

(1) 東京港入港料

東京都港湾局港湾経営部経営課

TEL 03-5320-5556(ダイヤルイン)

東京都入港料条例

同 施 行 規 則

1) 入港料の徴収

入港料は、東京港(港湾法第33条第2項において準用する同法第9条第1項の規定により公告された東京港港湾区域をいう。)に入港する船舶から徴収する。

2) 入港料の料率

外航船舶……………入港1回総トン数1トンにつき 2.70 円 (免税)

内航船舶……………入港1回総トン数1トンにつき 1.35 円 (内税)

- ① 同一船舶が1日2回以上入港する場合は、1日につき入港1回とみなす。
- ② 同一船舶が1月に11回(前号の規定適用後の回数による。)以上入港する場合は、1月につき入港10回とみなす。

3) 入港料を徴収しない船舶

- ① 港湾法第44条の2第1項ただし書に規定する船舶
- ② 総トン数700トン未満の船舶

4) 減額船舶

- ① 東京港と川崎港又は横浜港のいずれか一港とに連続して入港するコンテナ船舶は、二分の一の減額
- ② 東京港と川崎港及び横浜港の二港とに連続して入港するコンテナ船舶は、入港料の三分の二の減額

5) 免除船舶

- ① 離島航路整備法により航路補助金の交付を受け就航している船舶
- ② 海難その他航行上の支障が生じたことにより入港する船舶
- ③ 国際親善の目的で国又は地方公共団体を公式訪問する船舶
- ④ 暴風雨、その他の災害により港外待避をして再入港する船舶

- ⑤ 傷病人の手当等のため緊急入港する船舶
- ⑥ 国又は地方公共団体が所有し、運航する船舶
- ⑦ 国又は地方公共団体が実施する社会教育活動、通商産業の振興活動等に従事する船舶
- ⑧ 東京港と川崎港、横浜港及び千葉港の間でコンテナ貨物を輸送するはしけ及び押し船で、共に一体となる構造及び機能を有している船舶
- ⑨ 前各号のほか、知事が特に必要と認める船舶

(2) 東京港港湾施設使用料

東京都港湾局港湾経営部経営課

TEL 03-5320-5556 (ダイヤルイン)

東京都港湾管理条例

同 施 行 規 則

※ 1) ～ 27) について

- ・消費税法その他関係法令に基づき非課税もしくは免税となる取引に関しては、記載の額が使用料・占用料となります。
- ・消費税法その他関係法令に基づき課税対象となる使用料・占用料については、消費税が含まれた額を掲載しています。

1) 岸壁、栈橋、物揚場使用料

(青海・品川公共外貿コンテナふ頭、中央防波堤外側ふ頭 (Y 1、Y 2) を除く)

- ① 係留 1 時間未満の船舶
総トン数 1 トンにつき 3 円 70 銭
- ② 係留 1 時間以上 2 時間未満の船舶
総トン数 1 トンにつき 7 円 30 銭
- ③ 係留 2 時間以上 12 時間までの船舶
総トン数 1 トンにつき 10 円 05 銭
- ④ 係留 12 時間を超える船舶
総トン数 1 トンにつき、③に掲げる使用料に 12 時間を超える 12 時間までごとに 6 円 70 銭を加算した額とする。

○中央防波堤外側ふ頭 (Y 2) 栈橋使用料

- ① 係留 1 時間未満の船舶
総トン数 1 トンにつき 1 円 18.4 銭
- ② 係留 1 時間以上 2 時間未満の船舶

- | | |
|---|------------|
| 総トン数 1 トンにつき | 2 円 33.6 銭 |
| ③ 係留 2 時間以上 12 時間までの船舶 | |
| 総トン数 1 トンにつき | 3 円 21.6 銭 |
| ④ 係留 12 時間を超える船舶 | |
| 総トン数 1 トンにつき、③に掲げる使用料に 12 時間を超える 12 時間までごとに 2 円 14.4 銭を加算した額とする | |

※Y 2 栈橋は、東京都が国から港湾法に基づく管理委託を受け、東京都港湾管理条例に基づき管理運営を行っています。そのため、同条例に定める使用料金が適用されます。

なお、Y 2 栈橋使用料は、条例料金に減免率 68%が適用されます。

2) 係船浮標及び係船くい使用料

- | | |
|--|----------|
| ① 総トン数 1,000 トン未満の船舶 1 隻につき | |
| (イ) 12 時間まで | 4,040 円 |
| (ロ) 12 時間を超える場合においては、(イ)に掲げる使用料に 12 時間を超える 12 時間までごとに 2,690 円を加算した額とする。 | |
| ② 総トン数 1,000 トン以上 3,000 トン未満の船舶 1 隻につき | |
| (イ) 12 時間まで | 8,080 円 |
| (ロ) 12 時間を超える場合においては、(イ)に掲げる使用料に 12 時間を超える 12 時間までごとに 5,390 円を加算した額とする。 | |
| ③ 総トン数 3,000 トン以上 5,000 トン未満の船舶 1 隻につき | |
| (イ) 12 時間まで | 12,110 円 |
| (ロ) 12 時間を超える場合においては、(イ)に掲げる使用料に 12 時間を超える 12 時間までごとに 8,080 円を加算した額とする。 | |
| ④ 総トン数 5,000 トン以上 10,000 トン未満の船舶 1 隻につき | |
| (イ) 12 時間まで | 18,190 円 |
| (ロ) 12 時間を超える場合においては、(イ)に掲げる使用料に 12 時間を超える 12 時間までごとに 12,130 円を加算した額とする。 | |
| ⑤ 総トン数 10,000 トン以上 15,000 トン未満の船舶 1 隻につき | |
| (イ) 12 時間まで | 30,300 円 |
| (ロ) 12 時間を超える場合においては、(イ)に掲げる使用料に 12 時間を超える 12 時間までごとに 20,200 円を加算した額とする。 | |
| ⑥ 総トン数 15,000 トン以上の船舶 1 隻につき | |
| (イ) 12 時間まで | 36,350 円 |
| (ロ) 12 時間を超える場合においては、(イ)に掲げる使用料に 12 時間を超える 12 時間までごとに 24,240 円を加算した額とする。 | |

3) 小型油槽船係留施設使用料

総トン数 1 トンにつき 24 時間までごとに 3 円

4) 泊地ていけい場使用料

総トン数 300 トン以上の船舶は、係船浮標使用料の 5 割とする。

ただし、300 トン未満の船舶については、使用料を徴収しない。

5) 船舶給水施設使用料

① 岸壁給水

(イ) 給水量 20 立方メートルまで 13,000 円

(ロ) 給水量 20 立方メートルを超える場合においては、(イ)に掲げる使用料に 20 立方メートルを超える 1 立方メートルまでごとに 650 円を加算した額とする。

(ハ) 給水作業を自ら行った場合（あらかじめ知事が認めた場合に限る。）においては、給水量 1 立方メートルまでごとに 550 円

② 運搬給水

(イ) 給水量 25 立方メートルまで 16,250 円

(ロ) 給水量 25 立方メートルを超え 50 立方メートルまで 32,500 円

(ハ) 給水量 50 立方メートルを超える場合においては、(イ)に掲げる使用料に 50 立方メートルを超える 1 立方メートルまでごとに 650 円を加算した額とする。

(ニ) (イ)から(ハ)の規定にかかわらず、京浜港東京区第一区及び第二区以外の区域における給水については、(イ)から(ハ)で算定した額に当該額の 5 割を加算した額とする。

*使用料の割り増し

次に掲げる日又は時間における船舶給水施設の使用については、それぞれの使用料の 5 割増しとする。ただし、岸壁給水における給水作業を自ら行った場合は、この限りではない。

1 日曜日

2 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日

3 1 月 2 日及び同月 3 日

4 12 月 29 日から同月 31 日まで

5 前各号に掲げる日以外の日の午前 0 時から午前 8 時 30 分まで及び午後 5 時から翌日の午前 0 時まで

6) 荷役機械使用料

ばら物用走行式起重機

① アンローダー

1 台 1 時間までごとに 53,000 円

② ベルトコンベアー

1 台 1 時間までごとに 36,000 円

7) 上屋使用料

① 一般上屋（自動車上屋、食品上屋及びばら物上屋以外のもの）	
（イ） 特級（知事が指定する上屋）	
1月1平方メートルまでごとに	750 円
（ロ） 1級（知事が指定する上屋）	
1月1平方メートルまでごとに	694 円
（ハ） 2級（知事が指定する上屋）	
1月1平方メートルまでごとに	651 円
（ニ） 3級（知事が指定する上屋）	
1月1平方メートルまでごとに	491 円
② 自動車上屋（知事が指定する上屋）	
（イ） 屋上部	
1月1平方メートルまでごとに	152 円
（ロ） 一階部	
1月1平方メートルまでごとに	194 円
③ 食品上屋（知事が指定する上屋）	
（イ） 貨物を蔵置する区画	
1月1平方メートルまでごとに	2,373 円
（ロ） その他	
1月1平方メートルまでごとに	720 円
④ ばら物上屋	
1月1平方メートルまでごとに	248 円

8) 野積場使用料

① 一般野積場（ばら物野積場以外のもの）	
（イ） 特級（知事が指定する野積場）	
1月1平方メートルまでごとに	365 円
（ロ） 1級（知事が指定する野積場）	
1月1平方メートルまでごとに	152 円
（ハ） 2級（知事が指定する野積場）	
1月1平方メートルまでごとに	106 円
② ばら物野積場（知事が指定する野積場）	
1月1平方メートルまでごとに	274 円

9) 冷蔵コンテナ用荷役施設使用料

① 長さが6.1メートル以下の冷蔵コンテナ用	
1日につき	1,543 円
② 長さが6.1メートルを超える冷蔵コンテナ用	
1日につき	2,060 円

1 0) 荷役連絡所使用料

- ① 特級(知事が指定する荷役連絡所)
1 月 1 平方メートルまでごとに 2,700 円
- ② 1 級(知事が指定する荷役連絡所)
1 月 1 平方メートルまでごとに 1,370 円
- ③ 2 級(知事が指定する荷役連絡所)
1 月 1 平方メートルまでごとに 1,280 円
- ④ 3 級(知事が指定する荷役連絡所)
1 月 1 平方メートルまでごとに 900 円

1 1) 荷役機械器具置場使用料

- ① 定期使用
 - (イ) 1 級(コンクリート造、ブロック造または鉄骨造のもの)
1 月 1 平方メートルまでごとに 340 円
 - (ロ) 2 級(1 級以外のもの)
1 月 1 平方メートルまでごとに 240 円
- ② 一般使用
 - (イ) 1 級(コンクリート造、ブロック造または鉄骨造のもの)
1 日 1 平方メートルまでごとに 11 円
 - (ロ) 2 級(1 級以外のもの)
1 日 1 平方メートルまでごとに 9 円

1 2) 貯木場使用料

- ① 定期使用
1 月 1 平方メートルまでごとに 22 円
- ② 一般使用
60 日までは、1 日 1 平方メートルまでごとに 80 銭
61 日以後は、1 日 1 平方メートルまでごとに 1 円 60 銭

1 3) 港湾施設用地使用料

- ① 柱類
 - (イ) 電柱(本柱、支線柱または支線で公共的性質を有するもの)
1 月 1 本につき 283 円
 - (ロ) その他
1 月 1 本につき 496 円
- ② 地下埋設物
 - (イ) 最大口径 10 センチメートル未満のもの
1 月 1 メートルまでごとに 19 円

- (ロ) 最大口径 10 センチメートル以上 50 センチメートル未満のもの
1 月 1 メートルまでごとに 57 円
- ③ 架空管
- (イ) 最大口径 10 センチメートル未満のもの
1 月 1 メートルまでごとに 200 円
- (ロ) 最大口径 10 センチメートル以上のもの
1 月 1 メートルまでごとに 570 円
- ④ 公衆電話所 1 月 1 平方メートルまでごとに 183 円
(ただし、公衆電話所の面積は 1 ヶ所 1 台につき 2 平方メートルとみなす。)
- ⑤ 地上構造物
- (イ) 固定式のもの
- A 港湾関係業者又はこれと密接な関係にある者が、その事業の用に供するため
に使用する場合
1 月 1 平方メートルまでごとに 364 円
(ただし、高架式のものまたは空間を使用するものの使用料の額は、5 割
とする)
- B 上記以外の場合
1 月 1 平方メートルまでごとに 454 円
- (ロ) 移動式のもの
1 月移動範囲 1 平方メートルまでごとに 164 円
(ただし、高架式のものまたは空間を使用するものの使用料の額は、5 割
とする)
- ⑥ 地下構造物
1 月 1 平方メートルまでごとに 200 円
- ⑦ 車両整理場として使用するとき
1 月 1 平方メートルまでごとに 55 円
- ⑧ 港湾駐車場として使用するとき
1 月 1 平方メートルまでごとに 364 円
- ⑨ 野積場と同様の用途に使用するとき 野積場の使用料相当額
- ⑩ 標識または案内板
1 月 1 平方メートルまでごとに 454 円
- ⑪ 送電塔、無線塔またはこれに類するもの
1 月 1 平方メートルまでごとに 454 円
- ⑫ 航行補助施設
1 月 1 平方メートルまでごとに 454 円
- ⑬ 気象、海象または土地観測施設

1月1平方メートルまでごとに	454円
⑭ 郵便差出箱または信書便差出箱	
1月1平方メートルまでごとに	454円
⑮ 水道管、下水管、ガス管(最大口径50センチメートル以上のもの)または洞道	
1月1平方メートルまでごとに	200円
⑯ 地下変電所	
(イ) 地上露出部分 1月1平方メートルまでごとに	454円
(ロ) 地下部分 1月1平方メートルまでごとに	200円
⑰ 工事用板囲い、足場、詰所、その他の工事用施設	
1月1平方メートルまでごとに	440円
⑱ 前各号以外のもの	
(イ) 定期使用	
1月1平方メートルまでごとに	
454円を超えない範囲で、その都度知事が定める額	
(ロ) 一般使用	
1日1平方メートルまでごとに	12円
1 4) 客船ターミナル施設使用料(東京国際クルーズターミナルを除く)	
① 定期使用	
(イ) 事務室	
A 特級	
1月1平方メートルまでごとに	5,200円
B 1級	
1月1平方メートルまでごとに	3,500円
C 2級	
1月1平方メートルまでごとに	1,450円
(ロ) 店舗	
A 特級	
1月1平方メートルまでごとに	5,200円
B 2級	
1月1平方メートルまでごとに	2,300円
(ハ) 食堂	
1月1平方メートルまでごとに	2,300円
(ニ) 駐車場	
A 特級	
1月1台につき	115,000円
B 1級	

	1月1台につき	91,000 円
C	2 級	
	1月1台につき	20,000 円
(ホ)	その他	
A	土地(港湾施設用地に係るものを除く。)又は床面	
a	特級 1月1平方メートルまでごとに	5,200 円
b	1 級 1月1平方メートルまでごとに	3,500 円
c	2 級 1月1平方メートルまでごとに	2,300 円
B	壁面	
a	1 級 1月1平方メートルまでごとに	2,600 円
b	1 級 1月1平方メートルまでごとに	1,750 円
c	2 級 1月1平方メートルまでごとに	1,150 円
②	一般使用	
(イ)	ホール	
A	午前(午前9時から正午まで)	20,000 円
B	午後(午後1時から午後4時30分まで)	40,000 円
C	夜間(午後5時30分から午後9時30分まで)	50,000 円
D	全日(午前9時から午後9時30分まで)	100,000 円
E	午前9時前又は午後9時30分後 それぞれ1時間までごとに	12,500 円
F	正午から午後1時まで(午前及び午後を継続して使用する場合を除く。)	8,000 円
G	午後4時30分から午後5時30分まで(午後及び夜間を継続して使用する場 合を除く。)	8,000 円
(ロ)	駐車場	
A	機械精算式駐車場	
	1回1台につき2時間まで	400 円
	2時間を超える場合は、上記の使用料に30分までごとに100円を加算した 額。ただし、1日当たりの使用料の最高限度額は1,000円とする。	
B	その他	
a	特級 1日1台につき	4,000 円
b	1 級 1日1台につき	3,000 円
c	2 級 1日1台につき	1,000 円
(ハ)	旅客乗降用渡橋	
	1台24時間までごとに	30,000 円
(ニ)	待合所施設	

A 特級		
a	1日1平方メートルまでごとに	170 円
b	業として写真等の撮影のための使用	
	I 写真の撮影	
	1時間までごとに	12,000 円
	II 映画、テレビ及びビデオの撮影	
	1時間までごとに	36,000 円
B 1級		
a	1日1平方メートルまでごとに	120 円
b	業として写真等の撮影のための使用	
	I 写真の撮影	
	1時間までごとに	8,000 円
	II 映画、テレビ及びビデオの撮影	
	1時間までごとに	24,000 円
C 2級		
a	1日1平方メートルまでごとに	50 円
b	業として写真等の撮影のための使用	
	I 写真の撮影	
	1時間までごとに	1,560 円
	II 映画、テレビ及びビデオの撮影	
	1時間までごとに	6,750 円
1 5) 橋りょう附帯施設使用料		
① 定期使用		
(イ) 店舗		
	1月1平方メートルまでごとに	2,300 円
(ロ) その他		
A	床面 1月1平方メートルまでごとに	2,300 円
B	壁面 1月1平方メートルまでごとに	1,150 円
② 一般使用		
	1日1平方メートルまでごとに	50 円
1 6) 電気施設使用料		
	100 ワット 1時間までごとに	6 円
1 7) コンテナ搬送用台車置場使用料		
	1月1平方メートルまでごとに	360 円
1 8) コンテナ置場使用料		
	1月1平方メートルまでごとに	360 円

1 9)	コンテナ用荷役機器整備点検施設使用料	
	1 月までごとに	1, 196, 855 円
2 0)	船客待合所使用料	
①	定期使用 1 月 1 平方メートルまでごとに	460 円
②	一般使用 1 日 1 平方メートルまでごとに	15 円
2 1)	散水施設使用料	
	1 台 1 時間までごとに	2, 000 円
2 2)	車両乗降用施設使用料	
	1 台 1 月までごとに	271, 230 円
2 3)	自動車はかり使用料	
	1 台 1 月までごとに	242, 000 円
2 4)	木材用荷役施設使用料	
	1 月	49, 044, 000 円
2 5)	水産物用荷役施設使用料	
	1 月	23, 119, 000 円
2 6)	清掃施設使用料	
	1 台 1 時間までごとに	1, 900 円
2 7)	臨港道路占用料	
①	柱類その他これらに類する工作物	
(イ)	柱類	
A	第一種電柱	
	1 月 1 本につき	366 円
B	第二種電柱	
	1 月 1 本につき	566 円
C	第三種電柱	
	1 月 1 本につき	783 円
D	第一種電話柱	
	1 月 1 本につき	283 円
E	第二種電話柱	
	1 月 1 本につき	450 円
F	第三種電話柱	
	1 月 1 本につき	616 円
G	その他の柱類	
	1 月 1 本につき	28 円
(ロ)	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	
	1 月 1 個につき	566 円

(ハ)	広告塔	
	表示面積 1 月 1 平方メートルまでごとに	1,916 円
(ニ)	架空線等	
A	共架電線その他上空に設ける線類	
	長さ 1 月 1 メートルまでごとに	3 円
B	地下電線その他地下に設ける線類	
	長さ 1 月 1 メートルまでごとに	1 円
(ホ)	路上に設ける変圧器	
	1 月 1 個につき	266 円
(ヘ)	地下に設ける変圧器	
	占用面積 1 月 1 平方メートルまでごとに	166 円
(ト)	その他	
	占用面積 1 月 1 平方メートルまでごとに	566 円
②	水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件	
(イ)	外径が 0.07 メートル未満のもの	
	長さ 1 月 1 メートルまでごとに	11 円
(ロ)	外径が 0.07 メートル以上 0.1 メートル未満のもの	
	長さ 1 月 1 メートルまでごとに	16 円
(ハ)	外径が 0.1 メートル以上 0.15 メートル未満のもの	
	長さ 1 月 1 メートルまでごとに	25 円
(ニ)	外径が 0.15 メートル以上 0.2 メートル未満のもの	
	長さ 1 月 1 メートルまでごとに	33 円
(ホ)	外径が 0.2 メートル以上 0.3 メートル未満のもの	
	長さ 1 月 1 メートルまでごとに	50 円
(ヘ)	外径が 0.3 メートル以上 0.4 メートル未満のもの	
	長さ 1 月 1 メートルまでごとに	68 円
(ト)	外径が 0.4 メートル以上 0.7 メートル未満のもの	
	長さ 1 月 1 メートルまでごとに	118 円
(チ)	外径が 0.7 メートル以上 1 メートル未満のもの	
	長さ 1 月 1 メートルまでごとに	166 円
(リ)	外径が 1 メートル以上のもの	
	長さ 1 月 1 メートルまでごとに	333 円
③	鉄道、軌道その他これらに類する施設	
	占用面積 1 月 1 平方メートルまでごとに	566 円
④	日よけその他これに類する施設	
	占用面積 1 月 1 平方メートルまでごとに	566 円

- ⑤ 上空又は地下に設ける通路その他これらに類する施設
- (イ) 上空に設ける通路
 占有面積 1 月 1 平方メートルまでごとに 958 円
- (ロ) 地下に設ける通路
 占有面積 1 月 1 平方メートルまでごとに 575 円
- (ハ) その他
 占有面積 1 月 1 平方メートルまでごとに 566 円
- ⑥ 売店、露店その他これらに類する施設
- (イ) 祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの
 占有面積 1 日 1 平方メートルまでごとに 230 円
- (ロ) その他
 占有面積 1 月 1 平方メートルまでごとに 1,916 円
- ⑦ 看板その他これに類する工作物
- (イ) 看板
 表示面積 1 月 1 平方メートルまでごとに 1,916 円
- (ロ) 標識
 1 月 1 本につき 450 円
- ⑧ 太陽光発電設備及び風力発電設備
 占有面積 1 月 1 平方メートルまでごとに 566 円
- ⑨ 津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設
 占有面積 1 月 1 平方メートルまでごとに、A に 12,000 分の 24 を乗じて得た額
 【A は、当該土地の位置、形状、環境、使用の態様等を考慮して、知事が算定した当該土地の 1 平方メートル当たりの評価額とする。以下同じ。】
- ⑩ 工事中板囲い、足場、詰所その他の工事中施設、危険防止施設
 及び工事中材料置場
 占有面積 1 月 1 平方メートルまでごとに 1,916 円
- ⑪ 高架の道路の路面下に設ける自動車駐車場その他これに類する施設
- (イ) 建築物
- A 階数が一のもの
 占有面積 1 月 1 平方メートルまでごとに A に 12,000 分の 6 を乗じて得た額
- B 階数が二のもの
 占有面積 1 月 1 平方メートルまでごとに A に 12,000 分の 8 を乗じて得た額
- C 階数が三のもの
 占有面積 1 月 1 平方メートルまでごとに A に 12,000 分の 11 を乗じて得

た額

D 階数が四以上のもの

占有面積 1 月 1 平方メートルまでごとに A に 12,000 分の 12 を乗じて得た額

(ロ) その他

占有面積 1 月 1 平方メートルまでごとに A に 12,000 分の 6 を乗じて得た額

⑫ その他

占有面積 1 月 1 平方メートルまでごとに 1,916 円を超えない範囲で
その都度知事が定める額

28) 青海・品川公共外貿コンテナふ頭岸壁、棧橋使用料 中央防波堤外側ふ頭 (Y 1) 棧橋使用料

東京港埠頭株式会社埠頭事業部業務課

TEL 03-3599-7369 (ダイヤルイン)

① 係留 1 時間未満の船舶

総トン数 1 トンにつき

2 円 39 銭 (外航)

1 円 34 銭 (内航)

② 係留 1 時間以上 2 時間未満の船舶

総トン数 1 トンにつき

4 円 73 銭 (外航)

2 円 64 銭 (内航)

③ 係留 2 時間以上 12 時間までの船舶

総トン数 1 トンにつき

6 円 51 銭 (外航)

3 円 64 銭 (内航)

④ 係留 12 時間を超える船舶

総トン数 1 トンにつき、③に掲げる使用料に 12 時間を超える 12 時間までごとに次の金額を加算した額とする。

4 円 34 銭 (外航)

2 円 43 銭 (内航)

※はしけによる利用は、無料とします。

※岸壁使用料 (内航船) は、別途消費税をいただきます。

29) 東京国際クルーズターミナル施設使用料

東京国際クルーズターミナルグループ

TEL 03-5962-4391

施設名	利用区分		単位	使用料
多目的エリア	全面利用	平日	3,000 m ²	400,000 円
		土日祝日	3,000 m ²	500,000 円
	分割利用	平日	100 m ² ごとに	15,000 円
		土日祝日	100 m ² ごとに	17,000 円
	準備撤去日は上記の 1/2 ※清掃料金別途			
その他	-	平日	1 m ² までごとに	150 円
	-	土日祝日	1 m ² までごとに	170 円
会議室(1) 22.62 m ²	-	-	1 時間ごとに	500 円
	-	-	上限額	3,500 円
会議室(2)～(4) 46.80 m ²	-	-	1 時間ごとに	1,000 円
	-	-	上限額	7,000 円
会議室(5) 51.48 m ²	-	-	1 時間ごとに	1,500 円
	-	-	上限額	8,000 円
特別室 72.54 m ²	-	-	1 時間ごとに	3,000 円
	-	-	上限額	12,000 円
撮影	写真		1 時間ごとに	5,000 円
	映画、テレビ及びビデオ撮影		1 時間ごとに	20,000 円

(3) 島しょ港湾施設使用料

東京都港湾局離島港湾部管理課

TEL 03-5320-5653(ダイヤルイン)

東京都港湾管理条例

同 施 行 規 則

1) 岸壁、栈橋、船揚場、物揚場使用料

- ① 総トン数1トンにつき
係留24時間までごとに 2円10銭
ただし、100トン未満の船舶は、無料とする。
- ② 定期船は、上記使用料の5割とする。

2) 係船浮標使用料

- ① 総トン数1,000トン未満の船舶1隻につき
24時間までごとに 864円
ただし、100トン未満の船舶は無料とする。
- ② 総トン数1,000トン以上3,000トン未満の船舶1隻につき
24時間までごとに 1,728円
- ③ 総トン数3,000トン以上の船舶1隻につき
24時間までごとに 2,592円
- ④ 定期船が係船浮標を使用する場合においては、①から③までに掲げる使用料の5割とする。

3) 船舶給水施設使用料

給水量 1立方メートルまでごとに 960円

※使用料の割増し

次に掲げる日又は時間における船舶給水施設の使用については、それぞれの使用料の5割増とする。

- 1 日曜日
- 2 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- 3 1月2日及び同月3日
- 4 12月29日から同月31日まで
- 5 前各号に掲げる日以外の日の午前0時から午前8時30分まで及び午後5時から翌日の午前0時まで

4) 上屋使用料

1月1平方メートルまでごとに 440円

5) 港湾施設用地使用料

- ① 柱類

- (イ) 電柱(本柱、支線柱または支線で公共的性質を有するもの)
 - 1月1本につき 16円
- (ロ) その他 1月1本につき 52円
- ② 地下埋設物
 - (イ) 最大口径10センチメートル未満のもの
 - 1月1メートルまでごとに 4円
 - (ロ) 最大口径10センチメートル以上50センチメートル未満のもの
 - 1月1メートルまでごとに 8円
- ③ 公衆電話所
 - 1月1平方メートルまでごとに 21円
- ④ その他
 - 1月1平方メートルまでごとに 14円
- 6) 冷蔵コンテナ用荷役施設使用料
 - ① 長さが3.1メートル以下の冷蔵コンテナ用
 - 1日につき 765円
 - ② 長さが3.1メートルを超える冷蔵コンテナ用
 - 1日につき 1,090円
- 7) 船客待合所使用料
 - 1月1平方メートルまでごとに 64円
- 8) 輸送管施設使用料
 - ① 輸送量50キロリットル以下のもの 5,100円
 - ② 輸送量50キロリットルを超える場合においては、①に掲げる使用料に50キロリットルを超える1キロリットルまでごとに102円を加算した額とする。

(4) 公有水面埋立免許料

東京都港湾局港湾経営部経営課

TEL 03-5320-5552(ダイヤルイン)

公有水面埋立法施行令

第16条 都道府県知事ハ埋立ノ免許ヲ受ケタル者ニ帰属スヘキ埋立地ノ価額ノ百分ノ三ヲ埋立ノ免許料トシテ徴収スヘシ

2 埋立地ノ価額ハ埋立ノ免許ノ日ヲ標準トシ比隣ノ土地ノ価格ヲ参酌シテ都道府県知事之ヲ認定ス

(5) 港湾区域及び港湾隣接地域内の公共空地の占用料及び土砂採取料

東京都港湾局港湾経営部経営課

TEL 03-5320-5551(ダイヤルイン)

東京都港湾区域及び港湾隣接地域占用料等徴収条例

1) 占用料金

(単位：円)

港湾区分	占用区分	占用場所の区分	占用料	
			単位	金額
東京港	いかだ係留のための占用	港湾区域	1 平方メートル 当たり月額	28
	飲食店その他の通常陸上に設置される施設を水域に設置するための占用	港湾区域	1 平方メートル 当たり月額	A に 0.000625 を乗じて得た額(当該額が 127 円未満の場合は 127 円)
	栈橋、起重機、船舶の係留等のための占用	港湾区域	1 平方メートル 当たり月額	127
		港湾隣接地域内の公共空地	1 平方メートル 当たり月額	190
	上空の占用又は地下埋設物設置のための占用	港湾区域	1 平方メートル 当たり月額	60
		港湾隣接地域内の公共空地	1 平方メートル 当たり月額	90
その他の港湾	栈橋、起重機、船舶の係留等のための占用	港湾区域及び港湾隣接地域内の公共空地	1 平方メートル 当たり月額	10
	上空の占用又は地下埋設物設置のための占用	港湾区域及び港湾隣接地域内の公共空地	1 平方メートル 当たり月額	5

備考 1 電柱(本柱、支柱、支線柱及び支線をいう。)並びに底面積が 4 平方メートル未満の鉄塔及び係船くい、各 1 本につき 4 平方メートルを占用するものとみなす。

2 ガス管、ケーブル、水道管その他の地下埋設物については、掘削部分の幅に延長を乗じて得た面積を占用するものとみなす。ただし、これにより難しいときは、延長 1 メートルにつき 1 平方メートルを占用するものとみなす。

3 広告又は看板でその板の面積が敷地の面積より広いものについては、その板の面積を占用面積とみなす。

4 占用面積が 1 平方メートル未満であるとき、又は占用面積に 1 平方メートル未満の端数があるときのその面積又は端数は、1 平方メートルに切り上げて計算する。

5 1 件の料金が 100 円未満のものについては、100 円を徴収する。

6 占用の開始の日の属する月から占用の終了の日の属する月までの月数を占用期間とみなして計算する。ただし、その総日数が 30 日を超えないものは、1 月とみなして計算する。

7 A は、水域占用場所の近傍の土地の固定資産税評価額(地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 341 条第 10 号に規定する土地課税台帳又は同条第 11 号に規定する土地補充課税台帳に現に登録されている価格をいう。)の 1 平方メートル当たりの額に相当する額とする。

2) 土砂採取料金

(単位：円)

沿岸区分	採取物区分	採取料金	
		単位	金額
東京港	砂 利 又 は 砂	1 立方メートルにつき	360
	玉 石	1 立方メートルにつき	540
	泥 土	1 立方メートルにつき	210
その他の港湾	砂 利 又 は 砂	1 立方メートルにつき	150
	玉 石	1 立方メートルにつき	220
	泥 土	1 立方メートルにつき	85

備考1 玉石は、直径 12 センチメートル以上のものとする。

2 採取容積が 1 立方メートル未満のとき、又は採取容積に 1 立方メートル未満の端数があるときのその容積又は端数は、1 立方メートルに切り上げて計算する。

(6) 海岸保全区域の占用料及び土石採取料

東京都港湾局港湾経営部経営課

TEL 03-5320-5551(ダイヤルイン)

東京都海岸占用料等徴収条例

1) 占用料金

(単位：円)

沿岸区分	所管区分	占用区分	占用場所の区分		占用料金	
					単位	金額
東京湾沿岸	港湾管理者が管理する区域	土地の占用又は施設の占用	全区域		1平方メートル当たり月額	190
		上空の占用又は地下埋設物の設置のための占用	全区域		1平方メートル当たり月額	90
	その他の区域	土地の占用又は施設の占用	全区域		1平方メートル当たり月額	60
		上空の占用又は地下埋設物の設置のための占用	全区域		1平方メートル当たり月額	31
伊豆諸島及び小笠原諸島沿岸	港湾管理者又は漁港管理者が管理する区域	土地の占用又は施設の占用	全区域		1平方メートル当たり月額	10
		上空の占用又は地下埋設物の設置のための占用	全区域		1平方メートル当たり月額	5
	その他の区域	土地の占用又は施設の占用	第1区域	東京都大島支庁所管区域	1平方メートル当たり月額	10
			第2区域	東京都三宅支庁、八丈支庁及び小笠原支庁所管区域	1平方メートル当たり月額	10
		上空の占用又は地下埋設物の設置のための占用	第1区域	東京都大島支庁所管区域	1平方メートル当たり月額	5
			第2区域	東京都三宅支庁、八丈支庁及び小笠原支庁所管区域	1平方メートル当たり月額	5

備考1 電柱(本柱、支柱、支線柱及び支線をいう。)並びに底面積が4平方メートル未満の鉄塔及び係船くい、各1本につき4平方メートルを占用するものとみなす。

2 ガス管、ケーブル、水道管その他の地下埋設物については、掘削部分の幅に延長を乗じて得た面積を占用するものとみなす。ただし、これにより難しいときは、延長1メートルにつき1平方メートルを占用するものとみなす。

3 広告又は看板でその板の面積が敷地の面積より広いものについては、その板の面積を占用面積とみなす。

4 占用面積が1平方メートル未満であるとき、又は占用面積に1平方メートル未満の端数があるときのその面積又は端数は、1平方メートルに切り上げて計算する。

5 1件の料金が100円未満のものについては、100円を徴収する。

6 占用の開始の日の属する月から占用の終了の日の属する月までの月数を占用期間とみなして計算する。ただし、その総日数が30日を超えないものは、1月とみなして計算する。

2) 土石採取料金

(単位：円)

沿岸区分	採取物区分	採取料金		備考
		単位	金額	
東京湾沿岸	砂利又は砂	1 立方メートルにつき	360	1 玉石は、直径 12 センチメートル以上のものとする。 2 採取容積 1 立方メートル未満のとき、又は採取容積に 1 立方メートル未満の端数があるときのその容積又は端数は、1 立方メートルに切り上げて計算する。
	玉 石	1 立方メートルにつき	540	
	泥 土	1 立方メートルにつき	210	
伊豆諸島及び小笠原諸島沿岸	砂利又は砂	1 立方メートルにつき	150	
	玉 石	1 立方メートルにつき	220	
	泥 土	1 立方メートルにつき	85	

(7) 東京夢の島マリーナ利用料金

株式会社ユニマツトプレシヤス

TEL 03-5569-2710

1) 係留料金

利用区分	艇長	艇幅	年一括払い	分割払い(四半期ごと)	
			利用料金	各期支払額	利用料金
A	6 メートル以下 (17 フィート～19 フィート)	3.9 メートル以下	409,200 円	102,300 円	409,200 円
B	6 メートルを超え 7 メートル以下 (20 フィート～22 フィート)	3.9 メートル以下	607,200 円	151,800 円	607,200 円
C	7 メートルを超え 8 メートル以下 (23 フィート～26 フィート)	3.9 メートル以下	752,400 円	188,100 円	752,400 円
D	8 メートルを超え 10 メートル以下 (27 フィート～32 フィート)	3.9 メートル以下	924,000 円	231,000 円	924,000 円
E	10 メートルを超え 13 メートル以下 (33 フィート～42 フィート)	4.5 メートル以下	1,188,000 円	297,000 円	1,188,000 円
F	13 メートルを超え 15 メートル以下 (43 フィート～49 フィート)	4.9 メートル以下	1,452,000 円	363,000 円	1,452,000 円
G	15 メートルを超え 18 メートル以下 (50 フィート～58 フィート)	5.4 メートル以下	1,848,000 円	462,000 円	1,848,000 円
H	18 メートルを超え 20 メートル以下 (59 フィート～65 フィート)	5.5 メートル以下	2,244,000 円	561,000 円	2,244,000 円

2) 作業料金

① クレーン作業料金（海上より上架～修繕ヤード～海上下架（船台に置く場合））

ア 外艇

艇長	料金	ホスト使用料	修理工場使用料
30 フィート以下	22,000 円	8,382 円 (往復)	2,933 円
31 フィート～35 フィート	33,000 円		
36 フィート～40 フィート	44,000 円		
41 フィート～50 フィート	55,000 円		
51 フィート以上	66,000 円		

イ 内艇

艇長	料金	ホスト使用料	修理工場使用料
30 フィート以下	11,000 円	4,191 円 (往復)	2,933 円
31 フィート～35 フィート	16,500 円		
36 フィート～40 フィート	22,000 円		
41 フィート～50 フィート	27,500 円		
51 フィート以上	33,000 円		

② 海上より上架トラックで搬出（船台に置かない場合）

外艇			内艇		
艇長	料金	ホスト使用料	艇長	料金	ホスト使用料
30 フィート以下	13,200 円	4,191 円 (片道)	30 フィート以下	13,200 円	2,095 円 (片道)
31 フィート～35 フィート	19,800 円		31 フィート～35 フィート	19,800 円	
上記以外は不可能			上記以外は不可能		

③ トラックより搬入海上下架（船台に置かない場合）

外艇			内艇		
艇長	料金	ホスト使用料	艇長	料金	ホスト使用料
30 フィート以下	11,000 円	4,191 円 (片道)	30 フィート以下	11,000 円	2,095 円 (片道)
31 フィート～35 フィート	16,500 円		31 フィート～35 フィート	16,500 円	
上記以外は不可能			上記以外は不可能		

④ 海上より上架トラックで搬出（船台に置く場合）

ア 外艇

艇長	料金	ホスト使用料	修理工場使用料
30 フィート以下	24,200 円	8,382 円 (往復)	2,933 円（当日 搬出は無料）
31 フィート～35 フィート	36,300 円		
上記以外は不可能			

イ 内艇

艇長	料金	ホスト使用料	修理工場使用料
30 フィート以下	18,700 円	4,191 円 (往復)	2,933 円（当日 搬出は無料）
31 フィート～35 フィート	28,050 円		
上記以外は不可能			

⑤ トラックより搬入海上下架（船台に置く場合）

ア 外艇

艇長	料金	ホスト使用料	修理工場使用料
30 フィート以下	22,000 円	8,382 円	2,933 円（当日

31 フィート～35 フィート	33,000 円	(往復)	搬出は無料)
上記以外は不可能			

イ 内艇

艇長	料金	ホスト使用料	修理ヤード使用料
30 フィート以下	16,500 円	4,191 円 (往復)	2,933 円 (当日 搬出は無料)
31 フィート～35 フィート	24,750 円		
上記以外は不可能			

⑥ マリーナ内回航、曳航 (片道)

艇長	回航	曳航
30 フィート以下	5,500 円	11,000 円
31 フィート～40 フィート	8,250 円	16,500 円
41 フィート以上	11,000 円	22,000 円

(8) 東京港港湾厚生施設利用料金

1) 船員宿泊所利用料

一般財団法人東京船員厚生協会

TEL 03-3531-2216

東京海員会館

(単位：円／1名、税込)

区分	室タイプ	洋室						和室	
		シングル	スタンダードダブル	ダブル/スーパーリア	ツイン	バリアフリー	コンフォート	A(定員3)	B(定員4)
	室数	52室	18室	6室/12室	4室	1室	6室	24室	16室
	面積	12.8㎡	15.6㎡	20.7㎡	20.7㎡	20.7㎡	20.7㎡	20.7㎡	23.3㎡
船員及び家族	単身	7,500	7,900	8,800	8,800	8,800	11,000	7,500	7,900
	2名1室利用		6,200	7,800	7,800	介助者無料	9,000	5,800	6,800
	3名1室利用							5,000	6,000
	4名1室利用								5,000
海事関係者	単身	8,500	8,900	9,800	9,800	9,800	12,000	8,500	8,900
	2名1室利用		7,200	8,800	8,800	介助者無料	10,000	6,800	7,800
	3名1室利用							6,000	7,000
	4名1室利用								6,000
一般	単身	随時設定							
	2名1室利用								
	3名1室利用								
	4名1室利用								

※ 宿泊料金は1人毎の1泊分料金

※ 宿泊料金が一人につき税抜10,000円を超えた場合は、宿泊税がかかります。

※ 令和7年4月1日から適用

2) 港湾労働者宿泊所等利用料

一般財団法人東京港湾福利厚生協会

TEL 03-3452-6391

(消費税込み)

名 称	利用料(円)	備 考
港湾労働者第一宿泊所	1,430	1人1泊
港湾労働者第三宿泊所	880	1人1泊
港湾労働者品川宿泊所	880	1人1泊
辰巳港湾住宅	40,300～81,300	月額(含む 共益費)

2 とん税（外国貿易船の開港への入港に課する）

東京税関監視部統括監視官（取締本部）

TEL 03-3599-6286

とん税法

（昭和 39 年 4 月 1 日施行）

- (1) 開港への入港ごとに納付する場合

純トン数 1 トンまでごとに 16 円

- (2) 開港ごとに 1 年分を一時に納付する場合

純トン数 1 トンまでごとに 48 円

ただし、欧州・北米航路に就航するコンテナ貨物定期船に限り、当分の間 24 円とする。

3 特別とん税（地方公共団体に財源を譲与するため外国貿易船の開港への入港に課する）

東京税関監視部統括監視官（取締本部）

TEL 03(3599)6286

特別とん税法

（昭和 39 年 4 月 1 日施行）

- (1) 開港への入港ごとに納付する場合

純トン数 1 トンまでごとに 20 円

- (2) 開港ごとに 1 年分を一時に納付する場合

純トン数 1 トンまでごとに 60 円

ただし、欧州・北米航路に就航するコンテナ貨物定期船に限り、当分の間 30 円とする。

4 水先料

東京湾水先区水先人会 TEL 045-650-3190

- ・料金は各水先人の届出である。
- ・平成 20 年 2 月 15 日付国土交通大臣の公示により、下記内容の範囲内で料金の届出を行う水先人は、原価計算書等の添付が省略できる。

- 1 水先料の額は、別表の水先料の額の 100 分の 110 に相当する額とする。
- 2 次の表の左欄に掲げる水先をする場合における水先料の額は、前項の規定にかかわらず、それぞれ同表の右欄に掲げる額の 100 分の 110 に相当する額とする。

左 欄			右 欄
1 試運転、コンパス矯正、方向探知器誤差測定その他これに類する目的のため水先をする場合	港内において水先をする場合	水先をする時間が2時間以内であるとき	別表に定める転びょうに係る水先料の額
		水先をする時間が2時間を超えるとき	別表に定める転びょうに係る水先料の額に、2時間を超える1時間ごとに（1時間に満たないものは1時間とする。以下同じ。）その額の100分の50に相当する額を加えた額
	港内と港外との間又は港外において水先をする場合	水先をする時間が2時間以内であるとき	別表に定める入出港に係る水先料の額
		水先をする時間が2時間を超えるとき	別表に定める入出港に係る水先料の額に、2時間を超える1時間ごとに同表に定める転びょうに係る水先料の額の100分の50に相当する額を加えた額
2 入出港する船舶について、水先人が通常乗下船する場所から著しく離れた地点から、又はその地点まで水先をする場合			別表に定める入出港に係る水先料の額に、その100分の50に相当する額の範囲内で、その距離に応じて水先人と船舶所有者又は船長とが協定して定めた額を加えた額
3 水先人の事務所が置かれている港から著しく離れた場所において水先をする場合			別表に定める水先料の額に、水先人の旅費、宿泊料及び乗下船に要する費用に相当する額を加えた額

- 3 次の各号に掲げる水先をする場合における水先料の額は、前 2 項の規定にかかわらず、別表の水先料の額（前項の表の左欄に掲げる水先をする場合には同表の右欄に掲げる額）とする。

- ① 専ら国内及び国内以外の地域にわたって又は国内以外の地域間で行われる旅客又は貨物の輸送の用に供される船舶の水先であって、海上運送法第 2 条第 2 項に規定する船舶運航事業又は同条第 7 項に規定する船舶貸渡業を営む者に対してするもの
- ② 前号に掲げるもののほか、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）第 6 条第 1 項第 6 号に規定する非居住者に対してする水先

- 4 他の水先人と共同で水先をする場合（操舵室が船側にある船舶の水先をする場合及びいずれかの水先人が研修中の水先人として水先をする場合を除く。）における水先料の額は、前 3 項の規定にかかわらず、これらの規定による水先料の額（第 2 項の表 3 の割増額を除く。）からその 100 分の 25 に相当する額を減じた額とする。

- 5 水先法第 35 条の規定により水先人を乗り込ませなければならない船舶（海上運送法第 19 条の 4 第 1 項の対外旅客定期航路事業に使用する船舶に限る。）であって、同一の水先区における 1 日の航海の回数が 1 年間（整備、検査等の事由により、当該船舶が一時的に航海に従事しない日を除く。）を通じて平均 1 回以上であるものの水先をする場合における水先料の額は、第 1 項から第 4 項までの規定に

にかかわらず、これらの規定による水先料の額（第 2 項の表 4 の割増額を除く。）からその 100 分の 30 に相当する額を減じた額とする。

- 6 水先人が約定した場所におもむいてから水先をする船舶を下船するまでの間において当該船舶の船長の責めに帰すべき事由により 30 分を超えて待機した場合における水先料の額は、前各項の規定にかかわらず、これらの規定による水先料の額に、その超えた時間の 30 分ごとに 5,400 円の 100 分の 110 に相当する額（第 3 項各号に掲げる水先をする場合にあっては、その超えた時間の 30 分ごとに 5,400 円）を加えた額とする。

別表

水先をする船舶の運航区分	水先料の額					日没から日出までの間において水先をする場合
	日出から日没までの間において水先をする場合					
	えい航される船舶以外の船舶の場合				えい航される船舶の場合	
	船舶のトンの測度に関する法律（昭和 55 年法律第 40 号）第 5 条第 3 項に規定する 2 層以上の甲板を備える船舶であって国土交通省令で定めるもの（以下「多層甲板船」という。）以外の船舶の場合		多層甲板船の場合			
	総トン数が 1,000 トン以下であり、かつ、喫水が 3 メートル以下である場合	総トン数が 1,000 トンを超え、又は喫水が 3 メートルを超える場合				
	基本額	加算額				
東京湾入口と京浜港東京区の境界付近との間の航行	総トン数 1 万トン以上の船舶 … 84,953 円 総トン数 1 万トン未満の船舶 … 47,464 円	1,836 円		総 ト ン 数 1,000 トン (1,000 トンに満たないものは 1,000 トンとする。) を増すごとに加算額を、喫水 30 センチメートル (30 センチメートルに満たないものは 30 センチメートルとする。) を増すごとに加算額をそれぞれ基本額に加えた額		基本額又は総トン数が 1,000 トンを超え、又は喫水が 3 メートルを超える場合の欄に掲げる額 (以下「基本料の額」という。) の 100 分の 100 に相当する額の範囲内で加算額に加算割増率を乗じて得た額を基本額又は基本料の額に加えた額
京浜港東京区の境界付近と千葉港の境界付近との間の航行	総トン数 1 万トン以上の船舶 … 48,655 円 総トン数 1 万トン未満の船舶 … 11,166 円	476 円		えい航される船舶以外の船舶の場合の欄に掲げる額の 100 分の 180 に相当する額		
京浜港東京区の境界付近と木更津港の境界付近との間の航行	総トン数 1 万トン以上の船舶 … 56,878 円 総トン数 1 万トン未満の船舶 … 19,390 円	782 円				
京浜港川崎区又は同港横浜区の境界付近と同港東京区の境界付近との間の航行	総トン数 1 万トン以上の船舶 … 59,620 円 総トン数 1 万トン未満の船舶 … 22,131 円	884 円				
横須賀港の境界付近と京浜港東京区の境界付近との間の航行	総トン数 1 万トン以上の船舶 … 72,286 円 総トン数 1 万トン未満の船舶 … 34,798 円	1,360 円				
京浜港東京区への入港又は同港東京区からの出港	総トン数 1 万トン以上の船舶 … 41,781 円 総トン数 1 万トン未満の船舶 … 32,327 円	1,230 円				
京浜港東京区内における転びよう	総トン数 1 万トン以上の船舶 … 38,076 円 総トン数 1 万トン未満の船舶 … 28,622 円	1,090 円				

備考

- 1 この表における水先料の額の欄中「日出から日没までの間において水先をする場合」及び「日没から日出までの間において水先をする場合」の適用については、当該規定中「水先をする」を船舶に乗り込んだ後、当該船舶を導くために必要な準備行為を開始した時点(以下「水先を始めた時」という。)から当該船舶を導く行為を終了する時点(以下「水先を終わる時」という。)までの間の行為に限ることとして、これを行うものとする。

2 この表における喫水は、水先を始めた時から水先を終わる時までの間における最大のものとし、排水量をもつて大きさを表す船舶については、その排水トン数の5分の3に相当するトン数を当該船舶の総トン数とみなす。

3 加算割増率は、次の算式により算出する。

$$K = \{(3.5 \div 1,000) \times L^3 - T \times 1.2\} \div 1,000$$

Kは、加算割増率であって負の値の場合は0とする。

Lは、船舶の長さ(メートル)の値

Tは、総トン数(1,000 トン以下の場合は1,000 トン)の値

5 進路警戒船料

東京汽船株式会社

TEL 045-671-7731

本船のエスコート用として曳船を使用した場合は次の通り。

(1) 基本料金（警戒船1隻1作業について）

エスコート区域 警戒船の種類	法定航路及び横浜、 川崎、横須賀、君津地区	千葉・東京地区
進路警戒船	355,000 円	430,000 円
第1種消防設備船	395,000 円	470,000 円
第2.3.4種消防設備船	425,000 円	500,000 円
側方警戒船	395,000 円	470,000 円

(2) その他

(イ) 時間外割増料金・・・基本料金の40%増

（平日エスコート作業を開始又は終了した時刻が、1700時から翌0800時の時間にかかった場合）

(ロ) 日曜・祝祭日・特定休日割増料金・・・基本料金の40%増

（日曜・祝祭日・年末<12月31日>年始<1月2、3日>）

日曜日と国民の祝日が重なった時は、翌日の月曜日を休日とみなす。

(ハ) 航路閉鎖及び本船の都合または不可抗力によるウエイテイング料金

（30分以上超えた場合、1時間につき） 50,000 円

（最初の1時間を越えるときは30分またはその端数ごと25,000円を加算する）

(ニ) 曳船出勤後のキャンセル料金は本表により計算された総額の20%引きとする。

6 衛星船舶電話料金

株式会社NTTドコモ

1 ワイドスターⅡ料金

(1) 基本使用料+通話料(税込)

料 金 プ ラ ン	基本使用料 (月額)	30秒あたりの通話料	
タイプL	16,500円 (無料通信分 2,200円)	148.5円	
タイプM	5,390円 (無料通信分 1,100円)	297円	
料 金 プ ラ ン	基本使用料 (月額)	上限額コース	30秒あたりの通話料
タイプリミット	17,050円 (無料通信分2,000円(税抜))	+16,000円コース～ +256,000円コース	148.5円

※ワイドスターⅡタイプリミットは、あらかじめ通話、通信料の上限額を設定して、上限額を超えたら発信をストップする料金プランです。

(2) 通話料

5G・4G・FOMAからワイドスターⅡ(第2種)へ発信する場合の通話・通信料(税込)

eximo/eximo ポイ活/irumo/ahamo/ギガホ プレミア/ギガホ/ギガライト/ケータイプ プラン/ キッズプラン/カケ・ホーダイプラン/ カケ・ホーダイライトプラン/ Xi カケ・ホーダイプラン/シンプルプラン/は じめてスマホプラン/U15はじめてスマホ プランなど	タイプ S/タイ プS バリュ ー	タイプ M/タイ プM バリュ ー	タイプ L/タイ プL バリュ ー	タイプ LL/タ イプLL バリュ ー	タイプビジネス (1分あたりの通話・通信料)	
					ビジネス タイム	オフタイム
177.1円 /30秒	49.5円 /30秒	38.5円 /30秒	27.5円 /30秒	20.9円 /30秒	27.5円 /1分	82.5円 /1分

※ビジネスタイム：平日（午前8時～午後7時）、オフタイム：平日（午後7時～午前8時）、土・日・祝日の終日（祝日には1月2日、3日及び振替休日も含みます。）

KDDI、アルテリアからワイドスターⅡ船舶に発信する場合の通話・通信料【11円
でかけられる秒数】(税込)

平日			土曜日・日曜日・祝日		
昼間	夜間	深夜・早朝	昼間	夜間	深夜・早朝
6.5 秒	12 秒	13 秒	12 秒		13 秒

※時間帯：昼間（午前8時～午後7時）、夜間（午後7時～午後11時）、深夜・早朝（午後11時～午前8時）

2 ワイドスターⅢ料金

(1) 基本料金+通話料(税込)

料 金 プ ラ ン	基本使用料(月額)	30秒あたりの 通話料
タイプL	16,500円 (無料通信分 3,300円)	148.5円
タイプM	10,450円 (無料通信分 2,200円)	297円

(2) 通話料

5G・4G・FOMAから、ワイドスターⅢへ発信する場合の通話料(税込)

eximo/eximo ポイ活/irumo/ahamo/ギガホ プレミア/ギガホ/ギガライト/ケータイプラン/ キッズプラン/カケ・ホーダイプラン/ カケ・ホーダイライトプラン/ Xiカケ・ホーダイプラン/シンプルプラン/は じめてスマホプラン/U15はじめてスマホ プラン など	タイプ S/タイ プS バリュ ー	タイプ M/タイ プM バリュ ー	タイプ L/タイ プL バリュ ー	タイプ LL/タ イプLL バリュ ー	タイプビジネス (1分あたりの通話・通信料)	
					ビジネス タイム	オフタイム
177.1円 /30秒	49.5円 /30秒	38.5円 /30秒	27.5円 /30秒	20.9円 /30秒	27.5円 /1分	82.5円 /1分

※ビジネスタイム：平日（午前8時～午後7時）、オフタイム：平日（午後7時～午前8時）、土・日・祝日の終日（祝日には1月2日、3日及び振替休日も含みます。）

一般電話・他通信事業者からワイドスターⅢへ発信する場合の通話料

一般電話や他の通信事業者からワイドスターⅢへの発信は、各事業者の設定料金となります。詳細は発信元事業者の契約約款などにてご確認ください。

3 その他

海上保安庁「海上における遭難・火災・人命救助など」へ 特番 118

ワイドスター（衛星船舶電話）に関する総合的なお問い合わせ先
ドコモ ワイドスターコールセンター 0120-616-360

7 通船料金

東京シップサービス株式会社
東京都港区海岸三丁目 1 番 3 号
TEL 03-3455-2121・1461
FAX 03-3455-2167・2176

不定期(臨時)通船運賃

(1) 不定期通船運賃

昼夜別			昼間 8:00-17:00	早朝・夜間 6:00-8:00 17:00-22:00	深夜 22:00-6:00
区分					
A 地区	東京港東防波堤・中央防波堤・西防波堤を結んだ線内の区域	30 分以内	13,830 円	20,760 円	27,670 円
		1 時間以内	17,620 円	26,440 円	35,240 円
B 地区	A 以外の区域	1 時間以内	26,460 円	39,680 円	52,240 円

※ 上記運賃には、消費税及び地方消費税(10 パーセント)が加算されています。

※ 作業船・警戒船でのご利用の料金は、上記料金の 50 パーセント増とさせていただきます。

(2) 運賃適用方

- 1) 地域については当社通船発着所を基準とします。
- 2) 乗船人員にかかわらず 1 隻の貸切運賃とします。
- 3) 使用時間については、当社通船発着所出航時から同所への帰航時とし、空船回航および待機時間を含みます。
- 4) 時間の計算は最初の 30 分までは 30 分に、30 分を超える 1 時間までは 1 時間に、1 時間を超える場合は、超過 30 分までは 30 分に切り上げ、以下同様とします。
- 5) 1 時間を超える場合は 30 分毎に各 1 時間基本料金の 1/2 を加算します。これにより 10 円未満の端数が生じた場合は、切捨てとします。
- 6) 昼間と夜間または夜間と深夜にまたがって 30 分以内をご利用の場合は長い方、1 時間又はそれを超えてご利用の場合は 30 分の範囲で利用時間の長い方の運賃を適用します。なお、同じ長さの場合は高い方の運賃を適用します。
- 7) 日曜、国民の祝日(振替休日を含む)、メーデー、年末年始(12 月 30 日～1 月 3 日)は各運賃の 5 割増しの運賃を適用します。
- 8) 荒天(気象庁の発表する強風又は波浪注意報発令時であって、運航の安全が確認された時)の場合は各運賃の 5 割増しの運賃を適用します。

8 網取り・網放し料金

東京シップサービス株式会社
東京都港区海岸三丁目 1 番 3 号
TEL 03-3455-2121・1461
FAX 03-3455-2167・2176

(1) 平日基本料金

(単位：円)

船舶の総トン数	岸壁			片浮標			両浮標		
	基本料金	網取料	網放料	基本料金	網取料	網放料	基本料金	網取料	網放料
0～299	16,900	10,500	6,400	16,600	10,300	6,300	22,900	14,200	8,700
300～499	17,800	11,000	6,800	17,400	10,900	6,500	24,100	14,900	9,200
500～999	18,900	11,800	7,100	18,600	11,600	7,000	25,300	15,800	9,500
1000～2999	36,800	22,900	13,900	32,700	20,300	12,400	45,000	28,000	17,000
3000～4999	40,400	25,100	15,300	36,700	22,800	13,900	50,200	31,100	19,100
5000～9999	56,300	34,900	21,400	50,700	31,400	19,300	69,200	42,900	26,300
10000～14999	67,300	41,700	25,600	60,700	37,700	23,000	83,600	51,900	31,700
15000～19999	80,500	49,900	30,600	69,500	43,300	26,200	95,500	59,300	36,200
20000～24999	93,000	57,800	35,200	※船舶の総トン数80,000トン以上は、5,000トンまたはその端数を増す毎に、網取料8,800円、網放料5,500円を申し受けます。					
25000～29999	103,700	64,200	39,500						
30000～34999	114,300	70,900	43,400						
35000～39999	123,200	76,500	46,700						
40000～44999	139,300	86,300	53,000						
45000～49999	153,900	95,200	58,700						
50000～54999	168,700	104,400	64,300						
55000～59999	182,900	113,100	69,800						
60000～64999	198,100	122,500	75,600						
65000～69999	212,400	131,300	81,100						
70000～74999	226,700	140,100	86,600						
75000～79999	241,000	148,900	92,100						

(2) 休・祭日基本料金

休・祭日(メーデーを含む。)及び年末年始(12月30日から1月3日)の基本料金は平日基本料金の150%とします。

日曜日と国民の休日が重なったときは、翌日を休日扱いとします。

(3) 割増料金

- 1) 時間外割増
 - 自 6 時 01 分 至 8 時 30 分…………… 70%増
 - 自 16 時 31 分 至 22 時 00 分…………… 60%増
 - 自 22 時 01 分 至翌 6 時 00 分…………… 120%増
- 2) 荒雨雪天割増(荒天とは気象庁の発表する注意報発令下)…………… 50%増
- 3) 接舷船・ドルフィン及びドルフィン類似バース…………… 50%増
- 4) 特別ドルフィンバース(木材投下泊地)…………… 75%増
- 5) 船主のご要望により、先取りボートを1隻増す場合…………… 40%増

6) 特別地域割増

10 号地その 1…………… 35%増

10 号地以東の地域(材木投下バース 14 号地・15 号地) …… 75%増

大井ふ頭その 2、中央防波堤内側ばら物ふ頭から以南

大井食品ふ頭、京浜 6 区…… 75%増

(4) 待機料金

現場待機となった場合、1 時間またはその端数を増す毎に作業料金の 20%

(5) 手配解除料金

現場で本船側の都合で作業を取消された場合作業料金の 50%

※ 備考

- ① 通常の綱取り・綱放しの他に、特にお客さまの都合により休祭日及び時間外にご用命された場合は、基本料金 50%の割増料金を申し受けます。
- ② 1,000 ト未満の綱取作業料金には、先取りボートの料金は含まれておりません。
先取りボートご用命の場合は、別途 60%の割増料金を申し受けます。
- ③ 諸料金合計金額の 10%が、消費税及び地方消費税として加算されます。

9 曳船料金

東京タグセンター
(芝浦通船株式会社、東港サービス株式会社)
TEL 03-3455-7251

(1) 基本料金〔1時間当り（8：00～17：00）〕

基本料金	特別割引料金（10,000G/T 未満）
116,000 円	77,000 円

(2) 料金計算方法

- 1) 料金計算方法は使用時間により計算する。
- 2) 使用時間とは曳船が基地から作業場所まで往復に要する時間、及び本船側の都合による待機時間を含むものとする。
- 3) 上記の料金は1時間以内の料金とし、最初の1時間を超過した30分未満の端数は30分とし、30分を超過した端数は1時間として切り上げ、最初の1時間に加算し料金を計算する。
- 4) 曳船出動後の作業取消しは総額の20%引とする。

(3) 割増料金

- 1) 時間外割増

6：00～ 8：00	…………… 60%増
17：00～22：00	…………… 60%増
22：00～ 6：00	…………… 100%増
- 2) 日、祝、特定休日割増 8：00～17：00 …………… 50%増
 ※ 特定休日とはメーデー(5月1日)、年末年始(12月30日～1月3日)を言う。
 日曜日と国民の休日が重なったとき翌日を休日とする。
- 3) 荒天作業(海上風速15m/s以上の場合) …………… 50%増
- 4) 特別作業
 - 1) 海難救助作業(デットシップ作業等) …………… 50%増
 - 2) 消火作業 …………… 50%増
 尚、消火作業等による使用薬品代は実費計算により別途加算する。
- 5) 危険作業 …………… 100%増以上
 ※ 危険作業とは爆発物積載船、タンカー船等の船舶において海難が発生し、爆発の恐れがある場合を言う。

- 6) 特別地域作業 防波堤外(但し、天王洲、裏豊洲地域を含む)・・・ 50%増
 川崎、横浜、千葉地域 …………… 100%増
 横須賀、浦賀、久里浜地域 …………… 150%増
 (ただし、各域港内の本船の離岸接岸作業を含まない。)

(4) 燃料油価格調整金

- 1) 燃料油価格の見直しは3ヶ月毎に行う。
- 2) 燃料油価格調整金の算定はA重油リム価格（1kl あたり）とし、算定方法は、見直し月の前の月を除き3ヶ月間の平均価格とする。
- 3) 燃料油価格調整金の見直しは、1月、4月、7月、10月の各1日付にて、年4回行う。

4) 燃料油価格調整金

A 重油リム価格（キロリットル当たり）

39,999 円以下の場合 0 円

40,000 円～ 59,999 円 1 時間あたり 5,000 円 その後 30 分毎に 2,500 円

60,000 円～ 79,999 円 1 時間あたり 7,500 円 その後 30 分毎に 3,750 円

80,000 円～99,999 円 1 時間あたり 10,000 円 その後 30 分毎に 5,000 円

100,000 円～119,999 円 1 時間あたり 12,500 円 その後 30 分毎に 6,250 円

120,000 円～139,999 円 1 時間あたり 15,000 円 その後 30 分毎に 7,500 円

140,000 円～159,999 円 1 時間あたり 17,500 円 その後 30 分毎に 8,750 円

160,000 円～ 以降 A 重油リム価格が 20,000 円上昇毎に調整料金を 2,500 円加算

その後 30 分毎に 1 時間当たりの調整金の半額

※A 重油リム価格はリム情報開発株式会社が算定する A 重油市況価格を指す。

- (5) 上記以外の特種作業、並びに曳船作業以外の目的で使用した場合は、その都度船会社又は代理店と協議の上決定する。

曳 船 約 款

(日本港湾タグ事業協会)

曳船の船長及び乗組員は、本船船長の指揮に従って曳船作業を行うものであり

イ. 曳船船主及びその使用人は、曳船作業中に生じた本船の滅失もしくは損害又は本船上にある人命もしくは物の損害に関して損害賠償の責を負わない。

ロ. 本船船主は、曳船作業中に生じた曳船の滅失若しくは損害又は曳船上にある人命の損害に関して損害賠償の責を負う。

ハ. 本船船主は、曳船作業中に生じた第三者の損害に関して曳船船主が損害賠償する責を負う場合においては、当該損害賠償について補償するものとする。

ただし、上記の滅失又は人命もしくは物の損害が曳船船主あるいはその使用人が曳船作業に堪える状態におくことあるいは本船船長の指揮に従うことにつき相当の注意を尽くさなかったことにより生じたことを本船船主が証明した場合においては適用しない。

10 港湾運送事業関係料金

港湾荷役（一貫・船内・沿岸・小型船）・はしけ運送・いかだ運送・輸出貨物船積の各料金については平成 12 年 11 月 1 日から、検数・検量・鑑定の各料金については平成 18 年 5 月 15 日から届出制となっています。各港湾運送事業者において本料金表と異なる料金表の届出がなされている場合は、その料金表によるため、現行の実施料金については、該当港運事業者にお問い合わせください。

(1) 港湾荷役料金表(船内・沿岸一貫料金)

(総トン数 1,000 トン未満の小型船荷役料金を除く。)

1) 適用範囲

この港湾荷役料金は、当該貨物について、接岸本船の船内荷役と沿岸荷役を同一委託者から引受けた場合又は異なる委託者からであっても当該貨物に係る接岸本船の船内荷役と沿岸荷役が同量となる引受の場合等船内荷役と沿岸荷役の荷役手配が一貫して行える場合に適用します。

2) 料金の種類及び適用方

① 基本料金

品目			金額（1 トンにつき）	
			接岸本船⇄ 上屋・野積場内	接岸本船⇄ 上屋・野積場前
ユニ タ イ ズ 貨 物 等	コンテナ	実入	1,193 円	1,066 円
		空	1,014 円	905 円
	パレタイズ貨物・バンパック・バッグコンテナ プレスリング		2,305 円	2,112 円
	ノックダウン自動車 完成車(重量 5 トン未満かつ容積 20 トン未満のもの)		1,803 円	1,653 円
	完成車(重量 5 トン以上又は容積 20 トン以上のもの)		2,524 円	2,298 円
包 装 品	袋物		3,156 円	2,883 円
	バール物		3,071 円	2,802 円
	カートン ケース クレート	雑貨類・機械類(1 個当り 5 トン未満 のもの)	3,460 円	3,183 円
		機械類(1 個当り 5 トン以上のもの)	2,524 円	2,298 円
		青果類	2,594 円	2,355 円
		冷凍品・冷蔵品		5,006 円

有 姿 貨 物	タイヤ			2, 378 円	2, 199 円	
	巻取紙(内地産)			1, 908 円	1, 706 円	
	木材	岸 壁 揚 の もの	原木	米 国 材 ・ 南 洋 材	1, 739 円	1, 563 円
				北洋材	2, 361 円	2, 188 円
			製材		1, 870 円	1, 689 円
	非鉄金属類(半製品・銑鉄・地金)			2, 803 円	2, 520 円	
	鋼材	一般鋼材(口径 12 インチ未満の鋼管 含む)		2, 700 円	2, 467 円	
		鋼管(口径 12 インチ以上のもの)・コ イル		2, 297 円	2, 100 円	
	石材			2, 751 円	2, 556 円	
撒 貨 物	小麦・肥料原料・鉍礦石(粉)			1, 861 円	1, 667 円	
	鉍礦石(塊)・特殊鉍礦石			2, 578 円	2, 347 円	
	砂糖			2, 493 円	2, 312 円	

(イ) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

A 「接岸本船内⇄上屋・野積場内」の場合

(揚荷) 接岸本船の本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場内へ移送、併付するまでの作業。

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を岸壁上に移送し、接岸本船内に積込むまでの作業。

B 「接岸本船内⇄上屋・野積場前」の場合

(揚荷) 接岸本船の本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場前又は貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を岸壁上に移送し、接岸本船内に積込むまでの作業。

(ロ) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

② 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種別	内容	割増率
半夜荷役	16 時 30 分から 21 時 30 分までの間における荷役	基本料金の 6 割増
土曜日荷役	土曜日(当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日<振替休日を含む。>がある場合における土曜日を除く。)における荷役	基本料金の 6 割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の 10 割増

③ 割引料金

割引料金は、次のとおりとします。ただし、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きします。

(イ) 大口数量割引

委託者からの 1 荷役の引受において、同一貨物の量が

A 1,000 トン以上 3,000 トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の 5 パーセント

B 3,000 トン以上の場合、当該貨物の全量について基本料金の 7 パーセントに相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割り引きます。

(ロ) 長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の 5 パーセントに相当する額を、当該引受に係る請求額から割り引きます。

A 3 ヶ月以上の長期契約があること。

B 1 ヶ月間に 2 回以上の反復継続の引受があること。

C 1 回当りの荷役量が 3,000 トンを超えること。

④ 待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

昼夜区分	1 口の作業構成員数による区分 (1 口 1 時間につき)				
	15 人以下 (12 人)	16 人～22 人 (19 人)	23 人～29 人 (26 人)	30 人～36 人 (33 人)	37 人以上 (40 人)
昼間 (8 時 30 分から 16 時 30 分まで)	54,530 円	84,930 円	115,350 円	145,780 円	171,680 円
半夜 (16 時 30 分から 21 時 30 分まで)	84,830 円	132,110 円	179,440 円	226,770 円	267,060 円

本料金は、荷役開始時刻(昼間荷役にあつては 8 時 30 分、半夜荷役にあつては 16 時 30 分)以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は天候或いは揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては、8 時 30

分から 16 時 30 分までの間、半夜荷役にあっては、16 時 30 分から 21 時 30 分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

⑤ 最低料金

最低料金は、次のとおりとします。(1口につき 単位：円)

昼夜区分	1口の作業構成員数による区分 (1口1時間につき)				
	15人以下 (12人)	16人～22人 (19人)	23人～29人 (26人)	30人～36人 (33人)	37人以上 (40人)
昼間 (8時30分から16時30分まで)	432,600円	673,780円	915,110円	1,156,520円	1,362,000円
半夜 (16時30分から21時30分まで)	432,600円	673,780円	915,110円	1,156,520円	1,362,000円

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(イ) 荷役手配の取消しの場合

A 昼間荷役の手配申し受け最終時刻(前日の15時)以降2時間を経過してからの取消しについては、昼間荷役の最低料金を適用します。

B 半夜荷役の手配申し受け最終時刻(当日の15時)以降の取消しについては、半夜荷役の最低料金を適用します。

(ロ) 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は少量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

⑥ 分担金等

区分	金額
港湾福利分担金	各貨物(一律)1トンにつき 8円
港湾労働法関係付加金	各貨物(一律)1トンにつき 3円
労働安定基金	各貨物(一律)1トンにつき 7円

3) 消費税及び地方消費税の加算

① 料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

② 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは、1円単位に四捨五入します。

4) 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積

は 1.133 立方メートルをもって 1 トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。ただし、コンテナは実入・空とも 20 フィート型は 1 個当たり 32 トン、40 フィート型は 1 個当たり 48 トンをもってそれぞれ計算トン数とします。また、20 フィート型未満のコンテナは、20 フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35 フィート型及び 45 フィート型等は 40 フィート型と同じとします。

5) その他

- ① 本料金を適用する荷役において、「上屋出しコンテナ詰又はコンテナ出し上屋入れ作業」、「看貫作業」、「仕訳作業」、「はい替作業」及び「上屋保管」が伴う場合のこれらの諸作業に係る料金は、当港において適用される港湾荷役料金(沿岸荷役料金)のそれぞれの料金を準用します。
- ② 特殊貨物(特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等)、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役(海難船・特殊船の荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役、見本採取等を伴う荷役、沿岸荷役における長距離移送等)の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- ③ 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合及びフォアマンを増員した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- ④ 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は慣習によります。

(2) 港湾荷役料金表

(船内荷役料金:総トン数 1,000 トン未満の小型船荷役料金を除く。)

1) 適用範囲

この港湾荷役料金(船内荷役料金)は、船内荷役のみを行う場合に適用します。

2) 料金の種類及び適用方

① 基本料金

品目				金額 (1 トンにつき)		
ユニ タ イ ズ 貨 物 等	コンテナ		実入	586 円		
			空	498 円		
	パレタイズ貨物・バンパック・バッグコンテナ・プレスリング			1,412 円		
	ノックダウン自動車 完成車(重量 5 トン未満かつ容積 20 トン未満のもの)			1,110 円		
	完成車(重量 5 トン以上又は容積 20 トン以上のもの)			1,465 円		
包 装 品	袋物			1,885 円		
	ボール物			1,813 円		
	カートン ケース クレート	雑貨類・機械類(1 個当たり 5 トン未満のもの)		2,185 円		
		機械類(1 個当たり 5 トン以上のもの)		1,465 円		
		青果類		1,469 円		
冷凍品・冷蔵品		3,713 円				
有 姿 貨 物	タイヤ			1,561 円		
	巻取紙(内地産)			949 円		
	木材	水落しのもの	原木		639 円	
		岸壁揚のもの	原木	米国材・南洋材		902 円
				北洋材		1,574 円
					製材	
	非鉄金属類(半製品、銑鉄、地金)			1,466 円		
	鋼材	一般鋼材(口径 12 インチ未満の鋼管含む)		1,619 円		
		鋼管(口径 12 インチ以上のもの)・コイル		1,378 円		
	石材			1,868 円		
撒 貨 物	小麦・肥料原料・鉍礦石(粉)			938 円		
	鉍礦石(塊)・特殊鉍礦石			1,496 円		
	砂糖			1,674 円		

(イ) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。ただし、関連事業に係る行為は除きます。

- A 揚荷の場合は、本船内の貨物をはしけ内又は岸壁上に取卸し、フックをはずすまでの作業
- B 積荷の場合は、はしけ内又は岸壁上の貨物にフックをかけ、本船に積み込むまでの作業
- (ロ) 料金表に記載のない貨物等
- 基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

② 割増料金

- 割増料金は、次のとおりとします。
- ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種別	内容	割増率
半夜荷役	16 時 30 分から 21 時 30 分までの間における荷役	基本料金の 6 割増
土曜日荷役	土曜日(当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日<振替休日を含む。>がある場合における土曜日を除く。)における荷役	基本料金の 6 割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の 10 割増

③ 割引料金

- 割引料金は、次のとおりとします。
- ただし、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きます。

(イ) 大口数量割引

- 委託者からの 1 荷役の引受において、同一貨物の量が
- A 1,000 トン以上 3,000 トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の 5 パーセント
- B 3,000 トン以上の場合、当該貨物の全量について基本料金の 7 パーセントに相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割引きます。

(ロ) 長期大量割引

- 同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の 5 パーセントに相当する額を、当該引受に係る請求額から割引きます。
- A 3 ヶ月以上の長期契約があること
- B 1 ヶ月間に 2 回以上の反復継続の引受があること
- C 1 回当たりの荷役量が 3,000 トンを超えること

④ 待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

昼夜区分	1口の作業構成員数による区分 (1口1時間につき)				
	9人以下 (7.5人)	10人～13人 (11.5人)	14人～17人 (15.5人)	18人～21人 (19.5人)	22人以上 (22.5人)
昼間 (8時30分から16時 30分まで)	34,030円	52,170円	70,300円	88,440円	102,060円
半夜 (16時30分から21時 30分まで)	52,940円	81,150円	109,360円	137,570円	158,760円

本料金は、荷役開始時刻(昼間荷役にあつては8時30分、半夜荷役にあつては16時30分)以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は天候或いは揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあつては16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

⑤ 最低料金

最低料金は、次のとおりとします。

昼夜区分	1口の作業構成員数による区分 (1口1時間につき)				
	9人以下 (7.5人)	10人～13人 (11.5人)	14人～17人 (15.5人)	18人～21人 (19.5人)	22人以上 (22.5人)
昼間 (8時30分から16時 30分まで)	269,970円	413,880円	557,710円	701,620円	809,680円
半夜 (16時30分から21時 30分まで)	269,970円	413,880円	557,710円	701,620円	809,680円

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(イ) 荷役手配の取消しの場合

A 昼間荷役の手配申し受け最終時刻(前日の15時)以降2時間を経過してからの取消しについては、昼間荷役の最低料金を適用します。

B 半夜荷役の手配申し受け最終時刻(当日の15時)以降の取消しについては、半夜荷役の最低料金を適用します。

(ロ) 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は少量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

⑥ 分担金等

区分	金額
港湾福利分担金	各貨物(一律)1 トンにつき 4 円
港湾労働法関係付加金	各貨物(一律)1 トンにつき 1 円 50 銭
労働安定基金	各貨物(一律)1 トンにつき 3 円 50 銭

⑦ 消費税及び地方消費税の加算

(イ) 料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。ただし、免税となる取引には適用しません。

(ロ) 上記により計算された金額に 1 円未満の端数が生じたときは 1 円単位に四捨五入します。

⑧ 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は 1,000 キログラム、容積は 1.133 立方メートルをもって 1 トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。ただし、コンテナは実入・空とも 20 フィート型は 1 個当たり 32 トン、40 フィート型は 1 個当たり 48 トンをもってそれぞれ計算トン数とします。また、20 フィート型未満のコンテナは、20 フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35 フィート型及び 45 フィート型等は 40 フィート型と同じとします。

⑨ その他

(イ) 特殊貨物(特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等)、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役(海難船・特殊船の荷役、沈木作業、防波堤外荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役等)の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

(ロ) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合及びフォアマンを増員した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。

(ハ) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は慣習によります。

(3) 港湾荷役料金表

(沿岸荷役料金：総トン数 1,000 トン未満の小型船荷役料金を除く。)

1) 適用範囲

この港湾荷役料金(沿岸荷役料金)は、沿岸荷役のみ行う場合に適用します。

2) 料金の種類及び適用方

① 基本料金

接岸本船船側・はしけ内⇄上屋・野積場内または、上屋・野積場前

品目				金額（1 トンにつき）		
				接岸本船⇄ 上屋・野積場内	接岸本船⇄ 上屋・野積場前	
ユニ タ イ ズ 貨 物 等	コンテナ	実入		670 円	536 円	
		空		569 円	455 円	
	パレタイズ貨物・バンパック・バッグコンテナ プレスリング		1,014 円	811 円		
	ノックダウン自動車 完成車(重量 5 トン未満かつ容積 20 トン未満のもの)		788 円	630 円		
	完成車(重量 5 トン以上又は容積 20 トン以上のもの)		1,192 円	954 円		
包 装 品	袋物		1,437 円	1,150 円		
	ベール物		1,420 円	1,136 円		
	カートン ケース クレート	雑貨類・機械類(1 個当たり 5 トン未満 のもの)		1,457 円	1,166 円	
		機械類(1 個当たり 5 トン以上のもの)		1,192 円	954 円	
		青果類		1,262 円	1,010 円	
		冷凍品・冷蔵品			1,556 円	
有 姿 貨 物	タイヤ			942 円	754 円	
	巻取紙(内地産)			1,059 円	847 円	
	木材	岸 壁 揚 の もの	原木	米国材・南洋材	929 円	743 円
				北洋材	911 円	729 円
			製材		949 円	759 円
	非鉄金属類(半製品・銑鉄・地金)			1,484 円	1,187 円	
	鋼材	一般鋼材(口径 12 インチ未満の鋼管 含む)		1,223 円	978 円	
		鋼管(口径 12 インチ以上のもの)・コ イル		1,040 円	832 円	
	石材			1,028 円	822 円	
撒 貨 物	小麦・肥料原料・鉍礦石(粉)			1,021 円	817 円	
	鉍礦石(塊)・特殊鉍礦石			1,218 円	974 円	
	砂糖			950 円	760 円	

(イ) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。ただし、関連事業に係る行為は除きます。

A 「接岸本船船側・はしけ内⇄上屋・野積場内」の場合

a 接岸本船船側⇄上屋・野積場内の場合

(揚荷) 本船船側にある貨物を、上屋・野積場内へ移送、併付けるまでの作業

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を搬出し、本船船側へ移送する作業

b はしけ内⇄上屋・野積場内の場合

(揚荷) はしけ内の貨物を陸揚し、上屋野積場内へ移送、併付けるまでの作業

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を搬出し、はしけ内へ移送し積付るまでの作業

B 「接岸本船船側・はしけ内⇄上屋・野積場前」の場合

a 接岸本船船側⇄上屋・野積場前の場合

(揚荷) 本船船側にある貨物を、上屋・野積場前又は貨車・トラック等の車側へ移送するまでの作業

(積荷) 上屋・野積場前又は貨車・トラック等の車側にある貨物を、本船船側へ移送する作業

b はしけ内⇄上屋・野積場前の場合

(揚荷) はしけ内の貨物を陸揚し、上屋・野積場前又は貨車・トラック等の車側へ移送する作業

(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を、はしけ内へ移送し積付けるまでの作業

(ロ) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

② 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種別	内容	割増率
半夜荷役	16 時 30 分から 21 時 30 分までの間における荷役	基本料金の 6 割増
土曜日荷役	土曜日(当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日<振替休日を含む。>がある場合における土曜日を除く。)における荷役	基本料金の 6 割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の 10 割増

③ 割引料金

割引料金は、次のとおりとします。ただし、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きします。

(イ) 大口数量割引

委託者からの 1 荷役の引受において、同一貨物の量が

- A 1,000 トン以上 3,000 トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の 5 パーセント
- B 3,000 トン以上の場合、当該貨物の全量について基本料金の 7 パーセントに相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割引きます。

(ロ) 長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の 5%に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引きます。

- A 3 ヶ月以上の長期契約があること。
- B 1 ヶ月間に 2 回以上の反復継続の引受があること。
- C 1 回当りの荷役量が 3,000 トンを超えること。

④ 待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

昼夜区分	1 口の作業構成員数による区分 (1 口 1 時間につき)					
	4 人～6 人 (5 人)	7 人～9 人 (8 人)	10 人～12 人 (11 人)	13 人～15 人 (14 人)	16 人～18 人 (17 人)	19 人～21 人 (20 人)
昼間 (8 時 30 分から 16 時 30 分まで)	20,550 円	32,760 円	45,050 円	57,340 円	69,620 円	81,920 円
半夜 (16 時 30 分から 21 時 30 分まで)	31,890 円	50,960 円	70,080 円	89,200 円	108,300 円	127,430 円

本料金は、荷役開始時刻(昼間荷役にあつては 8 時 30 分、半夜荷役にあつては 16 時 30 分)以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は天候或いは揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては 8 時 30 分から 16 時 30 分までの間、半夜荷役にあつては 16 時 30 分から 21 時 30 分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

⑤ 最低料金

最低料金は、次のとおりとします。

昼夜区分	1口の作業構成員数による区分 (1口1時間につき)					
	4人～6人 (5人)	7人～9人 (8人)	10人～12人 (11人)	13人～15人 (14人)	16人～18人 (17人)	19人～21人 (20人)
昼間 (8時30分から16時30分まで)	162,630円	259,900円	357,400円	454,900円	552,320円	649,900円
半夜 (16時30分から21時30分まで)	162,630円	259,900円	357,400円	454,900円	552,320円	649,900円

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(イ) 荷役手配の取消しの場合

A 昼間荷役の手配申し受け最終時刻(前日の15時)以降2時間を経過してからの取消しについては、昼間荷役の最低料金を適用します。

B 半夜荷役の手配申し受け最終時刻(当日の15時)以降の取消しについては、半夜荷役の最低料金を適用します。

(ロ) 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は少量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

⑥ 上屋出しコンテナ詰又はコンテナ出し上屋入れ作業料金

本料金は、次の作業を行った場合に適用します。

(イ) 上屋内(コンテナフレートステーションを含む。)の貨物をその上屋内又は戸前でコンテナに詰めるまでの作業

(ロ) コンテナ内の貨物を取り出し、上屋内(コンテナフレートステーションを含む)にはい付するまでの作業

内容	金額 (1トンにつき)
袋物・ベール物及びこれらに類似した作業能率のもの	2,473円
雑貨類・機械類(1個当たり5トン未満のもの)及びこれらに類似した作業能率のもの	2,217円
ユニタイズ貨物、ノックダウン自動車及び完成車、機械類(1個当たり5トン以上のもの)及びこれらに類似した作業能率のもの	1,986円

⑦ 看貫作業料金

本料金は、貨物の看貫作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の3割とします。ただし、計量器使用及び検量立会人の費用については、本料金とは別に実費を申し受けます。

⑧ 仕訳作業料金

本料金は、貨物の仕訳作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の

3割とします。

⑨ はい替作業料金

本料金は、貨物のはい替作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の8割とします。

⑩ 上屋保管料金

(イ) 本料金は、船舶又は、はしけ積卸貨物を上屋その他の荷捌場において、一時保管する場合に適用します。

(ロ) 本料金表に記載のない貨物については、類似した保管内容(坪当りの収容トン数)の料金を適用します。

(ハ) 本料金の計算は、貨物搬入の日から貨物搬出の日までとします。

貨物分類	区分	
	私設上屋の場合 (1日1トンにつき)	公共上屋の場合 (1日1トンにつき)
コンテナ(野積場)	13 円	9 円
繊維原料類	57 円	43 円
青果	57 円	43 円
窯製品	68 円	57 円
その他の貨物	100 円	81 円

(注)1. 公共上屋の場合の上屋使用料は、条例に基づく金額を別途申し受けます。

2. コンテナについては、野積場置き料金の料金をとします。

3. 定温保管を要する貨物については、本料金の8割増、また、くん蒸を要する貨物については、本料金の2割増とします。

⑪ 分担金等

区分	金額
港湾福利分担金	各貨物(一律)1トンにつき 4 円
港湾労働法関係付加金	各貨物(一律)1トンにつき 1 円 50 銭
労働安定基金	各貨物(一律)1トンにつき 3 円 50 銭

⑫ 消費税及び地方消費税の加算

(イ) 料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。ただし、免税となる取引には適用しません。

(ロ) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは、1円単位に四捨五入します。

⑬ 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数として

いる場合には、その例によります。ただし、コンテナは、実入・空とも 20 フィート型は 1 個当たり 32 トン、40 フィート型は 1 個当たり 48 トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20 フィート型未満のコンテナは、20 フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35 フィート型及び 45 フィート型等は 40 フィート型と同じとします。

⑭ その他

- (イ) 特殊貨物(特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等)、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役(長距離移送、荒天時荷役、見本採取等を伴う荷役等)の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (ロ) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (ハ) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は慣習によります。

(4) 港湾荷役料金表(総トン数 1,000 トン未満の小型船荷役料金)

1) 適用範囲

この港湾荷役料金(総トン数 1,000 トン未満の小型船荷役料金)は、

① 総トン数 1,000 トン未満 500 トン以上の小型船の本船内⇄上屋・野積場内又は戸前までの荷役

② 総トン数 500 トン未満の小型船の本船内⇄上屋・野積場内又は戸前までの荷役に適用します。ただし、①及び②に該当する小型船荷役で船内荷役のみ又は沿岸荷役のみの場合は、当港において適用される港湾荷役料金(船内荷役料金)又は港湾荷役料金(沿岸荷役料金)を適用します。

2) 料金の種類及び適用方

① 基本料金

(イ) 総トン数 1,000 トン未満 500 トン以上の小型船内⇄上屋・野積場内又は上屋・野積場前

品目			金額(1 トンにつき)	
			本船内⇄ 上屋・野積場内	本船内⇄ 上屋・野積場前
ユニ タ イ ズ 貨 物 等	コンテナ	実入	785 円	728 円
		空	666 円	618 円
	パレタイズ貨物・バンパック・バッグコンテナ プレスリング		1,891 円	1,754 円
	ノックダウン自動車 完成車(重量 5 トン未満かつ容積 20 トン未満のもの)		1,481 円	1,374 円
	完成車(重量 5 トン以上又は容積 20 トン以上のもの)		2,058 円	1,895 円
包 装 品	袋物		2,582 円	2,386 円
	バール物		2,510 円	2,316 円
	カートン ケース クレート	雑貨類・機械類(1 個当り 5 トン未満 のもの)	2,851 円	2,652 円
		機械類(1 個当り 5 トン以上のもの)	2,058 円	1,895 円
		青果類	2,109 円	1,937 円
		冷凍品・冷蔵品		4,218 円

有 姿 貨 物	タイヤ			1,968 円	1,840 円	
	巻取紙(内地産)			1,259 円	1,169 円	
	木材	岸 壁 揚 の もの	原木	米国材・南洋材	1,400 円	1,274 円
				北洋材	1,959 円	1,834 円
			製材		1,513 円	1,384 円
	非鉄金属類(半製品・銑鉄・地金)			2,258 円	2,056 円	
	鋼材	一般鋼材(口径 12 インチ未満の鋼管 含む)		1,898 円	1,795 円	
		鋼管(口径 12 インチ以上のもの)・コ イル		1,614 円	1,526 円	
石材			2,290 円	2,150 円		
撒 貨 物	小麦・肥料原料・鉍礦石(粉)			1,494 円	1,356 円	
	鉍礦石(塊)・特殊鉍礦石			2,103 円	1,937 円	
	砂糖			2,070 円	1,941 円	

(ロ) 総トン数 500 トン未満の小型船内⇄上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

品 目			金 額 (1 トンにつき)	
			本船内⇄ 上屋・野積場内	本船内⇄ 上屋・野積場前
ユ ニ タ イ ズ 貨 物 等	コンテナ	実入	781 円	625 円
		空	663 円	530 円
	パレタイズ貨物・バンパック・バッグコンテナ プレスリング		1,182 円	945 円
	ノックダウン自動車 完成車(重量 5 トン未満かつ容積 20 トン未満のもの)		918 円	735 円
	完成車(重量 5 トン以上又は容積 20 トン以上のもの)		1,388 円	1,110 円
包 装 品	袋物		1,674 円	1,339 円
	ボール物		1,655 円	1,323 円
	カー トン ケ ー ス ク レ ー ト	雑貨類・機械類(1 個当り 5 トン未満 のもの)	1,698 円	1,359 円
		機械類(1 個当り 5 トン以上のもの)	1,388 円	1,110 円
		青果類	1,470 円	1,177 円
		冷凍品・冷蔵品		1,812 円

有 姿 貨 物	タイヤ			1, 097 円	878 円	
	巻取紙(内地産)			1, 234 円	987 円	
	木材	岸 壁 揚 の もの	原木	米国材・南洋材	1, 082 円	866 円
				北洋材	1, 061 円	849 円
			製材		1, 105 円	884 円
	非鉄金属類(半製品・銑鉄・地金)			1, 729 円	1, 383 円	
	鋼材	一般鋼材(口径 12 インチ未満の鋼管 含む)			1, 425 円	1, 140 円
		鋼管(口径 12 インチ以上のもの)・コ イル			1, 212 円	970 円
石材			1, 197 円	958 円		
撒 貨 物	小麦・肥料原料・鉍礦石(粉)			1, 190 円	952 円	
	鉍礦石(塊)・特殊鉍礦石			1, 420 円	1, 136 円	
	砂糖			1, 106 円	885 円	

(ハ) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。ただし、関連事業に係る行為は除きます。

A 「本船内⇄上屋・野積場内」の場合

(揚荷) 本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場内へ移送・はい付するまでの作業

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を岸壁上に移送し、本船内に積み込むまでの作業

B 「本船内⇄上屋・野積場前」の場合

(揚荷) 本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場前又は貨車・トラック等の車側へ移送する作業

(積荷) 上屋・野積場前又は貨車・トラック等の車側にある貨物を岸壁上に移送し、本船内に積み込むまでの作業

(ニ) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合はその料金を適用し、類似した貨物がない場合は委託者と協議の上決定した料金を基本料金とします。

② 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種別	内容	割増率
半夜荷役	16 時 30 分から 21 時 30 分までの間における荷役	基本料金の 6 割増
土曜日荷役	土曜日(当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日<振替休日を含む。>がある場合における土曜日を除く。)における荷役	基本料金の 6 割増

日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の 10 割増
-----------	---------------	-------------

③ 割引料金

大口数量割引料金は、次のとおりとします。

委託者からの 1 荷役の引受において、同一貨物の量が 1,000 トン以上の場合は、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額から 5 パーセントを割り引きます。

④ 分担金等

(イ) 総トン数 1,000 トン未満 500 トン以上の小型船内⇄上屋・野積場内又は上屋・野積場前

区分	金額
港湾福利分担金	各貨物(一律)1 トンにつき 8 円
港湾労働法関係付加金	各貨物(一律)1 トンにつき 3 円
労働安定基金	各貨物(一律)1 トンにつき 7 円

(ロ) 総トン数 500 トン未満の小型船内⇄上屋・野積場内又は上屋・野積場前

区分	金額
港湾福利分担金	各貨物(一律)1 トンにつき 4 円
港湾労働法関係付加金	各貨物(一律)1 トンにつき 1 円 50 銭
労働安定基金	各貨物(一律)1 トンにつき 3 円 50 銭

⑤ 消費税及び地方消費税の加算

(イ) 料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。ただし、免税となる取引には適用しません。

(ロ) 上記により計算された金額に 1 円未満の端数が生じたときは 1 円単位に四捨五入します。

⑥ 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は 1,000 キログラム、容積は 1.133 立方メートルをもって 1 トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。ただし、コンテナは実入・空とも 20 フィート型は 1 個当たり 32 トン、40 フィート型は 1 個当たり 48 トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20 フィート型未満のコンテナは、20 フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35 フィート型及び 45 フィート型等は 40 フィート型と同じとします。

⑦ その他

(イ) 本料金を適用する荷役において、「上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋

入れ作業」、「看貫作業」、「仕訳作業」、「はい替作業」及び「上屋保管」が伴う場合のこれら諸作業に係る料金は、当港において適用される港湾荷役料金(沿岸荷役料金)のそれぞれの料金を準用します。

- (ロ) 特殊貨物(特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等)、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役(海難船・特殊船の荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役、見本採取等を伴う荷役、沿岸荷役における長距離移送等)の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (ハ) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (ニ) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は慣習によります。

(5) はしけ運送料金表

1) 適用範囲

このはしけ運送料金は、港湾内又は指定区間において、はしけにより、本船船側⇄沿岸間又は、沿岸⇄沿岸間の貨物の運送を行う場合に適用します。

2) 料金の種類及び適用方

① 基本料金

品目	金額（1トンにつき）		
	港湾内運送		指定区間運送
	通常の港湾内	特定地区との間	
ユニタイズ貨物 一般包装品 有姿貨物	1,258 円	1,591 円	(イ) 1,924 円 (ロ) 2,258 円
撒貨物	1,135 円	1,469 円	(イ) 1,802 円 (ロ) 2,135 円

i 特定地区は、東京港地区の場合、隅田川勝どき橋上流、荒川葛西橋上流、豊洲運河の各地区。横浜港地区は、川崎港、根岸湾地区とします。

ii 指定区間は、(イ)東京港と横浜港、川崎港及び千葉港との間、(ロ)横浜港と千葉港との間とします。

(イ) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

A 本船船側⇄沿岸間における運送の場合

本船船側に繋留されたはしけ内においてフックをはずされた貨物を運送可能な状態に積み付けし、これを運送し、貨物揚河岸に繋留するまで、又は貨物積み河岸に繋留されたはしけに運送可能な状態に積み付けられた貨物を運送し、本船船側においてフックをかけられる状態にするまでの作業とします。

B 沿岸⇄沿岸間における運送の場合

貨物積み河岸に繋留されたはしけに運送可能な状態に積み付けられた貨物を運送し、貨物揚河岸に繋留するまでの作業とします。

なお、荷操作業に際し、はしけを使用する場合の作業を含みます。

② 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出しこれらの金額を合算します。

種別	内容	割増率
半夜運送	16 時 30 分から 21 時 30 分までの間における荷役	基本料金の 4 割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の 3 割増

③ はしけ内荷捌料金

本料金は、本船船側におけるはしけ内荷捌作業に適用します。

品目	金額（1 トンにつき）
一般包装品	133 円
ユニタイズ貨物・有姿貨物・撒貨物	66 円

（注） 本料金は、1 はしけ内のはしけ内荷捌要員が、一般包装品にあつては 2 名、その他の貨物にあつては 1 名の場合に適用し、それぞれの人員が 1 名増すごとに 1 名につき 66 円増しとします。なお、本料金には、港湾荷役料金（船内荷役料金）に係る所定の割増料金を準用します。

④ 滞船料金

積載貨物トン数 1 トン 1 日につき 145 円とします。

ただし、本料金は貨物の積荷役日を含め 4 日間以内にはしけ運送が完了（はしけ繫留場所に揚荷役を完了して帰着するまで）しない場合に積荷役日から起算して 5 日目以降当該はしけ運送が完了するまでの間に適用します。

⑤ 最低料金

本料金は、1 運送の引受量が 100 トンに満たない場合に適用し、当該引受量が 100 トンに満たない場合は、100 トン分とします。

⑥ 分担金等

区分	金額
港湾福利分担金	各貨物（一律）1 トンにつき 4 円
労働安定基金	各貨物（一律）1 トンにつき 3 円 50 銭

⑦ 消費税及び地方消費税の加算

（イ） 料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。ただし、免税となる取引には適用しません。

（ロ） 上記により計算された金額に 1 円未満の端数が生じたときは 1 円単位に四捨五入します。

⑧ 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は 1,000 キログラム、容積は 1.133 立方メートルをもって 1 トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。ただし、コンテナは実入・空とも 20 フィート型は 1 個当たり 32 トン、40 フィート型は 1 個当たり 48 トンをもってそれぞれ計算トン数とします。また、20 フィート型未満のコンテナは、20 フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35 フィート型及び 45 フィート型等は 40 フィート型と同じとします。

⑨ その他

（イ） 特殊貨物（海難貨物、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物等）、及び

特殊運送(荒・雨・雪天時運送、防波堤外運送)の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

- (ロ) 委託者の要求により、はしけ封印を行った場合及びはしけ敷物等の特別の資材を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (ハ) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は慣習によります。

(6) いかだ運送料金表

1) 適用範囲

このいかだ運送料金は、いかだ運送を行う場合に適用します。

2) 料金の種類及び適用方

① 基本料金 本船沖取－仕訳筏組

品目		金額 (1 立方メートルにつき)
原木	米国材	1,083 円
	南洋材	880 円
	北洋材	1,336 円

(注) 筏に組んだ木材を、水面貯木場より掘出し、指定河岸へ曳航する作業に係る料金は、別に申し受けます。

(イ) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、本船船側の水面に取り卸された木材を筏組し曳航のうえ、水面貯木場に搬入し、筏を崩し、仕訳の上、筏組するまでの作業並びに当該筏組木材を水面貯木場より、指定河岸へ曳航するまでの作業とします。

(ロ) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

② 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種別	内容	割増率
半夜運送	16 時 30 分から 21 時 30 分までの間における荷役	基本料金の 6 割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の 10 割増

③ 待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

区分	金額 (1 口 1 時間につき)
昼間(8 時 30 分から 16 時 30 分まで)	30,470 円
半夜(16 時 30 分から 21 時 30 分まで)	47,400 円

本料金は、荷役開始時刻(昼間荷役にあつては 8 時 30 分、半夜荷役にあつては 16 時 30 分)以降における本船入港待又は天候或いは揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては 8 時 30 分から 16 時 30 分までの間、半夜荷役にあつては 16 時 30 分から 21 時 30 分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

④ 分担金等

区分	金額
港湾福利分担金	各貨物(一律)1 トンにつき 3 円 53 銭
労働安定基金	各貨物(一律)1 トンにつき 3 円 9 銭

⑤ 消費税及び地方消費税の加算

- (イ) 料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。ただし、免税となる取引には適用しません。
- (ロ) 上記により計算された金額に 1 円未満の端数が生じたときは 1 円単位に四捨五入します。

⑥ その他

- (イ) 特殊貨物(海難船に係る作業、防波堤外における作業、荒天時における作業、小径木、沈木台取、台はずし等作業困難を伴う作業、棧積・棧崩しを伴う作業等)及び雨天・雪天時における作業の場合は、基本料金のほかに委託者と協議の上、決定した金額を申し受けます。
- (ロ) 水面保管 10 種類以上の仕訳作業、潜水掃海作業、消毒皮剥作業、水切作業、堀・整理作業及び筏網補強作業等を行った場合は、実費を申し受けます。
- (ハ) 沈木引揚用機械、浮起重機、沈木吊木台等、特別の機械又は資材を使用した場合の費用については、実費を申し受けます。
- (ニ) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

(7) 輸出貨物船積料金表

1) 適用範囲

この輸出貨物船積料金は、輸出貨物(個別運送貨物に限る。)の上屋入れより本船船側までの港湾運送を一貫して行う場合に適用します。

なお、本料金には、船積みに係る事務処理業務を含みます。

2) 料金の種類及び適用方

① 基本料金

(イ) 上屋入れよりはしけ取り・本船積の場合及び直背後上屋入れより接岸本船積の場合

品目			金額(1トンにつき)	
			上屋入れより はしけ取り・ 本船積の場合	直背後上屋入 れより接岸本 船積の場合
ユニタイ ズ貨物	パレタイズ貨物		4,701 円	3,443 円
	ノックダウン自動車 完成車(重量 5 トン未満かつ容積 20 トン未満の もの)		4,306 円	3,048 円
包装品	袋物(紙・ビニール入りのもの)		6,023 円	4,765 円
	バール物		5,735 円	4,477 円
	カートン ケース クレート	雑貨類・機械類(1 個当り 5 トン未 満のもの)	6,060 円	4,802 円
		機械類(1 個当り 5 トン以上のもの)	5,596 円	4,338 円
有姿 貨物	タイヤ		4,971 円	3,713 円
	鋼材	一般鋼材(口径 12 インチ未満の鋼管含む)	5,462 円	4,204 円

(注)(1) 本基本料金については、委託者と協議の上、上記金額の上下 5 パーセント以内の金額を基本料金とすることができるものとします。

(2) 上屋入れよりはしけ取り・本船積の場合については、本料金のほかに、はしけ運送料金中のはしけ内荷捌料金を申し受けます。

(ロ) 営業倉庫河岸はしけ受けより、本船積の場合

品目	金額(1トンにつき)
繊維製品	3,161 円
化学合成繊維(原料)	2,987 円
缶詰	3,161 円

(注)(1) 本基本料金については、委託者と協議の上、上記金額の上下 5 パーセント以内の金額を基本料金とすることができるものとします。

(2) 本料金が適用される場合については、本料金のほかに、はしけ運送料金中のはしけ内荷捌料金を申し受けます。

(ハ) 上屋入れよりバンニングの上、CY渡しの場合

品目	金額(1 トンにつき)
袋物・ペール物及びこれらに類似した作業能率のもの	5,520 円
雑貨類・機械類(1 個当り 5 トン未満のもの)及びこれらに類似した作業能率のもの	5,480 円
ユニタイズ貨物、ノックダウン自動車及び完成車、機械類(1 個当り 5 トン以上のもの)及びこれらに類似した作業能率のもの	4,632 円

(注) (1) 本基本料金については、委託者と協議の上、上記金額の上下 5 パーセント以内の金額を基本料金とすることができるものとします。

(2) 本料金は貨物の上屋入れからバンニングまでの料金であり、CY までのドレイエージ作業の費用及びバンニング時のラッシング作業の費用については、本料金のほかに実費を申し受けます。

(二) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

A 上屋入れよりはしけ取り・本船積の場合

輸出貨物を上屋戸前で受け・はしけ積みし、本船船側へ運送するまでの作業

B 直背後上屋入れより接岸本船積の場合

輸出貨物を本船直背後上屋戸前で受け・接岸本船船側へ移送するまでの作業

C 営業倉庫河岸はしけ受けより本船積の場合

輸出貨物を営業倉庫河岸ではしけ受けし、本船船側へ運送するまでの作業

D 上屋入れよりバンニングの上 CY 渡しの場合

輸出貨物を上屋(コンテナフレートステーションを含む)戸前で受け、バンニングの上 CY へ移送するまでの作業

(ホ) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その貨物の料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

② 最低料金

本料金は、1 件の請求金額が当該貨物に係る基本料金の 1 トン分に満たない場合に適用し、1 件の請求額が 1 トン分に満たない場合は 1 トン分とします。

③ 分担金等

区分	金額			
	上屋入れよりはしけ取り・本船積の場合	直背後上屋入れより接岸本船積の場合	営業倉庫河岸はしけ受けより本船積の場合	上屋入れよりバンニングの上 CY 渡しの場合
港湾福利分担金	9 円 20 銭	5 円 20 銭	4 円 80 銭	4 円 80 銭
港湾労働法関係付加金	1 円 50 銭	1 円 50 銭		1 円 50 銭
労働安定基金	8 円 05 銭	4 円 55 銭	4 円 20 銭	4 円 20 銭

④ 消費税及び地方消費税の加算

- (イ) 料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。ただし、免税となる取引には適用しません。
- (ロ) 上記により計算された金額に 1 円未満の端数が生じたときは 1 円単位に四捨五入します。

⑤ 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は 1,000 キログラム、容積は 1.133 立方メートルをもって 1 トンとみなします。

⑥ その他

- (イ) 本料金を適用する作業において、半夜、土曜日及び日曜日・祝祭日に作業を行った場合は、当港で適用される港湾荷役料金(沿岸荷役料金)、はしけ運送料金及び検数料金におけるそれぞれの割増率を乗じて得た金額を別途加算し、申し受けます。
- (ロ) 特殊貨物(特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物等)の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (ハ) 次の費用については実費を申し受けます。
 - A 航路別(方面別)優先使用方式による公共埠頭の公共上屋に搬入された貨物を、当該埠頭内において、搬入上屋直前バース以外のバースに接岸した本船まで横持ちする場合の横持ち費用
 - B 上屋入れよりバンニングの上 C Y 渡しの場合の C Y までのドレージの費用及びバンニング時のラッシングの費用
 - C 委託者の要求により小量貨物につき特にはしけを使用した場合の費用
 - D 委託者の要求により、貨物の荷造、改装、補修及び荷印の刷り込み等を行った費用
- (ニ) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は慣習によります。

(8) -1 検数料金表

一般社団法人日本貨物検数協会 TEL 03-5755-1571

1) 適用範囲

この料金は、検数作業を行う場合に適用します。

2) 料金の種類及び適用方

① 基本料金

品目			金額(一類港) (1 トンにつき)
コンテナ	実入		95.80 円
	空		91.30 円
ユニタイズ貨物、ノックダウン自動車			135.70 円
袋物・ベール物			180.70 円
冷凍品・冷蔵品			375.60 円
木材	水落としもの	南洋材	100.60 円
		その他材	164.70 円
	岸壁揚のもの		
鋼管(口径 12 インチ以上)、鉄鋼・コイル			135.70 円
一般鋼材(工場専用岸壁扱いのもの)			228.10 円
専用船揚積貨物	コンテナ	実入	62.70 円
		空	59.80 円
	ノックダウン自動車		95.50 円
	パルプ		124.00 円
一般雑貨			267.50 円

(注) (1) 一類港、別紙のとおりです。

(2) 木材(原木のプレスリング状態のものに限る)については、委託者と協議の上、決定した料金を基本料とします。

(3) コンテナ詰又はコンテナ出しされる貨物に係る基本料金は、次のとおりとします。

品目	金額(1 トンにつき)
袋物・ベール物及びこれらに類似した作業能率のもの	349.70 円
雑貨類・機械類(1 個当り 5 トン未満のもの)及びこれらに類似した作業能率のもの	329.00 円
ユニタイズ貨物、ノックダウン自動車及び完成車、機械類(1 個当り 5 トン以上のもの)及びこれらに類似した作業能率のもの	309.50 円

(イ) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿・取扱数量等が類似している場合はその貨物の料金を適用し、類似した貨物がない場合は委託者と協議の上決定した料金を基本料金とします。

② 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種別	内容	割増率
半夜荷役	16 時 30 分から 21 時 30 分までの間における荷役	基本料金の 6 割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の 10 割増

③ 割引料金

割引料金は、次のとおりとします。

長期大量割引

同一委託者からの同一貨物の引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該貨物の全量について基本料金の 5%に相当する額を、当該引受に係る請求額から割り引きます。

- (1) 3 ヶ月以上の長期契約があること。
- (2) 1 ヶ月間に 2 回以上の反復継続の引受があること。
- (3) 1 回当りの取扱量が 3,000 トを超えること。

④ 待機料金

待機料金は、次のとおりとします。(1 口 1 時間につき 単位：円)

昼夜区分	金額(一類港) (1 口 1 時間につき)
昼間(8 時 30 分から 16 時 30 分まで)	4,557 円
半夜(16 時 30 分から 21 時 30 分まで)	7,089 円

本料金は、荷役開始時刻(昼間荷役にあつては 8 時 30 分、半夜にあつては 16 時 30 分)以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は天候或いは揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては、8 時 30 分から 16 時 30 分までの間、半夜荷役にあつては、16 時 30 分から 21 時 30 分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。ただし、待機事由が検数事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

⑤ 最低料金

最低料金は、次のとおりとします。(1 口につき 単位：円)

昼夜区分	金額(一類港) (1 口 1 時間につき)
昼間(8 時 30 分から 16 時 30 分まで)	36,150 円
半夜(16 時 30 分から 21 時 30 分まで)	36,150 円

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。ただし、これらの場合が検数事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(イ) 作業手配の取消しの場合

- A 昼間作業の手配申し受け最終時刻(前日の 15 時)以降 2 時間を経過してからの取消しについては、昼間作業の最低料金を適用します。
- B 半夜作業の手配申し受け最終時刻(前日の 15 時)以降の取消しについては、半夜作業の最低料金を適用します。
- (ロ) 半端作業等の場合

作業開始後における中止又は少量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間作業及び半夜作業の区分毎に当該作業に係る請求金額が、それぞれの最低料金額に満たない場合は、当該の最低料金を適用します。

- ⑥ 撒穀飼類の受渡しに係る書類作成料は、次のとおりとします。

(メイズ・マイロ・大豆・大麦)

	金額(1 トンにつき)
書類作成料	42.50 円

- ⑦ 分担金等

区分	金額
港湾福利分担金	各貨物(一律)1 トンにつき 40 銭
労働安定基金	各貨物(一律)1 トンにつき 35 銭

- ⑧ 消費税及び地方消費税の加算

- (イ) 料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。ただし、免税となる取引には適用しない。
- (ロ) 上記により計算された金額に 1 円未満の端数が生じたときは 1 円単位に四捨五入します。

- ⑨ 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は 1,000 キログラム、容積は 1.133 立方メートルをもって 1 トンとみなします。なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。ただし、コンテナは、実入・空とも 20 フィート型は 1 個当たり 32 トン、40 フィート型は 1 個当たり 48 トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20 フィート型未満のコンテナは、20 フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35 フィート型及び 45 フィート型等は 40 フィート型と同じとします。

- ⑩ その他

- (イ) 特殊貨物(塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等)、雨天・雪天時作業及び特殊作業(海難船作業、防波堤外作業、荒天時作業、特殊船作業、荷印・仕訳を伴う作業等)の場合は、料金のほかに委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

- (ロ) 工場専用岸壁における検数付帯作業については、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (ハ) 出張検数を行う場合の出張費用は、実費を申し受けます。
- (ニ) 委託者の要求により、ブロックストウェージ作業、パレタイズ立会作業、輸出免状整理作業を行った場合及び特別な書類(ファイナルストウェージプラン、コンテナロードプラン、コンテナ詰証明書、輸入ボートノート等)を作成した場合は、実費を申し受けます。
- (ホ) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は慣習によります。

類似品目表

品目		類似品目
一般雑貨	雑貨類	雑貨・パルプ及び紙類・繊維製品・缶詰・煙草・薬品類・染料及び塗料類・ゴム及びゴム製品・合成ゴム・石綿・乾燥獣皮・合板・合成樹脂(含原料)・ピッチ・化学品・竹材・食料品(含嗜好品)・アニマルボーン・コーヒー／ココアビーン・油糧種実
	機械器具類	機械(1 個当り 5 トン未満のもの)・器具・部品・金物製品・單車・自転車・C.K.D(1 港 1 船積 1,000 トン未満)
	窯製品類	陶磁器・タイル・ガラス・耐火レンズ・ガラス製品・板ガラス
	油類	鉱・魚・動・植物油・油脂
	鉱石類	鉱石(袋物)・石材
	ソーダー類	石灰・ソーダー・アルミナ
	繊維原料類	生糸・繭・合成繊維原料
	屑鉄類	屑鉄(撒を除く)
	青果類	野菜・果物(冷凍品・冷蔵品を除く。)
	一般鋼材	一般港揚・積の鋼材(口径 12 インチ未満の鋼管を含む。)
	車両・舟艇	車輛・舟艇(単体 20 トン未満のもの)
	製材	製材(撒)(はしけ・岸壁取り)
袋物・ベール物	肥料・セメント・砂糖(麻袋)・塩(すべての包装品)・飼料用ペレット・大麦・ふすま・米・雑豆・メイズ・マイロ・大豆・綿花・羊毛・麻	
ユニタイズ貨物(コンテナを除く)	パレタイズ・プレスリング貨物(1 ユニット内の個数無関係のもの)・車輛・舟艇(単体 20 トン以上のもの)・機械(1 個当り 5 トン以上のもの)	
鋼管(12 インチ以上)	鋼管(口径 12 インチ以上のもの)	
鉄鋼コイル	鉄鋼コイル	
ノックダウン自動車	ノックダウン自動車(1 港 1 船積 1,000 トン以上)	
コンテナ	20 フィート型・40 フィート型コンテナ(実入・空)(在来船扱いのもの)	
木材	水落しもの	南洋材
		米材・その他
	岸壁揚のもの	南用材・米材・北洋材・その他木材(製材の撒を除く。)
冷凍品及び冷蔵品	冷凍魚・冷凍肉・その他冷凍食品(温度に関係なく適用します。)	
一般鋼材	工場専用岸壁扱いのもの	
専用船揚積貨物	コンテナ	20 フィート型・40 フィート型コンテナ(実入・空)(コンテナ専用船扱いのもの)
	パルプ専用船扱いのもの	
	ノックダウン自動車専用船扱いのもの	
コンテナ詰又はコンテナ出し貨物	(A) 袋物ベール物	多種類貨物・荷姿及びサイズの異なる貨物又は破損・汚損・危険貨物等で特に手数を要するもの コーヒー／ココアビーン・魚粉・骨粉・陶磁器・ガラス類・タイヤ・その他
	(B) 雑貨類	(A)(C) 以外の標準的作業能率のもの 一般雑貨・電気製品類・繊維製品・パイプ(口径 4～8 インチのもの)・青果類・オートパーツ・缶詰・機械類(1 個当り 5 トン未満のもの)・その他
	(C) ユニタイズ貨物類	単一貨物等定型化されている貨物で作業能率の良いもの ユニタイズ貨物・ノックダウン自動車・完成車・製材・石材・アルミインゴット・牧草・葉タバコ・機械類(1 個当り 5 トン以上のもの)・その他

係数適用表

(A) ALFALFA HAY CUBE	アルファルファ ヘイ キューブ	2.0
ALFALFA MEAL (P' BAG)	アルファルファ ミール(紙袋)	1.9
ALMOND SHELL MEAL	アーモンド 殻粕	1.6
ALMOND	アーモンド	1.5
ANIMAL HOOF & HORN	獣蹄、角	1.3
(B) BAMBOO BEAN	バンブービーン	1.2
BARLEY	大麦	1.2
BEET PULP PELLET (IRAN)	ビートパルプペレット(イラン産)	1.8
BEET PULP PELLET (USA)	ビートパルプペレット(米国産)	1.3
BEET PULP (JUTE BAG)	ビートパルプ(麻袋)	3.0
BEET PULP (BALE)	ビートパルプ(ペール)	2.5
BLACK MATPE	ブラックマツペ	1.2
BLOOD MEAL	血粉	1.5
BLUE PEA	エンドウ豆	1.2
BONE MEAL	骨粉	1.5
BONE MEAL PELLET	粒状骨粉	1.1
BRAN	ふすま	1.8
BUCKWHEAT	そば	1.5
BUTTER BEAN	バタービーン	1.4
(C) CANARY SEED	カナリーシード	1.3
CASEIN	カゼイン	1.5
CASTOR SEED MEAL	ひま粕	1.4
CASTOR SEED	ひま種子	1.4
CASSAVA MEAL	カサバ粕	1.8
CASSAVA ROOT CHIP	カサバ根くず	2.6
CATTLE HOOF	牛のひずめ	2.8
CHARCOAL	木炭・炭	2.0
CHEST NUT	栗	1.7
CHINESE CASSAVA STARCH	中国産カサバ澱粉	1.5
COCOA BEAN	ココア豆	1.6
COFFEE BEAN	コーヒー豆	1.6
COCOON	かいこ(まゆ)	2.3
COPRA	コプラ(椰子)	2.0
COPRA MEAL	コプラ粕	1.5
CRUSHED BONE	砕骨	1.4

COTTON SEED MEAL	綿実の粕	1.3
COTTON SEED MEAL PELLET	綿実の粕(粒状)	1.2
COTTON SEED	綿実	2.0
(D) DRUM(STEEL)	ドラム(鉄製)	11.0
DRUM(FIBER)	ドラム(ファイバー)	7.7
(F) FEATHER MEAL	フェザーミール	1.5
FEED PELLET	飼料(粒状)	1.8
FEED SCREENING	飼料粕	1.2
FEED OATS	カス麦	1.8
FISH MEAL(HOME MADE)	魚粉(国産)	1.4
FISH MEAL(IMPORT)	魚粉(輸入)	1.8
FLAX SEED	亜麻種子	1.3
FLOWER SEED	花種子	1.5
(G) GREEN PEAS	グリーンピース	1.2
GROUNDNUT MEAL	落花生粕	1.5
GROUNDNUT	落花生	1.6
(H) HEMP SEED	大麻種子	1.7
HOOF HORN MEAL	獣蹄角等のくず	1.4
HOP	ホップ(球果状)	2.8
(I) INDIAN KAPOK SEED MEAL	インド産カポックシード粕	1.6
(J) JUTE YARN	黄麻セリ	3.0
(k) KAPOK SEED	カポックの種子	2.0
KAPOK SEED MEAL	カポックの種実粕	1.2
(L) LACTOSE	ラクトーゼ(乳糖)	1.5
(M) MALT	麦芽(ビール麦)	1.7
MASTARD SEED	からし種子	1.3
MAIZE	とうもろこし	1.2
MAIZE COB MEAL(CHINA)	とうもろこし固形状粕(中国産)	3.3
MAIZE MEAL	とうもろこし粕	1.3
MEAT MEAL	肉粕	1.4
MEAT BONE MEAL	肉粉粕	1.2
MILK (P' BAG)	ミルク(紙袋)	1.5～1.9
MILK POWDER	粉ミルク	1.5
MILLET	もろこし類	1.2
MILLET SEED	きび種	1.3
MILO	マロ(もろこしの一種)	1.2

MIXED ANIMAL HOOF	獣類のひづめ	2.8
(N) NIGER SEED	植物の種子	1.5
(O) OATS	えん麦	1.8
OATS HUSK	えん麦の皮	3.0
(P) PALMKERNEL MEAL	油やしの粕	1.6
PELLET	油やしの粒	1.3
POLLARD	ポラード	1.8
(R) RAPE SEED	なたね種子	1.3
RAPE SEED MEAL	なたね種子粕	1.7
RED BEAN	小豆	1.2
RICE BRAN	米ぬか	1.8
RICE	米	1.3
RICE BRAN MEAL	米ぬか粕	1.5
RYE	ライ麦	1.2
(S) SAFFLOWER SEED MEAL	紅花種子粕	1.8
SAFFLOWER MEAL	紅花粕	1.8
SAFFLOWER SEED	紅花種子	1.5
SESAME SEED	ゴマ	1.5
SEAWEED	海草	1.5
SHELLED ACORN	殻付どんぐり	1.3
SILK WORM	まゆ	1.4
SOY BEAN	大豆	1.2
SOY BEAN MEAL	大豆粕	1.5
SUNFLOWER SEED	ひまわり種子	2.0
(T) TAPIOKA (THAILAND)	タピオカ(タイ国産)	2.2
TAPIOKA FLOUR	タピオカ粉	1.3
TAPIOKA	タピオカ	1.3
TEA	茶	4.0
(W) WHEY POWDER	凝乳粉	1.8

検数に係る付帯作業等の料金について

1 (8) 検数料金表 2) ー⑩ー(ニ)に係る作業および書類作成の料金

(1) 委託者の要求による特別作業

- 1) パレタイズ立会料金…………… 1 トンにつき 428 円
- 2) ブロックストウェーじ作業…………… エキストラ料金

(2) 委託者の要求による特別な書類作成等の実費

- 1) 輸出免状整理料金 免状 1 件につき…………… 390 円
- 2) 輸入ポートノート作成料金 1 通につき…………… 740 円
- 3) CLP 作成料金 1 件につき…………… 2,600 円
- 4) CERTIFICATE(証明書)作成料金 1 件につき(2 通正・副)…………… 2,600 円
1 通増すごとに …………… 650 円
- 5) ファイナルストウェーじプラン及びブロックストウェーじプラン作成に際して、増員を必要とする場合は、エキストラ料金を適用します。
- 6) 撒貨物(穀飼類を除く)等の本船書類整理料金…………… 1 トンにつき 90 円

2 料金表に記載のない貨物のうち、汚損・危険品の基本料金

貨物区分	金額(1 トンにつき)
汚損品乙類 危険品丙類	325.80 円
汚損品甲類 危険品乙類	375.60 円
危険品甲類 非鉄金属	498.80 円

(注) 汚損品および危険品の甲・乙・丙の分類は下表によります。

汚損品	汚損品甲類	カーボンブラック・黒鉛・生塩漬獣皮
	汚損品乙類	ソーダ灰・マグネシア・木炭・血粉・骨粉・魚粉・その他類似品
危険品	危険品甲類	火薬・爆薬・火工品・金属ナトリウム・金属カリウム・マグネシウム粉末
	危険品乙類	過氧化物・過塩素酸塩類・二硫化炭素・硝酸アンモニア・ベンジン・エーテル・揮発油・酒精・石油・液化アンモニア・セルロイド及び同製品・生石灰・油布紙・その他可燃性または引火性物(引火点摂氏 27 度以下のもの)・硫酸・硝酸・塩酸・圧縮瓦斯・その他類似品
	危険品丙類	樟脳及び同製品・ニトロ染料類・晒粉・燐火カルシウム硝石・カーバドその他類似品ならびに甲類・乙類に属さない危険性貨物
非鉄金属	非鉄インゴットおよび電気銅	亜鉛・鉛・銅・錫・アルミ

3 割増料金

- (1) 日曜日・祝祭日の作業は基本料金、諸料金(待機料金・最低料金・エキストラ料金 1)に対して、それぞれの料金の 10 割増しとします。
- (2) 深夜作業(21 時 30 分から翌日 5 時まで)は、基本料金の 13 割増とします。
翌日 5 時以降継続して作業を行った場合も、基本料金の 13 割増とします。
- (3) 深夜待機料金

区分	金額（1口1時間につき）
深夜(21時30分から翌日05時まで)	10,481円

(4) 深夜最低料金

区分	金額（1口1時間につき）
深夜(21時30分から翌日05時まで)	77,200円

上記1-(1)、1-(2)-6)及び2の料金に対しては、認可料金に定められた割増料金・分担金等の規定を準用します。

料金表記載の長期大量割引について

同一委託者からの同一貨物の引受において、次のいずれにも該当する場合は、当該貨物の全量について基本料金の5パーセントに相当する額を当該引受に係る請求額から割引きます。

- (1) 3か月以上の長期契約があること。
- (2) 「1か月間に2回以上の反復継続の引受があること」とは、同一港での作業引受を基準とします。
- (3) 「1回当りの取扱量が、3,000トンを超えるもの」とは、1港1船の1作業(場所)を単位とします。
- (4) 「同一貨物」とは、(8)検数料金表の「類似品目表区分」(P.75)とします。
- (5) 料金表による協議料金及び諸料金については、割引対象外とします。

エキストラ料金

特殊な業務に従事し、トン数によって料金計算ができない場合には、下記の料金とします。

1 1人1シフト当り

昼間(8時30分から16時30分)…………… 44,400円

半夜(16時30分～21時30分)…………… 37,400円

深夜(21時30分～5時00分)…………… 95,300円

(注)上記の料金に対しては、認可料金に定められた割増料金の規定を準用します。

2 1人1か月当たり

時間外を含まない場合…………… 809,000円

時間外1時間につき…………… 3,990円

時間外25時間以内を含む場合…………… 891,000円

※ 消費税及び地方消費税の加算

- (イ) 料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。
- (ロ) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは、1円単位に四捨五入します。ただし、免税となる取引には適用しません。

(8) -2 検数料金表

一般社団法人全日検 TEL 03-3454-4411

1) 適用範囲

この料金は、検数作業を行う場合に適用します。

2) 料金の種類及び適用方

① 基本料金

品目			金額(一類港) (1 トンにつき)
コンテナ	実入		95.80 円
	空		91.30 円
ユニタイズ貨物、ノックダウン自動車			135.70 円
袋物・ベール物			180.70 円
冷凍品・冷蔵品			375.60 円
木材	水落としもの	南洋材	100.60 円
		その他材	164.70 円
	岸壁揚のもの		
鋼管(口径 12 インチ以上)、鉄鋼・コイル			135.70 円
一般鋼材(工場専用岸壁扱いのもの)			228.10 円
専用船揚積貨物	コンテナ	実入	62.70 円
		空	59.80 円
	ノックダウン自動車		95.50 円
	パルプ		124.00 円
一般雑貨			267.50 円

(注) (1) 一類港、別紙のとおりです。

(2) 木材(原木のプレスリング状態のものに限る)については、委託者と協議の上、決定した料金を基本料とします。

(3) コンテナ詰又はコンテナ出しされる貨物に係る基本料金は、次のとおりとします。

品目	金額(1 トンにつき)
袋物・ベール物及びこれらに類似した作業能率のもの	349.70 円
雑貨類・機械類(1 個当り 5 トン未満のもの)及びこれらに類似した作業能率のもの	329.00 円
ユニタイズ貨物、ノックダウン自動車及び完成車、機械類(1 個当り 5 トン以上のもの)及びこれらに類似した作業能率のもの	309.50 円

(イ) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿・取扱数量等が類似している場合はその貨物の料金を適用し、類似した貨物がない場合は委託者と協議の上決定した料金を基本料金とします。

② 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種別	内容	割増率
半夜荷役	16 時 30 分から 21 時 30 分までの間における荷役	基本料金の 6 割増
土曜日作業	土曜日(当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日(振替休日を含む)がある場合における土曜日を除く)における作業	基本料金の 6 割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の 10 割増

③ 割引料金

割引料金は、次のとおりとします。

長期大量割引

同一委託者からの同一貨物の引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該貨物の全量について基本料金の 5%に相当する額を、当該引受に係る請求額から割り引きます。

- (1) 3 ヶ月以上の長期契約があること。
- (2) 1 ヶ月間に 2 回以上の反復継続の引受があること。
- (3) 1 回当りの取扱量が 3,000 トンを超えること。

④ 待機料金

待機料金は、次のとおりとします。(1口1時間につき 単位:円)

昼夜区分	金額(一類港) (1口1時間につき)
昼間(8時30分から16時30分まで)	4,557 円
半夜(16時30分から21時30分まで)	7,089 円

本料金は、荷役開始時刻(昼間荷役にあつては 8 時 30 分、半夜にあつては 16 時 30 分)以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は天候或いは揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては、8 時 30 分から 16 時 30 分までの間、半夜荷役にあつては、16 時 30 分から 21 時 30 分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。ただし、待機事由が検数事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

⑤ 最低料金

最低料金は、次のとおりとします。(1口につき 単位:円)

昼夜区分	金額(一類港) (1口1時間につき)
昼間(8時30分から16時30分まで)	36,150 円
半夜(16時30分から21時30分まで)	36,150 円

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。ただし、これらの場合が検数事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(イ) 作業手配の取消しの場合

- A 昼間作業の手配申し受け最終時刻(前日の 15 時)以降 2 時間を経過してからの取消しについては、昼間作業の最低料金を適用します。
- B 半夜作業の手配申し受け最終時刻(前日の 15 時)以降の取消しについては、半夜作業の最低料金を適用します。

(ロ) 半端作業等の場合

作業開始後における中止又は少量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間作業及び半夜作業の区分毎に当該作業に係る請求金額が、それぞれの最低料金額に満たない場合は、当該の最低料金を適用します。

⑥ 撒穀飼類の受渡しに係る書類作成料は、次のとおりとします。

(メイズ・マイロ・大豆・大麦)

	金額(1 トンにつき)
書類作成料	42.50 円

⑦ 分担金等

区分	金額
港湾福利分担金	各貨物(一律)1 トンにつき 40 銭
労働安定基金	各貨物(一律)1 トンにつき 35 銭

⑧ 消費税及び地方消費税の加算

- (イ) 料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。ただし、免税となる取引には適用しない。
- (ロ) 上記により計算された金額に 1 円未満の端数が生じたときは 1 円単位に四捨五入します。

⑨ 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は 1,000 キログラム、容積は 1.133 立方メートルをもって 1 トンとみなします。なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。ただし、コンテナは、実入・空とも 20 フィート型は 1 個当たり 32 トン、40 フィート型は 1 個当たり 48 トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20 フィート型未満のコンテナは、20 フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35 フィート型及び 45 フィート型等は 40 フィート型と同じとします。

⑩ その他

- (イ) 特殊貨物(塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等)、雨天・雪天時作業

- 及び特殊作業(海難船作業、防波堤外作業、荒天時作業、特殊船作業、荷印・仕訳を伴う作業等)の場合は、料金のほかに委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (ロ) 工場専用岸壁における検数付帯作業については、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
 - (ハ) 出張検数を行う場合の出張費用は、実費を申し受けます。
 - (ニ) 委託者の要求により、ブロックストウェージ作業、パレタイズ立会作業、輸出免状整理作業を行った場合及び特別な書類(ファイナルストウェージプラン、コンテナロードプラン、コンテナ詰証明書、輸入ボートノート等)を作成した場合は、実費を申し受けます。
 - (ホ) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は慣習によります。

類似品目表

品目		類似品目
一般雑貨	雑貨類	雑貨・パルプ及び紙類・繊維製品・缶詰・煙草・薬品類・染料及び塗料類・ゴム及びゴム製品・合成ゴム・石綿・乾燥獣皮・合板・合成樹脂(含原料)・ピッチ・化学品・竹材・食料品(含嗜好品)・アニマルボーン・コーヒー／ココアビーン・油糧種実
	機械器具類	機械(1 個当り 5 トン未満のもの)・器具・部品・金物製品・單車・自転車・C.K.D(1 港 1 船積 1,000 トン未満)
	窯製品類	陶磁器・タイル・ガラス・耐火レンズ・ガラス製品・板ガラス
	油類	鉱・魚・動・植物油・油脂
	鉱石類	鉱石(袋物)・石材
	ソーダー類	石灰・ソーダー・アルミナ
	繊維原料類	生糸・繭・合成繊維原料
	屑鉄類	屑鉄(撒を除く)
	青果類	野菜・果物(冷凍品・冷蔵品を除く。)
	一般鋼材	一般港揚・積の鋼材(口径 12 インチ未満の鋼管を含む。)
	車両・舟艇	車輛・舟艇(単体 20 トン未満のもの)
	製材	製材(撒)(はしけ・岸壁取り)
袋物・ベール物		肥料・セメント・砂糖(麻袋)・塩(すべての包装品)・飼料用ペレット・大麦・ふすま・米・雑豆・メイズ・マイロ・大豆・綿花・羊毛・麻
ユニタイズ貨物(コンテナを除く)		パレタイズ・プレスリング貨物(1 ユニット内の個数無関係のもの)、車輛・舟艇(単体 20 トン以上のもの)、機械(1 個当り 5 トン以上のもの)
鋼管(12 インチ以上)		鋼管(口径 12 インチ以上のもの)
鉄鋼コイル		鉄鋼コイル
ノックダウン自動車		ノックダウン自動車(1 港 1 船積 1,000 トン以上)
コンテナ		20 フィート型・40 フィート型コンテナ(実入・空)(在来船扱いのもの)
木材	水落しもの	南洋材
		米材・その他
	岸壁揚のもの	南用材・米材・北洋材・その他木材(製材の撒を除く。)
冷凍品及び冷蔵品		冷凍魚・冷凍肉・その他冷凍食品(温度に関係なく適用します。)
一般鋼材		工場専用岸壁扱いのもの
専用船揚積貨物	コンテナ	20 フィート型・40 フィート型コンテナ(実入・空)(コンテナ専用船扱いのもの)
	パルプ専用船扱いのもの	
	ノックダウン自動車専用船扱いのもの	
コンテナ詰又はコンテナ出し貨物	(A) 袋物・ベール物	多種類貨物・荷姿及びサイズの異なる貨物又は破損・汚損・危険貨物等で特に手数を要するもの コーヒー／ココアビーン・魚粉・骨粉・陶磁器・ガラス類・タイヤ・その他
	(B) 雑貨類	(A) (C) 以外の標準的作業能率のもの 一般雑貨・電気製品類・繊維製品・パイプ(口径 4～8 インチのもの)・青果類・オートパーツ・缶詰・機械類(1 個当り 5 トン未満のもの)・その他
	(C) ユニタイズ貨物類	単一貨物等定型化されている貨物で作業能率の良いもの ユニタイズ貨物・ノックダウン自動車・完成車・製材・石材・アルミインゴット・牧草・葉タバコ・機械類(1 個当り 5 トン以上のもの)・その他

係数適用表

(A) ALFALFA HAY CUBE	アルファルファ ヘイ キューブ	2.0
ALFALFA MEAL (P' BAG)	アルファルファ ミール(紙袋)	1.9
ALMOND SHELL MEAL	アーモンド 殻粕	1.6
ALMOND	アーモンド	1.5
ANIMAL HOOF & HORN	獣蹄、角	1.3
(B) BAMBOO BEAN	バンブービーン	1.2
BARLEY	大麦	1.2
BEET PULP PELLET (IRAN)	ビートパルプペレット(イラン産)	1.8
BEET PULP PELLET (USA)	ビートパルプペレット(米国産)	1.3
BEET PULP (JUTE BAG)	ビートパルプ(麻袋)	3.0
BEET PULP (BALE)	ビートパルプ(ペール)	2.5
BLACK MATPE	ブラックマツペ	1.2
BLOOD MEAL	血粉	1.5
BLUE PEA	エンドウ豆	1.2
BONE MEAL	骨粉	1.5
BONE MEAL PELLET	粒状骨粉	1.1
BRAN	ふすま	1.8
BUCKWHEAT	そば	1.5
BUTTER BEAN	バタービーン	1.4
(C) CANARY SEED	カナリーシード	1.3
CASEIN	カゼイン	1.5
CASTOR SEED MEAL	ひま粕	1.4
CASTOR SEED	ひま種子	1.4
CASSAVA MEAL	カサバ粕	1.8
CASSAVA ROOT CHIP	カサバ根くず	2.6
CATTLE HOOF	牛のひずめ	2.8
CHARCOAL	木炭・炭	2.0
CHEST NUT	栗	1.7
CHINESE CASSAVA STARCH	中国産カサバ澱粉	1.5
COCOA BEAN	ココア豆	1.6
COFFEE BEAN	コーヒー豆	1.6
COCOON	かいこ(まゆ)	2.3
COPRA	コプラ(椰子)	2.0
COPRA MEAL	コプラ粕	1.5
CRUSHED BONE	砕骨	1.4

COTTON SEED MEAL	綿実の粕	1.3
COTTON SEED MEAL PELLET	綿実の粕(粒状)	1.2
COTTON SEED	綿実	2.0
(D) DRUM(STEEL)	ドラム(鉄製)	11.0
DRUM(FIBER)	ドラム(ファイバー)	7.7
(F) FEATHER MEAL	フェザーミール	1.5
FEED PELLET	飼料(粒状)	1.8
FEED SCREENING	飼料粕	1.2
FEED OATS	カス麦	1.8
FISH MEAL(HOME MADE)	魚粉(国産)	1.4
FISH MEAL(IMPORT)	魚粉(輸入)	1.8
FLAX SEED	亜麻種子	1.3
FLOWER SEED	花種子	1.5
(G) GREEN PEAS	グリーンピース	1.2
GROUNDNUT MEAL	落花生粕	1.5
GROUNDNUT	落花生	1.6
(H) HEMP SEED	大麻種子	1.7
HOOF HORN MEAL	獣蹄角等のくず	1.4
HOP	ホップ(球果状)	2.8
(I) INDIAN KAPOK SEED MEAL	インド産カポックシード粕	1.6
(J) JUTE YARN	黄麻セリ	3.0
(k) KAPOK SEED	カポックの種子	2.0
KAPOK SEED MEAL	カポックの種実粕	1.2
(L) LACTOSE	ラクトーゼ(乳糖)	1.5
(M) MALT	麦芽(ビール麦)	1.7
MASTARD SEED	からし種子	1.3
MAIZE	とうもろこし	1.2
MAIZE COB MEAL(CHINA)	とうもろこし固形状粕(中国産)	3.3
MAIZE MEAL	とうもろこし粕	1.3
MEAT MEAL	肉粕	1.4
MEAT BONE MEAL	肉粉粕	1.2
MILK (P' BAG)	ミルク(紙袋)	1.5～1.9
MILK POWDER	粉ミルク	1.5
MILLET	もろこし類	1.2
MILLET SEED	きび種	1.3
MILO	マロ(もろこしの一種)	1.2

MIXED ANIMAL HOOF	獣類のひづめ	2.8
(N) NIGER SEED	植物の種子	1.5
(O) OATS	えん麦	1.8
OATS HUSK	えん麦の皮	3.0
(P) PALMKERNEL MEAL	油やしの粕	1.6
PELLET	油やしの粒	1.3
POLLARD	ポラード	1.8
(R) RAPE SEED	なたね種子	1.3
RAPE SEED MEAL	なたね種子粕	1.7
RED BEAN	小豆	1.2
RICE BRAN	米ぬか	1.8
RICE	米	1.3
RICE BRAN MEAL	米ぬか粕	1.5
RYE	ライ麦	1.2
(S) SAFFLOWER SEED MEAL	紅花種子粕	1.8
SAFFLOWER MEAL	紅花粕	1.8
SAFFLOWER SEED	紅花種子	1.5
SESAME SEED	ゴマ	1.5
SEAWEED	海草	1.5
SHELLED ACORN	殻付どんぐり	1.3
SILK WORM	まゆ	1.4
SOY BEAN	大豆	1.2
SOY BEAN MEAL	大豆粕	1.5
SUNFLOWER SEED	ひまわり種子	2.0
(T) TAPIOKA (THAILAND)	タピオカ(タイ国産)	2.2
TAPIOKA FLOUR	タピオカ粉	1.3
TAPIOKA	タピオカ	1.3
TEA	茶	4.0
(W) WHEY POWDER	凝乳粉	1.8

検数に係る付帯作業等の料金について

1 (8) 検数料金表 2) -⑩-(二)に係る作業および書類作成の料金

(1) 委託者の要求による特別作業

- 1) パレタイズ立会料金…………… 1 トンにつき 428 円
- 2) ブロックストウェーじ作業…………… エキストラ料金

(2) 委託者の要求による特別な書類作成等の実費

- 1) 輸出免状整理料金 免状 1 件につき…………… 390 円
- 2) 輸入ポートノート作成料金 1 通につき…………… 740 円
- 3) CLP 作成料金 1 件につき…………… 2,600 円
- 4) CERTIFICATE(証明書)作成料金 1 件につき(2 通正・副)…………… 2,600 円
1 通増すごとに …………… 650 円
- 5) ファイナルストウェーじプラン及びブロックストウェーじプラン作成に際して、増員を必要とする場合は、エキストラ料金を適用します。
- 6) 撒貨物(穀飼類を除く)等の本船書類整理料金…………… 1 トンにつき 90 円

2 料金表に記載のない貨物のうち、汚損・危険品の基本料金

貨物区分	金額(1 トンにつき)
汚損品乙類 危険品丙類	325.80 円
汚損品甲類 危険品乙類	375.60 円
危険品甲類 非鉄金属	498.80 円

(注) 汚損品および危険品の甲・乙・丙の分類は下表によります。

汚損品	汚損品甲類	カーボンブラック・黒鉛・生塩漬獣皮
	汚損品乙類	ソーダ灰・マグネシア・木炭・血粉・骨粉・魚粉・その他類似品
危険品	危険品甲類	火薬・爆薬・火工品・金属ナトリウム・金属カリウム・マグネシウム粉末
	危険品乙類	過氧化物・過塩素酸塩類・二硫化炭素・硝酸アンモニア・ベンジン・エーテル・揮発油・酒精・石油・液化アンモニア・セルロイド及び同製品・生石灰・油布紙・その他可燃性または引火性物(引火点摂氏 27 度以下のもの)・硫酸・硝酸・塩酸・圧縮瓦斯・その他類似品
	危険品丙類	樟脳及び同製品・ニトロ染料類・晒粉・燐火カルシウム硝石・カーバドその他類似品ならびに甲類・乙類に属さない危険性貨物
非鉄金属	非鉄インゴットおよび電気銅	亜鉛・鉛・銅・錫・アルミ

3 割増料金

- (1) 土曜日(当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日(振替休日を含む)がある場合における土曜日を除く)の作業は基本料金、諸料金(待機料金、最低料金・エキストラ料金-1)に対して、それぞれの料金の 6 割増とします。
- (2) 日曜日・祝祭日の作業は基本料金、諸料金(待機料金・最低料金・エキストラ料金 1)に対して、それぞれの料金の 10 割増しとします。

(3) 深夜作業(21 時 30 分から翌日 5 時まで)は、基本料金の 13 割増とします。

翌日 5 時以降継続して作業を行った場合も、基本料金の 13 割増とします。

(4) 深夜待機料金

区分	金額 (1 口 1 時間につき)
深夜(21 時 30 分から翌日 05 時まで)	10,481 円

(5) 深夜最低料金

区分	金額 (1 口 1 時間につき)
深夜(21 時 30 分から翌日 05 時まで)	77,200 円

上記 1-(1)、1-(2)-6)及び 2 の料金に対しては、認可料金に定められた割増料金・分担金等の規定を準用します。

料金表記載の長期大量割引について

同一委託者からの同一貨物の引受において、次のいずれにも該当する場合は、当該貨物の全量について基本料金の 5 パーセントに相当する額を当該引受に係る請求額から割引きます。

(1) 3 か月以上の長期契約があること。

(2) 「1 か月間に 2 回以上の反復継続の引受があること」とは、同一港での作業引受を基準とします。

(3) 「1 回当りの取扱量が、3,000 トンを超えるもの」とは、1 港 1 船の 1 作業(場所)を単位とします。

(4) 「同一貨物」とは、(8)検数料金表の「類似品目表区分」(P.75)とします。

(5) 料金表による協議料金及び諸料金については、割引対象外とします。

エキストラ料金

特殊な業務に従事し、トン数によって料金計算ができない場合には、下記の料金とします。

1 1 人 1 シフト当り

昼間(8 時 30 分から 16 時 30 分)…………… 46,400 円

半夜(16 時 30 分～21 時 30 分)…………… 39,000 円

深夜(21 時 30 分～5 時 00 分)…………… 98,500 円

(注)上記の料金に対しては、認可料金に定められた割増料金の規定を準用します。

2 1 人 1 か月当たり

時間外を含まない場合…………… 809,000 円

時間外 1 時間につき…………… 3,990 円

時間外 25 時間以内を含む場合…………… 891,000 円

※ 消費税及び地方消費税の加算

- (イ) 料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。
ただし、免税となる取引には適用しません。
- (ロ) 上記により計算された金額に 1 円未満の端数が生じたときは、1 円単位に四捨五入します。

(9)-1 検量料金表

一般社団法人日本海事検定協会 TEL 03-3552-1241

1) 適用範囲

この料金は、検量作業を行う場合に適用します。

2) 料金の種類及び適用方

① 基本料金

イ 船積貨物

品 目	金 額
一般貨物	1 トンにつき 238.20 円

(注) 一般貨物には、パレタイズ、ノックダウン自動車、袋入セメント、袋入肥料、冷凍品、冷蔵品を含みます。一般鋼材及び建設機械等（マーフィートレーラー等への積載貨物を含む）については、委嘱者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

ロ 陸揚貨物

品 目			金 額		
一 般 貨 物			1 トンにつき	196.50 円	
特 定 貨 物	元 地 袋入	穀類	1 トンにつき	226.90 円	
		ふすま・魚粉等	1 トンにつき	340.90 円	
	撒揚袋詰め穀飼類		1 トンにつき	173.60 円	
	棉 花 類	アメリカ産、アフリカ産及びこれらに準ずるもの	1 トンにつき	538.90 円	
		インド産、パキスタン産及びこれらに準ずるもの	1 トンにつき	302.90 円	
	冷凍品・冷蔵品		1 トンにつき	379.10 円	
	銑鉄		1 トンにつき	123.80 円	
	鉄屑・非鉄金属鉱石		1 トンにつき	147.10 円	
	木材	水面貨物	南洋材	1 トンにつき	172.00 円
			米材・ニュージーランド材・チー材	1 トンにつき	220.10 円
			北洋材	1 トンにつき	294.00 円
		陸上貨物	南洋材	1 トンにつき	273.60 円
			米材・ニュージーランド材・チー材	1 トンにつき	292.60 円
			北洋材	1 トンにつき	340.60 円
	撒貨物	砂糖・ 肥料原料	トラックスケールによる場合	1 トンにつき	150.10 円
			ホップースケールによる場合	1 トンにつき	67.00 円
穀飼類		トラックスケールによる場合	1 トンにつき	150.10 円	
		ホップースケールによる場合	1 トンにつき	47.00 円	

ハ 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、取扱数量等が類似した貨物がある場合には、当該貨物に適用される料金を、類似した貨物がない場合には委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

② 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。ただし、割増料金が重複する場合には、基本料

金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割増率
半夜作業	16 時 30 分から 21 時 30 分までの間における作業	基本料金の 6 割増
日曜日・祝祭日作業	日曜日・祝祭日における作業	基本料金の 10 割増
冬期作業	北海道地区において 12 月 1 日より翌年 3 月 31 日までの間に行う作業	基本料金の 3 割増

③ 割引料金

割引料金は、次のとおりとします。

同一委託者からの同一貨物の引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該貨物の全量について基本料金の 5%に相当する額を、当該引受に係る請求額から割り引きます。

イ 3 ヶ月以上の長期契約があること。

ロ 1 ヶ月間に 2 回以上の反復継続の引受があること。

ハ 1 回当りの取扱量が 3,000 トンを超えること。

ただし、穀飼類（撒）のうち年間取扱量 10 万トン以上の委託者については、上記の他、作業場所毎の効率性を加味し協議の上、決定した料金を基本料金とします。

④ 待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

イ 船積貨物

昼夜区分	金額
昼間(8 時 30 分から 16 時 30 分まで)	1 口 1 時間につき 2,823 円
半夜(16 時 30 分から 21 時 30 分まで)	1 口 1 時間につき 4,391 円

ロ 陸揚貨物

昼夜区分	金額
昼間(8 時 30 分から 16 時 30 分まで)	1 口 1 時間につき 3,035 円
半夜(16 時 30 分から 21 時 30 分まで)	1 口 1 時間につき 4,721 円

本料金は、昼間作業にあつては 8 時 30 分から 16 時 30 分までの間、半夜作業にあつては 16 時 30 分から 21 時 30 分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。ただし、待機事由が検量事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

⑤ 最低料金

本料金は、船積貨物検量における 1 件の請求額が、当該貨物に係る基本料金の 4 トン分に満たない場合に適用し、1 件の請求額が 4 トンに満たない場合は、4 トン分とします。

⑥ 検量証明書発行手数料

本料金は検量証明書を発行する場合に適用します。

イ 船積貨物検量証明書については、3 通まで 1,105 円、4 通目から 1 枚につき 312 円を申し受けます。

ロ 陸揚貨物検量証明書については、4 通目から 1 枚につき 312 円を申し受けます。

⑦ 検量明細書発行手数料

本料金は検量明細書を発行する場合に適用します。

検量明細書については、1 枚につき 312 円を申し受けます

⑧ 分担金等

区分	内容	金額
港湾福利分担金	各貨物(一律)1 トンにつき	40 銭
労働安定基金	各貨物(一律)1 トンにつき	35 銭

⑨ 消費税及び地方消費税の加算

イ 消費税及び地方消費税の加算は、料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じた額とします。ただし、免税となる取引には適用しません。

ロ 上記により加算された金額に 1 円未満の端数が生じたときは 1 円単位に四捨五入します。

⑩ 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は 1,000 キログラム、容積は 1.133 立方メートルをもって 1 トンとみなします。

⑪ その他

イ 特殊貨物(塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物並びに火災、海難貨物等)及び特殊作業(品目、荷印の区分を伴う作業等)の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

ロ 通常の検量方式によらない検量作業を行う場合は、委託者と協議の上、決定した金額を申し受けます。

ハ 出張検量を行う場合の出張費用は、実費を申し受けます。

ニ 委託者の要求により、木材の樹種識別・等級格付及びプレート打等の作業を行った場合は、実費を申し受けます。

ホ 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は慣習によります。

(9)-2 検量料金表

株式会社 シンケン TEL 03-3790-0943

1) 適用範囲

この料金は、検量作業を行う場合に適用します。

2) 料金の種類及び適用方

① 基本料金

イ 船積貨物

品 目		金 額
一般貨物		1 トンにつき 274.10 円
特 定 貨 物	パレタイズ貨物・ノックダウン自動車	1 トンにつき 229.50 円
	袋入セメント・袋入肥料	1 トンにつき 96.20 円
	一般鋼材	1 トンにつき 148.90 円
	冷凍品・冷蔵品	1 トンにつき 287.90 円

(注) FCL 貨物については、一般貨物は 262.30 円、パレタイズ貨物及びノックダウン自動車は 219.60 円を基本料金とします。

ロ 陸揚貨物

品 目			金 額		
一 般 貨 物			1 トンにつき	196.50 円	
特 定 貨 物	元 地 袋入	穀類	1 トンにつき	226.90 円	
		ふすま・魚粉等	1 トンにつき	340.90 円	
	撒揚袋詰穀飼類		1 トンにつき	173.60 円	
	棉 花 類	アメリカ産、アフリカ産及びこれらに準ずるもの	1 トンにつき	538.90 円	
		インド産、パキスタン産及びこれらに準ずるもの	1 トンにつき	302.90 円	
	冷凍品・冷蔵品		1 トンにつき	379.10 円	
	銑鉄		1 トンにつき	123.80 円	
	鉄屑・非鉄金属鉱石		1 トンにつき	147.10 円	
	木材	水面貨物	南洋材	1 トンにつき	172.00 円
			米材・ニューゼーランド材・チー材	1 トンにつき	220.10 円
			北洋材	1 トンにつき	294.00 円
		陸上貨物	南洋材	1 トンにつき	273.60 円
			米材・ニューゼーランド材・チー材	1 トンにつき	292.60 円
			北洋材	1 トンにつき	340.60 円
撒貨物	穀飼類・ 砂糖・肥 料原料	トラックスケールによる場合	1 トンにつき	150.10 円	
		ホッパースケールによる場合	1 トンにつき	67.00 円	

(注) 穀飼類（撒）で時間当たり、公称作業能力が 400 トン以上の吸揚機による吸揚作業に係るものについては、1 トンにつき 59.80 円を基本料金とします。

ハ 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、取扱数量等が類似した貨物がある場合には、当該貨物に適用される料金を、類似した貨

物が無い場合には委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

② 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割増率
半夜作業	16 時 30 分から 21 時 30 分までの間における作業	基本料金の 6 割増
日曜日・祝祭日作業	日曜日・祝祭日における作業	基本料金の 10 割増

③ 割引料金

割引料金は、次のとおりとします。

同一委託者からの同一貨物の引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該貨物の全量について基本料金の 5%に相当する額を、当該引受に係る請求額から割り引きます。

イ 3 ヶ月以上の長期契約があること。

ロ 1 ヶ月間に 2 回以上の反復継続の引受があること。

ハ 1 回当りの取扱量が 3,000 トンを超えること。

ただし、陸揚検量における撒貨物については、本割引制度の適用から除きます。

④ 待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

イ 船積貨物

昼夜区分	金額
昼間(8 時 30 分から 16 時 30 分まで)	1 口 1 時間につき 2,823 円
半夜(16 時 30 分から 21 時 30 分まで)	1 口 1 時間につき 4,391 円

ロ 陸揚貨物

昼夜区分	金額
昼間(8 時 30 分から 16 時 30 分まで)	1 口 1 時間につき 3,035 円
半夜(16 時 30 分から 21 時 30 分まで)	1 口 1 時間につき 4,721 円

本料金は、昼間作業にあつては 8 時 30 分から 16 時 30 分までの間、半夜作業にあつては 16 時 30 分から 21 時 30 分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。ただし、待機事由が検量事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

⑤ 最低料金

本料金は、船積貨物検量における 1 件の請求額が、当該貨物に係る基本料金の 4 トン分に満たない場合に適用し、1 件の請求額が 4 トンに満たない場合は、4 トン分とします。

⑥ 検量証明書発行手数料

本料金は検量証明書を発行する場合に適用します。

イ 船積貨物検量証明書については、3 通まで 1,105 円、4 通目から 1 枚につき 312

円を申し受けます。

ロ 陸揚貨物検量証明書については、4 通目から 1 枚につき 312 円を申し受けます。

⑦ 検量明細書発行手数料

本料金は検量明細書を発行する場合に適用します。

検量明細書については、1 枚につき 312 円を申し受けます

⑧ 分担金等

区分	内容	金額
港湾福利分担金	各貨物(一律)1 トンにつき	40 銭
労働安定基金	各貨物(一律)1 トンにつき	35 銭

⑨ 消費税及び地方消費税の加算

イ 料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。ただし、免税となる取引には適用しません。

ロ 上記により計算された金額に 1 円未満の端数が生じたときは 1 円単位に四捨五入します。

⑩ 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は 1,000 キログラム、容積は 1.133 立方メートルをもって 1 トンとみなします。

⑪ その他

イ 特殊貨物(塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物並びに火災、海難貨物等)及び特殊作業(品目、荷印の区分を伴う作業等)の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

ロ 通常の検量方式によらない検量作業を行う場合は、委託者と協議の上、決定した金額を申し受けます。

ハ 出張検量を行う場合の出張費用は、実費を申し受けます。

ニ 委託者の要求により、木材の樹種識別・等級格付及びプレート打等の作業を行った場合は、実費を申し受けます。

ホ 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取決め又は慣習によります。

(10) コンテナ詰検定料金

株式会社 シンケン TEL 03-3790-0943

1) 基本料金

- 貨物 1 トンにつき 384 円
ただし、最低料金 1 件につき 25,000 円

2) 適用条項

- ① 本料金はドライコンテナ及びドライカーゴに適用します。
- ② 重量は 1,000 キログラムをもって 1 トンとし、容積は 1.133 立方メートルをもって 1 トンとみなします。
- ③ 料金請求のトン数は、容積又は重量のいずれか大なる方によります。
- ④ 検定に要する付帯料金は別途申し受けます。

3) 割増料金

- ① 時間外割増料金(1 口 1 場所につき)
16 時 30 分から 21 時 30 分まで 毎 1 時間につき 2,390 円
- ② 休日割増料金(1 口 1 場所につき)
日曜日及び祝祭日に申込者から施検の要請があった場合は、つぎの割増料金を申し受けます。
8 時 30 分から 21 時 30 分まで 毎 4 時間以内につき 9,570 円
- ③ 貨物自体について特に現状を詳細に記録する必要がある場合、或いは貨物の容積、重量を併せ、証明する場合は、それぞれ別途料金を加算します。
- ④ 多種類の貨物の詰合せ、複雑な荷姿の貨物の詰込又は高価品、毀損しやすい貨物の積付等、特に手数を要し、能率不良の場合には実費を申し受けます。

4) 出張料金

- ① 都、市内(港頭地区以外)1 場所 1 回につき 1,560 円
- ② 宿泊を要する地方出張の場合(1 口につき)
出発及び帰着の日は、それぞれ 9,800 円
ただし、往路及び帰路に要する日数のうち上記以外の日に対しては毎 1 日につき
..... 19,500 円
- ③ 隣接地及び日帰地方出張の場合(1 口につき)毎 1 日につき .. 9,800 円

5) 旅費

- ① 宿泊料(日当を含む)1 日につき 17,000 円
- ② 交通費(鉄道乗車賃、乗船賃、航空賃) 実費

6) 検定報告書料金

1 枚につき 726 円

7) 消費税及び地方消費税の加算

- ① 料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。ただし、免税となる取引には適用しない。
- ② 上記により計算された金額に 1 円未満の端数が生じたときは 1 円単位に四捨五入します。

(備考) ※ コンテナ出し検定についても本料金を適用します。

※ 本表 3) 割増料金の④にいう実費とは、1 日(実働 7 時間)1 口 50,000 円以上とします。

※ 本表に記載のない事項が発生した場合は、その都度委託者と協議の上、料金を決定し申し受けます。

(11)-1 鑑定料金表

一般社団法人日本海事検定協会 TEL 03-3552-1241

1) 料金の種類及び額

① 基本料金

種 目		基 準	金 額
1. 倉口検査		3 倉まで 4 倉目から 1 倉につき	21,330 円 5,980 円
2 積 付 検 査	(1) 普通貨物	積込トン数 1,000 トンまで 1,000 トンを超える場合は、超えるトン数について 100 トンまでを増すごとに	22,660 円 1,580 円
	(2) 特殊貨物	積込トン数 200 トンまで 200 トンを超える場合は、超えるトン数について 10 トンまでを増すごとに	22,660 円 364 円
	(3) 危険物	積込トン数 200 トンまで 200 トンを超える場合は、超えるトン数について 10 トンまでを増すごとに	34,010 円 545 円
3. 喫水検査		ア 基本料金 検査貨物トン数 10,000 トンまで 1 トンにつき 10,000 トンを超え 20,000 トンまで 1 トンにつき 20,000 トンを超え 30,000 トンまで 1 トンにつき 30,000 トンを超え 40,000 トンまで 1 トンにつき 40,000 トンを超え 50,000 トンまで 1 トンにつき 50,000 トンを超え 100,000 トンまで 1 トンにつき 100,000 トンを超えるもの 1 トンにつき ただし、(1) 上記料金は積算方式により算定する。 (2) 中間検査を行った場合は、1 回につき	10.89 円 9.15 円 6.12 円 3.41 円 1.74 円 0.19 円 0.00 円 24,000 円
		イ 割引料金 同一委嘱者からの引き受けにおいて、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該鑑定基本料金請求額の 30 パーセントに相当する額を、当該引き受けに係る請求額から割り引きます。 a. 3 ヶ月以上の長期契約があること。 b. 1 か月以内に 2 回以上の委嘱があること。	
4. はしけ、機帆船等(テットウィイトスケルを有しないものに限る。)の積荷重量検定		1 隻につき検定トン数 100 トンまで 100 トンを超える場合は、超えるトン数 10 トンまでを増すごとに	16,540 円 725 円
5 本 船 ・ 油 槽 は し け の 液 量 検 定 及 び 検 査	(1) 液量検定	イ 本船油槽 鉱油(1 槽 1 測度につき) 動・植物油・化学成品及び液化ガス(1 槽 1 測度につき) 危険物(1 槽 1 測度につき) ただし、同時に 3 槽以上検定した場合は、3 槽目から 鉱油(1 槽 1 測度につき) 動・植物油・化学成品及び液化ガス(1 槽 1 測度につき) 危険物(1 槽 1 測度につき) ロ 油槽はしけ 動・鉱油(検定量 1 キロリットルにつき) 植物油・化学成品(検定量 1 トンにつき) 危険物(検定量 1 キロリットル又は 1 トンにつき)	6,710 円 12,050 円 33,340 円 4,670 円 8,430 円 23,360 円 46.70 円 100.30 円 246 円
	(2) 清掃検査	イ 本船油槽 鉱油・化学成品(1 槽につき) 動・植物油(1 槽につき) ただし、同時に 2 槽以上検査した場合は、2 槽目から	17,430 円 24,250 円

	鉱油・化学成品(1 槽につき)	12,050 円
	動・植物油(1 槽につき)	17,050 円
	ロ 油槽はしけ	
	鉱油・化学成品(1 槽につき)	8,340 円
	動・植物油(1 槽につき)	14,370 円
6. 貨物の損害及び原因鑑定	検査貨物の正品価額の 0.7%以内とする	

(注) 1 倉口検査において特に連続在船を依頼された場合は、7 割増した金額を基本料金とします。

2 積付検査において貨物移動防止の検査をあわせて行った場合は、5 割増した金額を基本料金とします。

3 積付検査において普通貨物で特に連続在船を依頼された場合は、7 割増した金額を基本料金とします。

② 割増料金

種 目	内 容	割増率又は金額
作業割増	(1) 半夜作業 16 時 30 分から 21 時 30 分までの間における作業	毎 1 時間につき 1 人あたり 2,433 円
	(2) 深夜作業 21 時 30 分から 5 時までの間における作業	毎 1 時間につき 1 人あたり 2,919 円
	(3) 早朝作業 5 時から 8 時 30 分までの間における作業 ただし、深夜から引き続きの場合は(2)によります。	毎 1 時間につき 1 人あたり 2,433 円
	(4) 日曜日・祝祭日作業 日曜日・祝祭日における作業 イ 8 時 30 分から 21 時 30 分までの間における作業	イ 毎 4 時間以内につき 1 人あたり 9,726 円
	ロ 21 時 30 分から 8 時 30 分までの間における作業	ロ 毎 4 時間以内につき 1 人あたり 11,677 円
	(5) 荒天等作業 荒・雨・雪天時における作業及び強行作業	基本料金の 1 割増
	(6) 防波堤外作業 防波堤外における作業又は著しく交通に不便な場所における場合	基本料金の 5 割増以内

③ 最低料金

イ 喫水検査に係る最低料金は、1 件につき 60,000 円

ロ 液量検定に係る最低料金は、1 件につき

本船油槽 24,970 円

油槽はしけ 20,960 円

ただし、危険物の場合は 49,900 円

ハ 清掃検査に係る最低料金は、1 隻につき 24,020 円

ニ 貨物の損害及び原因鑑定に係る最低料金は、1 件につき

..... 65,000 円

とします。

④ 諸料金

イ 待機料金

検査のため待機した場合は、次の料金を申し受けます。

毎 4 時間以内につき 13,978 円

ロ 検査報告書発行手数料

A 3通までは、無料とし、4通目から写1枚につき…………… 426 円

B 再発行の場合は、1枚につき…………… 856 円

C サインドコピーはA及びBの5割増とします。

ハ 下記の鑑定料金種目につき、検査作業日数が2日以上にわたった場合は、2日目から基本料金のほかに1日につき21,807円を申し受けます。

種目 1. 倉口検査

5.(2) 清掃検査

⑤ 消費税及び地方消費税の加算

イ 消費税及び地方消費税の加算は、料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じた額とします。ただし、免税となる取引には適用しません。

ロ 上記により加算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

2) 料金の適用方

① 適用範囲

この鑑定料金は鑑定検査を行う場合に適用します。

② 特殊貨物とは、重量品(1個5トン以上のもの)、かさ高品(1個5トン以上のもの又は12メートル以上の長尺物)、甲板積貨物(舟の暴露甲板へ積まれるもの)、その他特別の積付、運送又は保管を要するものをいいます。

③ 危険物は次のとおりとします。

火薬類、高圧ガス、腐しよく性物質、毒物類、放射性物質等、引火性液体類、可燃性物質類、酸化性物質類、有害性物質。

④ 清掃検査において

イ 総トン数1,000トン未満の沿海・平水区域を航行区域とする船舶については、左右両舷をもって1槽とみなします。

ロ 同一港域内で油槽はしけの代用として使用される船舶ならびに平水区域を航行区域とする船舶は、油槽はしけとみなします。

⑤ 料金表に記載のない種目

基本料金表に記載のない種目については、基本料金表記載の種目と類似している場合はその料金を適用し、類似種目がない場合は委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

⑥ 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

イ 計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

ロ 割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金

を算出し、これらの金額を合算します。

ハ 消費税及び地方消費税の加算については

A 料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。ただし、免税となる取引には適用しません。

B 上記により加算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

⑦ 実費

イ 委託者の要求により、出張検査を行った場合は、実費を申し受けます。

ロ 貨物の損害並びに原因鑑定に際し、分析を行った場合は、実費を申し受けます。

ハ 委託者から通常の検査、検定又は鑑定以外の特別な検査、検定又は鑑定を要求された場合の費用については、実費を申し受けます。

⑧ その他

イ 荒天作業、防波堤外作業、深夜作業、早朝作業の場合は、基本料金のほかに委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

ロ 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は慣習によります。

(11)-2 鑑定料金表

一般財団法人新日本検定協会 TEL 03-3449-2611

1) 料金の種類及び額

① 基本料金

種 目		基 準	金 額
1. 倉口検査		3 倉まで 4 倉目から 1 倉につき	21,330 円 5,980 円
2 積 付 検 査	(1) 普通貨物	積込トン数 1,000 トンまで 1,000 トンを超える場合は、超えるトン数について 100 トンまでを増すごとに	22,660 円 1,580 円
	(2) 特殊貨物	積込トン数 200 トンまで 200 トンを超える場合は、超えるトン数について 10 トンまでを増すごとに	22,660 円 364 円
	(3) 危険物	積込トン数 200 トンまで 200 トンを超える場合は、超えるトン数について 10 トンまでを増すごとに	34,010 円 545 円
3. 喫水検査		検査貨物トン数 10,000 トンまで 1 トンにつき 10,000 トンを超え 20,000 トンまで 1 トンにつき 20,000 トンを超え 30,000 トンまで 1 トンにつき 30,000 トンを超え 40,000 トンまで 1 トンにつき 40,000 トンを超え 50,000 トンまで 1 トンにつき 50,000 トンを超え 100,000 トンまで 1 トンにつき 100,000 トンを超えるもの 1 トンにつき ただし、(1) 上記料金は積算方式により算定する。 (2) 中間検査を行った場合は、1 回につき	10.89 円 9.15 円 6.12 円 3.41 円 1.74 円 0.19 円 0.00 円 35,000 円
4. はしけ、機帆船等(デッドウェイトスケールを有しないものに限る。)の積荷重量検定		1 隻につき検定トン数 100 トンまで 100 トンを超える場合は、超えるトン数 10 トンまでを増すごとに	16,540 円 725 円
5 本 船 油 槽 ・ 油 槽 は し け の 液 量 検 定 及 び 清 掃 検 査	(1) 液量検定	イ 本船油槽 鉱油(1 槽 1 測度につき) 動・植物油・化学成品及び液化ガス(1 槽 1 測度につき) 危険物(1 槽 1 測度につき) ただし、同時に 3 槽以上検定した場合は、3 槽目から 鉱油(1 槽 1 測度につき) 動・植物油・化学成品及び液化ガス(1 槽 1 測度につき) 危険物(1 槽 1 測度につき)	6,710 円 12,050 円 33,340 円
		ロ 油槽はしけ 鉱油(検定量 1 キロリットルにつき) 動・植物油・化学成品(検定量 1 トンにつき) 危険物(検定量 1 キロリットル又は 1 トンにつき)	4,670 円 8,430 円 23,360 円
			46.70 円 100.30 円 246 円
	(2) 清掃検査	イ 本船油槽 鉱油・化学成品(1 槽につき) 動・植物油(1 槽につき) ただし、同時に 2 槽以上検査した場合は、2 槽目から 鉱油・化学成品(1 槽につき) 動・植物油(1 槽につき)	17,430 円 24,250 円 12,050 円 17,050 円
		ロ 油槽はしけ 鉱油・化学成品(1 槽につき) 動・植物油(1 槽につき)	8,340 円 14,370 円
	6. 貨物の損害及び原因鑑定		検査貨物の正品価額の 0.7%以内とする

(注) 1 倉口検査において特に連続在船を依頼された場合は、7 割増した金額を基本料金

とします。

- 2 積付検査において貨物移動防止の検査をあわせて行った場合は、5 割増した金額を基本料金とします。
- 3 積付検査において普通貨物で特に連続在船を依頼された場合は、7 割増した金額を基本料金とします。

② 割増料金

種 別	内 容	割増率又は金額
作 業 割 増	(1) 半夜作業	16 時 30 分から 21 時 30 分までの間における作業 毎 1 時間につき 4,000 円
	(2) 深夜作業	21 時 30 分から 5 時までの間における作業 毎 1 時間につき 6,000 円
	(3) 早朝作業	5 時から 8 時 30 分までの間における作業 ただし、深夜から引続きの場合は (2) によりま す。 毎 1 時間につき 4,000 円
	(4) 土曜日作業 ※1)	12 時 30 分から 16 時 30 分までの間における作業 毎 1 時間につき 4,000 円
	(5) 日曜日及び国 民の祝日・休日 作業 ※2)	イ 8 時 30 分から 21 時 30 分までの間における 作業 毎 4 時間以内につき 16,000 円 ロ 21 時 30 分から 8 時 30 分までの間における 作業 毎 4 時間以内につき 24,000 円
	(6) 雨天・雪天作 業 ※3)	雨天・雪天時における作業 基本料金の 1 割増
	(7) 冬期作業	北海道地区において 12 月 1 日から翌年 3 月 31 日 までの間における作業 基本料金の 3 割増

※1) 土曜日でも半夜作業割増、深夜作業割増又は早朝作業割増を適用します。

※2) 日曜日等には半夜作業割増、深夜作業割増及び早朝作業割増は適用しません。

※3) 清掃検査には雨天・雪天作業割増は適用しません。

③ 最低料金

- イ 喫水検査に係る最低料金は、1 件につき 70,000 円
- ロ 液量検定に係る最低料金は、1 件につき
- 本船油槽 24,970 円
- 油槽はしけ 20,960 円
- ただし、危険物の場合は 49,900 円
- ハ 清掃検査に係る最低料金は、1 隻につき 24,020 円
- ニ 貨物の損害及び原因鑑定に係る最低料金は、1 件につき
- 65,000 円

とします。

④ 割引料金

- イ 喫水検査における割引
- 1 回の検査貨物トン数が 2 万トン以上の場合は、基本料金の 30%割引とします。
- ロ 清掃検査における割引
- 次に該当する場合は、所定の割引（最低料金にも適用）を行ないます。割引率は積算方式により算定します。

- A 料金月末一括請求の場合は、基本料金の 7%割引とします。
 - B 過去 1 年間（暦年ベース）に検査した隻数が 180 隻以上の場合は、基本料金の 5%割引とします。
 - C 報告書の原紙発送が不要の場合は、基本料金の 4%割引とします。
- ⑤ 諸料金
- イ 待機料金
検査のため待機した場合は、次の料金を申し受けます。
毎 4 時間以内につき…………… 13,978 円
 - ロ 検査報告書発行手数料
 - A 3 通まで無料とし、4 通目から写 1 枚につき…………… 426 円
 - B 再発行の場合は、1 枚につき…………… 856 円
 - C サインドコピーは A 及び B の 5 割増とします。
 - ハ 下記の鑑定料金種目につき、検査作業日数が 2 日以上にわたった場合は、2 日目から基本料金のほかに 1 日につき 21,807 円を申し受けます。
種目 1. 倉口検査
5.(2) 清掃検査
- ⑥ 消費税及び地方消費税の加算
- イ 料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。ただし、免税となる取引には適用しない。
 - ロ 上記により計算された金額に 1 円未満の端数が生じたときは 1 円単位に四捨五入します。

2) 料金の適用方

(適用範囲)

- ① この鑑定料金は鑑定検査を行う場合に適用します。
(用語の定義)
- ② 特殊貨物とは、重量品(1 個 5 トン以上のもの)、かさ高品(1 個 5 トン以上のもの又は 12 メートル以上の長尺物)、甲板積貨物(船舶の暴露甲板へ積まれる物)、その他特別の積付、運送又は保管を要するものをいいます。
- ③ 危険物は次のとおりとします。
火薬類、高圧ガス、引火性液体類、可燃性物質類、酸化性物質類、毒物類、放射性物質類、腐しよく性物質、有害性物質。
(みなし適用)
- ④ 清掃検査において
イ 総トン数 1,000 トン未満の沿海・平水区域を航行区域とする船舶については、左右両舷をもって 1 槽とみなします。

ロ 同一港域内で油槽はしけの代用として使用される船舶ならびに平水区域を航行区域とする船舶は、油槽はしけとみなします。

(料金表に記載のない種目)

- ⑤ 基本料金表に記載のない種目については、基本料金表記載の種目と類似している場合はその料金を適用し、類似種目がない場合は委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

(割増料金)

- ⑥ 割増料金の適用方は、次のとおりとします。

イ 半夜作業割増

16 時 30 分から 21 時 30 分までの間における作業について、所定の半夜作業割増を適用します。

ロ 深夜作業割増

21 時 30 分から 05 時 00 分までの間における作業について、所定の深夜作業割増を適用します。

ハ 早朝作業割増

5 時 00 分から 8 時 30 分までの間における作業について、所定の早朝作業割増を適用します。

ニ 土曜日作業割増

土曜日の 12 時 30 分から 16 時 30 分までの間における作業について、所定の土曜日作業割増を適用します。また、土曜日にも半夜作業割増、深夜作業割増又は早朝作業割増を適用します。

ホ 日曜日及び国民の祝日・休日作業割増

日曜日及び国民の祝日・休日における作業について、所定の作業割増を適用します。なお、日曜日等には半夜作業割増、深夜作業割増及び早朝作業割増は適用しません。

ヘ 雨天・雪天作業割増

雨天・雪天時における作業を行った場合は、所定の雨天・雪天作業割増を適用します。なお、清掃検査には雨天・雪天作業割増は適用しません。

ト 冬期作業割増

北海道地区において 12 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間に作業を行った場合は、所定の冬期作業割増を適用します。

(諸料金)

- ⑦ 諸料金の適用方は、次のとおりとします。

イ 待機料金

本料金は、検査のため待機した場合に適用します。ただし、待機事由が、鑑定事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

ロ 検査報告書発行手数料

本料金は、特別な証明書並びに通常以上の証明書枚数を発行した場合に適用します。

ハ 「1) 料金の種類及び額」「⑤諸料金」のハ項の料金は、倉口検査、清掃検査の種目において、検査作業日数が2日以上にわたった場合に適用します。

(消費税及び地方消費税)

⑧ 免税となる取引には消費税及び地方消費税は加算しません。

(料金の計算方)

⑨ 料金の計算方は、次のとおりとします。

イ 計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

ロ 割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

ハ 消費税及び地方消費税の加算については

A 料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

B 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは、1円単位に四捨五入します。

⑩ 実費

イ 委託者の要求により、出張検査を行った場合は、実費を申し受けます。

ロ 貨物の損害並びに原因鑑定に際し、分析を行った場合は、実費を申し受けます。

ハ 委託者から通常の検査、検定又は鑑定以外の特別な検査、検定又は鑑定を要求された場合の費用については、実費を申し受けます。

⑪ その他

イ 荒天作業、防波堤外作業の場合は、基本料金のほかに委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

ロ 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取決め又は慣習によります。

(12)-1 検査料金

一般社団法人日本海事検定協会 TEL 03-3552-1241

1) 料金の種類及び額

① 基本料金

種 目	基 準	金額(円)
1. 船体又は属具現状検査	船体及び属具それぞれにつき 総トン数 3,000 トン以下の船舶 3,000 トンを超えるトン数に対して 1,000 トン以下を増すごとに ただし、特に手数を要したときは、その程度により 8 割以内を割増します。	68,000 円 4,400 円
2. 船体又は機関の損傷原因又は状態検査	船体及び機関それぞれにつき 総トン数 3,000 トン以下の船舶 3,000 トンを超える船舶については、1,000 トン以下増すごとに ただし、 イ 損傷原因及び状態検査それぞれにつき申し受けます。 ロ 損傷程度が大きいとき又は特に手数を要したときは、その程度により 8 割以内を割増します。 ハ 修繕費の算定をあわせ申し込みを受けたときは、次の料金を加算します。 修繕費算定額 600 万円まで 600 万円を超え 1,000 万円まで 1,000 万円を超え 2,000 万円まで 2,000 万円を超え 3,000 万円まで 3,000 万円を超えるものについては、	68,000 円 4,400 円 79,000 円 105,000 円 143,000 円 182,000 円 220,000 円
3. はしけの損害検査及び遭難原因鑑定	1 隻につき ただし、特に手数を要したときは、その程度により 8 割以内を割増します。	68,000 円
4. 荷役用具類の損傷原因及び損害の調査鑑定	1 件につき ただし、特に手数を要したときは、その程度により 8 割以内を割増します。	68,000 円
5. 船内燃料及び清水の数 量検定	イ 油量検定(1 槽につき) ロ 清水数量検定(1 槽につき) ただし、最低料金(1 隻につき)	9,300 円 6,300 円 47,000 円

6. 回 航 検 査	(1) えい航検査	被えい船 1 隻につき 全長 (1) 50 メートル未満 (2) 50 メートル以上 85 メートル未満 (3) 85 メートル以上 100 メートル未満 (4) 100 メートル以上 50 メートル未満の浚渫船、起重機船等は(2)の料金を申し受けます。 えい航距離 150 海里以上 500 海里未満 500 海里以上 1,500 海里未満 1,500 海里以上 2,500 海里未満 2,500 海里以上 5,000 海里未満 5,000 海里以上 ただし、 イ 特に手数を要したときは、その程度により上記合計金額の 8 割以内を割増します。 ロ 発電バージ、オイルリグ、フローティング・ドック等の特殊物件は上記料金にかかわらず別途協議します。	97,000 円 139,000 円 185,000 円 230,000 円 5 割増 10 割増 15 割増 20 割増 30 割増
	(2) 自力回航検査	別途委託者と協議します。	
7. 船舶受渡時の検査		総トン数 3,000 トン以下の船舶 3,000 トンをこえ 5,000 トンまでの船舶 5,000 トンをこえ 7,500 トンまでの船舶 7,500 トンをこえ 10,000 トンまでの船舶 10,000 トンをこえ 12,500 トンまでの船舶 12,500 トンをこえ 15,000 トンまでの船舶 15,000 トンをこえ 17,500 トンまでの船舶 17,500 トンをこえ 20,000 トンまでの船舶 20,000 トンをこえ 25,000 トンまでの船舶 25,000 トンをこえ 30,000 トンまでの船舶 30,000 トンをこえ 35,000 トンまでの船舶 35,000 トンをこえ 40,000 トンまでの船舶 40,000 トンをこえ 45,000 トンまでの船舶 45,000 トンをこえ 50,000 トンまでの船舶 50,000 トンをこえる船舶については、10,000 トン以下を増すごとに ただし、本検査のため イ 残油水量の検査を同時に行った場合、5 槽までは上記料金に含まれるものとし、6 槽目からは 1 槽につき右料金を加算します。 ロ 修繕費の算定をあわせて申し込みを受けたときは、検査料金種目 2. ハの料金を加算します。	110,000 円 141,000 円 165,000 円 184,000 円 204,000 円 225,000 円 243,000 円 263,000 円 271,000 円 293,000 円 316,000 円 339,000 円 359,000 円 383,000 円 24,000 円 3,500 円
8 船 倉 内 の 容 積 検 査	(1) 倉内積荷占有容積	1 倉につき 検定量 100 トン以下 100 トンを超えるトン数に対しては、10 トン以下を増すごとに ただし イ 仕向港別検定の場合は 5 割増とします。 ロ 最低料金 1 隻につき	10,600 円 160 円 65,000 円
	(2) 倉内空積	4 区画以下 5 区画目から 1 区画につき	65,000 円 5,000 円

9. 船倉の清掃検査		2 倉以下 3 倉目から 1 倉につき ただし、特に手数を要したときは、その程度により 8 割以内を割増します。	65,000 円 13,500 円
10. 船価鑑定		イ はしけ(1 隻につき) ただし、特殊はしけは、ニの料金を適用します。 ロ 機帆船、汽艇、油槽はしけ(1 隻につき) ハ 汽船(1 隻につき) 総トン数 100 トン以下 100 トンをこえ 3,000 トンまで 3,000 トンをこえ 5,000 トンまで 5,000 トンをこえ 10,000 トンまで 10,000 トンをこえ 50,000 トンまで 50,000 トンをこえるもの ニ 作業船等(1 隻につき) ホ 漁船(1 隻につき) 総トン数 100 トン以下 100 トンをこえ 1,000 トンまで 1,000 トンをこえるもの ただし、特に手数を要したときは、その程度により 8 割以内を割増します。	65,000 円 83,000 円 108,000 円 132,000 円 201,000 円 303,000 円 350,000 円 415,000 円 185,000 円 127,000 円 162,000 円 198,000 円
11. はしけ、機帆船等の載貨重量測度又は測度標示		載貨重量トン数 100 トン以下 はしけ 機帆船等 100 トンをこえるトン数に対しては、10 トン以下を増すごとにはしけ 機帆船等 ただし、測度と測度標示を同時に行った場合は、3 割増とします。	32,000 円 40,000 円 2,900 円 3,900 円
12 タンク 計測	(1) 通常計測	イ 陸上油槽 油槽容量(浮屋根がない場合) 500 キロリットル以下 500 キロリットルをこえ 1,000 キロリットルまで 1,000 キロリットルをこえ 5,000 キロリットルまで 5,000 キロリットルをこえ 10,000 キロリットルまで 10,000 キロリットルをこえ 20,000 キロリットルまで 20,000 キロリットルをこえ 30,000 キロリットルまで 30,000 キロリットルをこえ 40,000 キロリットルまで 40,000 キロリットルをこえ 50,000 キロリットルまで 50,000 キロリットルをこえ 75,000 キロリットルまで 75,000 キロリットルをこえ 100,000 キロリットルまで 100,000 キロリットルをこえ 150,000 キロリットルまで 150,000 キロリットルを超えるもの	220,000 円 240,000 円 370,000 円 490,000 円 570,000 円 610,000 円 650,000 円 690,000 円 720,000 円 750,000 円 770,000 円 790,000 円

		②油槽容量（浮屋根がある場合） 500 キロリットル以下 240,000 円 500 キロリットルをこえ 1,000 キロリットルまで 260,000 円 1,000 キロリットルをこえ 5,000 キロリットルまで 400,000 円 5,000 キロリットルをこえ 10,000 キロリットルまで 540,000 円 10,000 キロリットルをこえ 20,000 キロリットルまで 620,000 円 20,000 キロリットルをこえ 30,000 キロリットルまで 670,000 円 30,000 キロリットルをこえ 40,000 キロリットルまで 710,000 円 40,000 キロリットルをこえ 50,000 キロリットルまで 750,000 円 50,000 キロリットルをこえ 75,000 キロリットルまで 780,000 円 75,000 キロリットルをこえ 100,000 キロリットルまで 820,000 円 100,000 キロリットルをこえ 150,000 キロリットルまで 840,000 円 150,000 キロリットルを超えるもの 860,000 円 ロ 特殊型油槽 球型タンク、枕型タンク、地下タンク及び液化ガスタンク（冷凍型）等の場合は、イの 5 割増とします。 ハ 油槽船（油槽はしけを含む。） 1 槽又は 1 区画の容量 100 キロリットル以下 110,000 円 100 キロリットルをこえ 200 キロリットルまで 150,000 円	
		200 キロリットルをこえ 300 キロリットルまで 180,000 円 300 キロリットルをこえ 400 キロリットルまで 200,000 円 400 キロリットルをこえ 500 キロリットルまで 220,000 円 500 キロリットルをこえ 750 キロリットルまで 240,000 円 750 キロリットルをこえ 1,000 キロリットルまで 260,000 円 1,000 キロリットルをこえ 1,500 キロリットルまで 270,000 円 1,500 キロリットルをこえ 2,000 キロリットルまで 280,000 円 2,000 キロリットルをこえ 3,000 キロリットルまで 300,000 円 3,000 キロリットルをこえ 4,000 キロリットルまで 310,000 円 4,000 キロリットルをこえ 5,000 キロリットルまで 320,000 円 5,000 キロリットルをこえ 7,500 キロリットルまで 330,000 円 7,500 キロリットルをこえ 10,000 キロリットルまで 350,000 円 10,000 キロリットルをこえ 15,000 キロリットルまで 370,000 円 15,000 キロリットルをこえるもの 390,000 円 ただし、計測に特に手数を要したときは、その程度により 8 割以内を割増します。	
	(2) 特殊計測	特殊な器具を使用して計測する場合は、上記イ、ロについてはイの料金の 10 割増以上、ハについてはハの料金の 10 割増以上とします。	
13 陸 上 油 槽 の 液 量 検 定	(1) 液量検定	イ 1 槽の検定量につき 原油及び重油（1 キロリットルあたり） 6.50 円 鉱油（上記以外）（1 キロリットルあたり） 11.30 円 動・植物油、化学成品類及び液化ガス（1 トンあたり） 26.30 円 ただし、 ① 鉱油（原油及び重油を含む。）化学成品類及び液化ガスについては 5,000 キロリットルをこえ 10,000 キロリットルまでについては、5,000 キロリットルをこえるキロリットル数に対し	上記料金の 2 割引

並びに 検査		10,000 キロリットルをこえ 20,000 キロリットルまでについては、10,000 キロリットルをこえるキロリットル数に対し 20,000 キロリットルをこえるキロリットル数については ② 化学成品類及び液化ガスについては、上記キロリットルをトンに読み替えます。 ③ 最低料金 ロ 危険物(身体に障害を与えるおそれがあるもの。)はイの20割以内を割増します。	上記料金の4割引 上記料金の6割引 46,000 円
	(2) 清掃検査	1 槽につき 容量 1,000 キロリットル以下) 鉱油 動・植物油及び化学成品類等 容量 1,000 キロリットルをこえるキロリットル数に対しては、1,000 キロリットル以下を増すごとに上記料金の3割を加算します。 ただし イ 特に手数を要したときは、その程度により8割以内を割増します。 ロ 前荷が危険物であったときは20割以内を割増します。	30,000 円 37,000 円

14 貨物の 現状検査	(1)外装又は内装	検査個数 20 個以下(外装、内装それぞれにつき) 20 個を超える個数に対しては、10 個以下を増すごとに ただし、最低料金	10,200 円 1,340 円 61,000 円
	(2)内容品	検査貨物の価額の 0.7%以内とします。 ただし、最低料金	61,000 円
	(3)裸かさ高品、重量品、車輛(輸出自動車を除く。)等	検査個数 1 個につき ただし、最低料金	7,900 円 61,000 円
	(4)輸出貨物	イ 自動車 施検台数 100 台まで (1 台につき) 101 台から 300 台まで (1 台につき) 301 台から 500 台まで (1 台につき) 500 台を超えるもの (1 台につき) ただし、最低料金 ロ 鋼材類 1 トンにつき ただし、最低料金	 1,000 円 600 円 290 円 130 円 61,000 円 58 円 61,000 円
	(5)個数によりがたい貨物	100 トン以下 100 トンを超えるトン数に対しては、10 トン以下を増すごとに ただし、最低料金	16,600 円 350 円 61,000 円
	上記、(1)～(5)において特に手数を要したときは、その程度により 8 割以内を割増します。		
15. 製品検査		検査貨物の価額の 0.7%以内とします。 ただし、 イ 最低料金 ロ 分析をした場合は、分析料金及びその他の付帯費用を別途 申し受けます。	76,000 円
16 原材料 検査	(1)銑鉄、鉄鋼屑の品質又は規格検査	1 トンにつき ただし、最低料金	78 円 76,000 円
	(2)非鉄金属屑の品質又は規格検査	1 トンにつき ただし、最低料金	297 円 76,000 円
	(3)木材の品質又は規格検査	1 トンにつき ただし、最低料金	326 円 76,000 円
	(4)その他の原材料の品質又は規格検査	検査貨物の価額の 0.7%以内とします。 ただし、最低料金	76,000 円
	ただし、分析をした場合は、分析料金及びその他の付帯費用は別途申し受けます。		
17 見本 (試料) 採取	(1)鉄鉱石及び石炭類	1 トンにつき ただし、最低料金	49 円以内 76,000 円
	(2)非鉄鉱物	1 トンにつき ただし、最低料金	112 円以内 76,000 円
	(3)非金属鉱物	1 トンにつき ただし、最低料金	143 円以内 76,000 円
	(4)各種金属類	1 トンにつき ただし、最低料金	274 円以内 76,000 円
	(5)食品類等	1 トンにつき ただし、最低料金	141 円以内 76,000 円
	(6)肥料類	1 トンにつき ただし、最低料金 (一般財団法人新日本検定協会も同額)	112 円以内 76,000 円

	(7) 液体貨物 (L.P.G. 液化ガス含む。)	イ 船舶油槽 (1 槽につき) ただし、 (1) 同時に 3 槽以上にわたり採取した場合は 3 槽目から 1 槽につき (2) 最低料金 ロ 油槽はしけ (1 槽につき) ただし、 (1) 同時に 3 槽以上にわたり採取した場合は 3 槽目から 1 槽につき (2) 最低料金 ハ 陸上油槽 (1 槽につき) ただし、同時に 2 槽以上にわたり採取した場合は 2 槽目から 1 槽につき ニ 容器入 (1 個につき) ただし、最低料金	11,100 円 7,600 円 32,000 円 6,100 円 4,500 円 26,000 円 32,000 円 17,600 円 400 円 34,000 円
	(8) その他の貨物	検査貨物の価額の 0.7%以内とします。 ただし、最低料金	76,000 円
	ただし イ 特に手数を要したときは上記(1)～(8)の料金の 5 割増とします。 ロ 危険物(身体に障害を与えるおそれがあるもの。)は 20 割以内を割増します。 ハ 分析をした場合は分析料金及び付帯費用のほかに手数料を申し受けます。		8,000 円以内
18 封印 及び 解封 検査	(1) 封印検査	イ 本船 封印 1 個につき ただし、最低料金 ロ はしけ、機帆船 1 隻につき ただし (1) 同時に 3 隻以上を検査した場合は、3 隻目から 1 隻につき (2) 最低料金 ハ 上記イ及びロ以外 封印 1 個につき ただし、最低料金	860 円 40,000 円 14,000 円 8,800 円 40,000 円 860 円 40,000 円
	(2) 解封検査	封印検査料金の 3 割減とします。 ただし、最低料金	35,000 円

② 割増料金

種 目		内 容	割増率又は金額
作 業 割 増	(1) 半夜作業	16 時 30 分から 21 時 30 分までの間における作業	毎 1 時間につき 1 人あたり 2,433 円
	(2) 深夜作業	21 時 30 分から 5 時までの間における作業	毎 1 時間につき 1 人あたり 2,919 円
	(3) 早朝作業	5 時から 8 時 30 分までの間における作業 ただし、深夜から引き続きの場合は(2)によります。	毎 1 時間につき 1 人あたり 2,433 円
	(4) 日曜日・祝祭日作業	日曜日・祝祭日における作業 イ 8 時 30 分から 21 時 30 分までの間における作業	イ 毎 4 時間以内につき 1 人あたり 9,726 円
		ロ 21 時 30 分から 8 時 30 分までの間における作業	ロ 毎 4 時間以内につき 1 人あたり 11,677 円
	(5) 荒天等作業	荒・雨・雪天時における作業及び強行作業	基本料金の 1 割増
	(6) 防波堤外作業	防波堤外における作業又は著しく交通に不便な場所における場合	基本料金の 5 割増以内

③ 諸料金

イ 待機料金

検査のため待機した場合は、次の料金を申し受けます。

毎 4 時間以内につき…………… 13,978 円

ロ 検査報告書発行手数料

A 3 通までは無料とし、4 通目から写 1 枚につき…………… 426 円

B 再発行の場合は、1 枚につき…………… 856 円

C サインドコピーは A 及び B の 5 割増とします。

ハ 下記の種目につき、検査作業日数が 2 日以上にわたった場合は、

2 日目から基本料金のほか 1 日につき…………… 21,807 円

を申し受けます。

種目 1. 船体又は属具現状検査

2. 船体・機関の損傷原因又は状態検査

3. はしけの損害検査及び遭難原因鑑定

4. 荷役用具類の損傷原因及び損害の調査鑑定

6. シフティングボードの施設検査

7. 船体堪航性検査

11. 船倉の清掃検査

15. (2) 清掃検査

ニ 個別に協議して定める料金

A 基本料金表又は基本料金表の類似種目によって処理できないものについては、委託者と協議の上、料金を決定し申し受けます。

B 天災により作業員の確保が著しく困難なときは、一定の期間を限り委託者と

協議の上、特別料金を申し受けることがあります。

C 本料金表に記載のない事項が発生した場合は、その都度委託者と協議の上、料金を決定し、申し受けます。

④ 消費税及び地方消費税の加算

イ 消費税及び地方消費税の加算は、料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じた額とします。ただし、免税となる取引には適用しません。

ロ 上記により加算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

(12)-2 検査料金表

一般財団法人新日本検定協会 TEL 03-3449-2611

1) 料金の種類及び額

① 基本料金

種 目	基 準	金額(円)
1. 船体又は属具現状検査	船体及び属具それぞれにつき 総トン数 3,000 トン以下の船舶 3,000 トンを超える船舶については、1,000 トン以下を増すごとに ただし、特に手数を要したときは、その程度により 8 割以内を割増します。	68,000 円 4,400 円
2. 船体・機関の損傷原因又は状態検査	船体及び機関それぞれにつき 総トン数 3,000 トン以下の船舶 3,000 トンを超える船舶については、1,000 トン以下増すごとに ただし、 イ 損傷原因及び状態検査それぞれにつき申し受けます。 ロ 損傷程度が大きいとき又は特に手数を要したときは、その程度により 8 割以内を割増します。 ハ 修繕費の算定をあわせ申し込みを受けたときは、次の料金を加算します。 修繕費算定額 600 万円まで 600 万円を超え 1,000 万円まで 1,000 万円を超え 2,000 万円まで 2,000 万円を超え 3,000 万円まで 3,000 万円を超えるものについては、	68,000 円 4,400 円 79,000 円 105,000 円 143,000 円 182,000 円 220,000 円
3. はしけの損害検査及び遭難原因鑑定	1 隻につき ただし、特に手数を要したときは、その程度により 8 割以内を割増します。	68,000 円
4. 荷役用具類の損傷原因及び損害の調査鑑定	1 件につき ただし、特に手数を要したときは、その程度により 8 割以内を割増します。	68,000 円
5. 船内燃料及び清水数量検定	イ 油量検定(1 槽につき) ロ 清水数量検定(1 槽につき) ただし、最低料金(1 隻につき)	9,300 円 6,300 円 47,000 円
6. シフティングボードの施設検査	2 倉以下 3 倉目から 1 倉につき ただし、特に手数を要したときは、その程度により 8 割以内を割増します。	34,500 円 9,600 円
7. 船体耐航性検査	総トン数 1,000 トン以下の船舶 1,000 トンを超える船舶については、1,000 トン以下を増すごとに ただし、特に手数を要したときは、その程度により 8 割以内を割増します。	76,000 円 9,000 円

8. 回 航 検 査	(1) えい航検査	被えい船 1 隻につき 全長 (1) 50 メートル未満 (2) 50 メートル以上 85 メートル未満 (3) 85 メートル以上 100 メートル未満 (4) 100 メートル以上 50 メートル未満の浚渫船、起重機船等は(2)の料金を申し受けます。 えい航距離 150 海里以上 500 海里未満 500 海里以上 1,500 海里未満 1,500 海里以上 2,500 海里未満 2,500 海里以上 5,000 海里未満 5,000 海里以上 ただし、 イ 特に手数を要したときは、その程度により上記合計金額の 8 割以内を割増します。 ロ 発電バージ、オイルリグ、フローティング・ドック等の特殊物件は上記料金にかかわらず別途協議します。	97,000 円 139,000 円 185,000 円 230,000 円 5 割増 10 割増 15 割増 20 割増 30 割増
	(2) 自力回航検査	別途委託者と協議します。	
9. 船舶受渡時の検査		総トン数 3,000 トン以下の船舶 3,000 トンをこえ 5,000 トンまでの船舶 5,000 トンをこえ 7,500 トンまでの船舶 7,500 トンをこえ 10,000 トンまでの船舶 10,000 トンをこえ 12,500 トンまでの船舶 12,500 トンをこえ 15,000 トンまでの船舶 15,000 トンをこえ 17,500 トンまでの船舶 17,500 トンをこえ 20,000 トンまでの船舶 20,000 トンをこえ 25,000 トンまでの船舶 25,000 トンをこえ 30,000 トンまでの船舶 30,000 トンをこえ 35,000 トンまでの船舶 35,000 トンをこえ 40,000 トンまでの船舶 40,000 トンをこえ 45,000 トンまでの船舶 45,000 トンをこえ 50,000 トンまでの船舶 50,000 トンをこえる船舶については、10,000 トン以下を増すごとに ただし、 イ 本検査のため残油水量の検査を同時に行った場合、5 槽までは上記料金に含まれるものとし、6 槽目からは 1 槽につき右料金を加算します。 ロ 修繕費の算定をあわせて申し込みを受けたときは、検査料金種目 2. ハの料金を加算します。	110,000 円 141,000 円 165,000 円 184,000 円 204,000 円 225,000 円 243,000 円 263,000 円 271,000 円 293,000 円 316,000 円 339,000 円 359,000 円 383,000 円 24,000 円 3,500 円
10 船 倉 内 の 容 積 検 査	(1) 船倉内積荷占有容積	1 倉につき 検定量 100 トン以下 100 トンを超えるトン数に対しては、10 トン以下を増すごとに ただし イ 仕向港別検定の場合は 5 割増とします。 ロ 最低料金 1 隻につき	10,600 円 160 円 65,000 円
	(2) 倉内空積	4 区画以下 5 区画目から 1 区画につき	65,000 円 5,000 円

11. 船倉の清掃検査		2 倉以下 3 倉目から 1 倉につき ただし、特に手数を要したときは、その程度により 8 割以内を割増します。	65,000 円 13,500 円
12. 船価鑑定		イ はしけ(1 隻につき) ただし、特殊はしけは、ニの料金を適用します。 ロ 機帆船、汽艇、油槽はしけ(1 隻につき) ハ 汽船(1 隻につき) 総トン数 100 トン以下 100 トンをこえ 3,000 トンまで 3,000 トンをこえ 5,000 トンまで 5,000 トンをこえ 10,000 トンまで 10,000 トンをこえ 50,000 トンまで 50,000 トンをこえるもの ニ 作業船等(1 隻につき) ホ 漁船(1 隻につき) 総トン数 100 トン以下 100 トンをこえ 1,000 トンまで 1,000 トンをこえるもの ただし、特に手数を要したときは、その程度により 8 割以内を割増します。	65,000 円 83,000 円 108,000 円 132,000 円 201,000 円 303,000 円 350,000 円 415,000 円 185,000 円 127,000 円 162,000 円 198,000 円
13. はしけ、機帆船等の 載貨重量測度又は測度表示		載貨重量トン数 100 トン以下 はしけ 機帆船等 100 トンをこえるトン数に対しては、10 トン以下を増すごとに はしけ 機帆船等 ただし、測度と測度表示を同時に行った場合は、3 割増とします。	32,000 円 40,000 円 2,900 円 3,900 円
14 タ ン ク 測 度	(1) 通常計測	イ 陸上油槽 ①油槽容量（コーン型屋根及びドーム型屋根） 500 キロリットル以下 500 キロリットルをこえ 1,000 キロリットルまで 1,000 キロリットルをこえ 3,000 キロリットルまで 3,000 キロリットルをこえ 5,000 キロリットルまで 5,000 キロリットルをこえ 10,000 キロリットルまで 10,000 キロリットルをこえ 20,000 キロリットルまで 20,000 キロリットルをこえ 30,000 キロリットルまで 30,000 キロリットルをこえ 50,000 キロリットルまで 50,000 キロリットルをこえ 80,000 キロリットルまで 80,000 キロリットルをこえ 100,000 キロリットルまで 100,000 キロリットルをこえ 150,000 キロリットルまで 150,000 キロリットルを超えるもの ②油槽容量（浮屋根型：内部浮屋根式を含む） 500 キロリットル以下 500 キロリットルをこえ 1,000 キロリットルまで 1,000 キロリットルをこえ 3,000 キロリットルまで 3,000 キロリットルをこえ 5,000 キロリットルまで 5,000 キロリットルをこえ 10,000 キロリットルまで	220,000 円 240,000 円 300,000 円 370,000 円 490,000 円 570,000 円 610,000 円 690,000 円 730,000 円 750,000 円 770,000 円 790,000 円 240,000 円 260,000 円 330,000 円 400,000 円 540,000 円

		10,000 キロリットルをこえ 20,000 キロリットルまで 620,000 円 20,000 キロリットルをこえ 30,000 キロリットルまで 670,000 円 30,000 キロリットルをこえ 50,000 キロリットルまで 750,000 円 50,000 キロリットルをこえ 80,000 キロリットルまで 790,000 円 80,000 キロリットルをこえ 100,000 キロリットルまで 820,000 円 100,000 キロリットルをこえ 150,000 キロリットルまで 840,000 円 150,000 キロリットルを超えるもの 860,000 円 ロ 特殊型油槽 球型タンク、枕型タンク、地下タンク及び液化ガスタンク (低温型)等の場合は、イの5割増とします。 ハ 油槽船(油槽はしけを含む。) 1 槽又は1区画の容量 100 キロリットル以下 110,000 円 100 キロリットルをこえ 200 キロリットルまで 150,000 円 200 キロリットルをこえ 300 キロリットルまで 180,000 円 300 キロリットルをこえ 400 キロリットルまで 200,000 円 400 キロリットルをこえ 500 キロリットルまで 220,000 円 500 キロリットルをこえ 750 キロリットルまで 240,000 円 750 キロリットルをこえ 1,000 キロリットルまで 260,000 円 1,000 キロリットルをこえ 1,500 キロリットルまで 270,000 円 1,500 キロリットルをこえ 2,000 キロリットルまで 280,000 円 2,000 キロリットルをこえ 3,000 キロリットルまで 300,000 円 3,000 キロリットルをこえ 4,000 キロリットルまで 310,000 円 4,000 キロリットルをこえ 5,000 キロリットルまで 320,000 円 5,000 キロリットルをこえ 7,500 キロリットルまで 330,000 円 7,500 キロリットルをこえ 10,000 キロリットルまで 350,000 円 10,000 キロリットルをこえ 15,000 キロリットルまで 370,000 円 15,000 キロリットルをこえるもの 390,000 円 ただし、計測に特に手数を要したときは、その程度により8割 以内を割増します。	
	(2) 特殊計測	特殊な器具を使用して計測する場合は、上記イ、ロについては イの料金の10割増以上、ハについてはハの料金の10割増以上 とします。	
15 陸 上 油 槽 の 液 量 検 定 並 び に 検 査	(1) 液量検定	イ 1 槽の検定量につき 原油及び重油(1 キロリットルあたり) 6.50 円 鉱油(上記以外)(1 キロリットルあたり) 11.30 円 動・植物油、化学成品類及び液化ガス(1 トンあたり) 26.30 円 ただし、 ① 鉱油(原油及び重油を含む。)化学成品類及び液化ガスに つき 5,000 キロリットルをこえ 10,000 キロリットルまでにつ いては、5,000 キロリットルをこえるキロリットル数に 対し 上記料金の 2 割引 10,000 キロリットルをこえ 20,000 キロリットルまでにつ いては、10,000 キロリットルをこえるキロリットル数 に対し 上記料金の 4 割引 20,000 キロリットルをこえるキロリットル数については 上記料金の 6 割引 ② 化学成品類及び液化ガスについては、上記キロリットル をトンに読み替えます。 ③ 最低料金 46,000 円 ロ 危険物(身体に障害を与えるおそれがあるもの。)はイの 20 割以内を割増します。	

	(2) 清掃検査	1 槽につき 容量 1,000 キロリットル以下 鉱油 動・植物油及び化学成品類等 容量 1,000 キロリットルをこえるキロリットル数に対しては、1,000 キロリットル以下を増すごとに上記料金の 3 割を加算します。 ただし イ 特に手数を要したときは、その程度により 8 割以内を割増します。 ロ 前荷が危険物であったときは 20 割以内を割増します。 ポータブルタンク 1 基につき ただし、3 基目以降 1 基につき	30,000 円 37,000 円 11,500 円 8,000 円
	(3) ガスフリー検査	タンクローリー、1 時間につき ただし、最低料金	10,000 円 29,480 円

16 貨物の 現状検査	(1)外装又は内装	検査個数 20 個以下(外装、内装それぞれにつき) 20 個を超える個数に対しては、10 個以下を増すごとに ただし、最低料金	10,200 円 1,340 円 61,000 円
	(2)内容品	検査貨物の価格の 0.7%以内とします。 ただし、最低料金	61,000 円
	(3)裸かさ高品、重量品、車輛(輸出自動車を除く。)等	検査個数 1 個につき ただし、最低料金	7,900 円 61,000 円
	(4)輸出貨物	イ 自動車 施検台数 100 台まで (1 台につき) 101 台から 300 台まで (1 台につき) 301 台から 500 台まで (1 台につき) 500 台を超えるもの (1 台につき) ただし、最低料金 ロ 鋼材類 1 トンにつき ただし、最低料金	 1,000 円 600 円 290 円 130 円 61,000 円 58 円 61,000 円
	(5)個数によりがたい貨物	100 トン以下 100 トンを超えるトン数に対しては、10 トン以下を増すごとに ただし、最低料金	16,600 円 350 円 61,000 円
	上記、(1)～(5)において特に手数を要したときは、その程度により 8 割以内を割増します。		
17. 製品検査		検査貨物の価格の 0.7%以内とします。 ただし、 イ 最低料金 ロ 分析をした場合は、分析料金及びその他の付帯費を別途申し受けます。	76,000 円
18 原材料 検査	(1)銑鉄、鉄鋼屑の品質又は規格検査	1 トンにつき ただし、最低料金	78 円 76,000 円
	(2)非鉄金属屑の品質又は規格検査	1 トンにつき ただし、最低料金	297 円 76,000 円
	(3)木材の品質又は規格検査	1 トンにつき ただし、最低料金	326 円 76,000 円
	(4)その他の原材料の品質又は規格検査	検査貨物の価格の 0.7%以内とします。 ただし、最低料金	76,000 円
	ただし、分析をした場合は、分析料金及びその他の付帯費は別途申し受けます。		
19 見本 (試料) 採取	(1)鉄鉱石及び石炭類	1 トンにつき ただし、最低料金	49 円以内 76,000 円
	(2)非鉄鉱物	1 トンにつき ただし、最低料金	112 円以内 76,000 円
	(3)非金属鉱物	1 トンにつき ただし、最低料金	143 円以内 76,000 円
	(4)各種金属類	1 トンにつき ただし、最低料金	274 円以内 76,000 円
	(5)食品類等	1 トンにつき ただし、最低料金	141 円以内 76,000 円
	(6)肥料類	1 トンにつき ただし、最低料金	112 円以内 76,000 円

	(7)油及び化学成品類（液化ガスを含む）	イ 船舶油槽（1槽につき） ただし、 (1) 同時に3槽以上にわたり採取した場合は3槽目から1槽につき (2) 最低料金 ロ 陸上油槽（1槽につき） ただし、同時に2槽以上にわたり採取した場合は2槽目から1槽につき ハ ドラム、ポータブルタンク及びタンクローリー （1基につき） ただし、同時に2基以上にわたり採取した場合は2基目から1基につき	11,100 円 7,600 円 35,000 円 32,000 円 17,600 円 34,000 円 34,000 円 18,000 円
	(8)その他の貨物	検査貨物の価格の0.7%以内とします。 ただし、最低料金	76,000 円
	ただし イ 特に手数を要したときは上記(1)～(8)の料金の5割増とします。 ロ 危険物(身体に障害を与えるおそれがあるもの。)は20割以内を割増します。 ハ 分析をした場合は分析料金及び付帯費のほかに手数料を申し受けます。		— — 8,000 円以内
20 封 印 及 び 解 封 検 査	(1)封印検査	イ 船舶 1船舶につき ただし、同一船舶で11か所以上の場合は、11か所目以降1か所につき ロ ポータブルタンク及びタンクローリー 1基につき	40,000 円 4,000 円 30,000 円
	(2)解封検査	封印検査料金の3割減とします。 ただし、最低料金	35,000 円

② 割増料金

種 別	内 容	割増率又は金額
作業割増	(1) 半夜作業	16 時 30 分から 21 時 30 分までの間における作業 毎 1 時間につき 1 人あたり 4,000 円
	(2) 深夜作業	21 時 30 分から 5 時までの間における作業 毎 1 時間につき 1 人あたり 6,000 円
	(3) 早朝作業	5 時から 8 時 30 分までの間における作業 ただし、深夜から引き続きの場合は(2)によります。 毎 1 時間につき 1 人あたり 4,000 円
	(4) 土曜日作業 ※1)	12 時 30 分から 16 時 30 分までの間における作業 毎 1 時間につき 1 人あたり 4,000 円
	(5) 日曜日及び国民の祝日・休日作業 ※2)	日曜日・祝祭日における作業 イ 8 時 30 分から 21 時 30 分までの間における作業 毎 4 時間以内につき 1 人あたり 16,000 円
		ロ 21 時 30 分から 8 時 30 分までの間における作業 毎 4 時間以内につき 1 人あたり 24,000 円
	(6) 荒天等作業 ※3)	荒・雨・雪天時における作業又は強行作業 基本料金の 1 割増
	(7) 冬期作業	北海道地区において 12 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間における作業 基本料金の 3 割増
	(8) 防波堤外作業	防波堤外における作業又は著しく交通に不便な場所における場合 基本料金の 5 割増以内

※1) 土曜日でも半夜作業割増、深夜作業割増又は早朝作業割増を適用します。

※2) 日曜日等には半夜作業割増、深夜作業割増及び早朝作業割増は適用しません。

※3) 船倉の清掃検査には荒天等作業割増は適用しません。

③ 諸料金

イ 待機料金

検査のため待機した場合は、次の料金を申し受けます。

毎 4 時間以内につき…………… 13,978 円

ロ 検査報告書発行手数料

A 3 通までは無料とし、4 通目から写 1 枚につき…………… 426 円

B 再発行の場合は、1 枚につき…………… 856 円

C サインドコピーは A 及び B の 5 割増とします。

ハ 下記の種目につき、検査作業日数が 2 日以上にわたった場合は、

2 日目から基本料金のほか 1 日につき…………… 21,807 円

を申し受けます。

種目 1. 船体又は属具現状検査

2. 船体・機関の損傷原因又は状態検査

3. はしけの損害検査及び遭難原因鑑定

4. 荷役用具類の損傷原因及び損害の調査鑑定

6. シフティングボードの施設検査

7. 船体耐航性検査

11. 船倉の清掃検査

15. 陸上油槽の液量検定並びに検査(2)清掃検査

ニ 個別に協議して定める料金

- A 基本料金表又は基本料金表の類似種目によって処理できないものについては、委託者と協議の上、料金を決定し申し受けます。
- B 天災により作業員の確保が著しく困難なときは、一定の期間を限り委託者と協議の上、特別料金を申し受けることがあります。
- C 本料金表に記載のない事項が発生した場合は、その都度委託者と協議の上、料金を決定し、申し受けます。

④ 消費税及び地方消費税の加算

料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。ただし、免税となる取引には適用しません。

上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

(13)-1 危険物検査手数料

一般社団法人日本海事検定協会

TEL 03-3552-1241

1) 危険物船舶積付検査手数料

① 基本料金

イ コンテナ詰されている場合

コンテナ 1 個につき…………… 9,300 円

ただし、6 個以上を同時に検査する場合は 6 個以上 1 個につき
…………… 6,950 円

ロ イ以外の場合

100 個まで…………… 21,000 円

100 個を超え、1,000 個までの個数については

10 個又はその端数につき…………… 320 円

1,000 個を超え、2,000 個までの個数については

10 個又はその端数につき…………… 180 円

2,000 個を超える個数については

10 個又はその端数につき…………… 80 円

ただし、1 個の正味重量(放射性物質等にあつては、容器又は包装の重量を含む。)が 50 キログラムこえるものについては、50 キログラムこえる 100 キログラム又はその端数ごとに 1 個の割合で算出した個数を 1 個に加えた数とする。

② 時間外割増料金

16 時 30 分より 21 時 30 分まで 1 時間につき…………… 1,953 円

21 時 30 分より 5 時まで 1 時間につき…………… 2,344 円

5 時より 8 時 30 分まで 1 時間につき…………… 1,953 円

8 時 30 分より 16 時 30 分まで

(日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始

(12 月 31 日から翌年の 1 月 3 日 (前記の日を除く)) に限る)

1 時間につき…………… 1,953 円

③ 検査証等交付料

イ 検査証交付料

3 通まで…………… 無料

4 通以上 1 通につき…………… 342 円

ロ 英訳書交付料

3 通まで…………… 無料

4 通以上 1 通につき…………… 342 円

④ 旅費

イ 日当(検査事業所所在地より片道 80 キロメートル以上の地域に出張した場合)

1 日につき…………… 2,000 円

ロ 宿泊料 1 日につき…………… 10,700 円

ハ 交通費…………… 実費

2) 危険物コンテナ収納検査手数料

① 基本料金

コンテナ 1 個につき、当該コンテナに収納される危険物の個数 100 個までを 20,400 円とし、100 個を超える個数については 10 個又はその端数につき 310 円を加算した額とし、39,900 円を限度とするものとする。

ただし、

イ オンライン申請システムを利用して申請する場合は、コンテナ 1 個につき、3,000 円を割引く。

ロ 一の検査場所又は一の荷主の同一市区町村（政令指定都市の場合は同一区）の検査場所で、過去 1 年間(暦年ベース以下同じ)に検査したコンテナ数又は過去 2 年間に検査したコンテナの年平均コンテナ数が 100 個以上の場合は、同検査場所で翌年度に検査するコンテナにつき次の料金を割り引く。

① 過去 1 年間に検査したコンテナ数又は過去 2 年間に検査したコンテナの年平均コンテナ数が 100 個以上 1,000 個未満の場合は、コンテナ 1 個につき、2,500 円を割り引く。

② 過去 1 年間に検査したコンテナ数又は過去 2 年間に検査したコンテナの年平均コンテナ数が 1,000 個以上の場合は、コンテナ 1 個につき、4,500 円を割り引く。

② 時間外割増料金

16 時 30 分より 21 時 30 分まで 1 時間につき…………… 1,953 円

21 時 30 分より 5 時まで 1 時間につき…………… 2,344 円

5 時より 8 時 30 分まで 1 時間につき…………… 1,953 円

8 時 30 分より 16 時 30 分まで

(日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始

(12 月 31 日から翌年の 1 月 3 日(前記の日を除く))に限る)

1 時間につき…………… 1,953 円

③ 検査証等交付料

イ 検査証交付料

3 通まで…………… 無料

	4 通以上 1 通につき	342 円
ロ	英訳書交付料	
	3 通まで	無料
	4 通以上 1 通につき	342 円
④	旅費	
イ	日当(検査事業所所在地より片道 80km 以上の地域に出張した場合)	
	1 日につき	2,000 円
ロ	宿泊料 1 日につき	10,700 円
ハ	交通費	実費

(13)-2 危険物検査手数料

一般財団法人新日本検定協会

TEL 03-3449-2818

1) 危険物積付検査料金表

① 基本料金

イ コンテナ詰めされている場合

コンテナ 1 個につき…………… 8,100 円

ロ イ以外の場合

危険物の個数が 100 個まで…………… 16,300 円

危険物の個数が 100 個を超える場合は、10 個又はその端数を増すごとに
…………… 330 円を加算

ただし、1 個の正味重量（放射性物質等にあつては、容器又は包装の重量を含む）が 50 キログラムを超えるものについては、50 キログラムを超える 100 キログラム又はその端数を増すごとに 1 個を加えた個数とする。

② 割増料金

イ 時間外割増料金

16 時 30 分から 21 時 30 分まで

一人 1 時間につき又はその端数につき…………… 2,100 円

21 時 30 分から翌朝 5 時まで

一人 1 時間につき又はその端数につき…………… 3,150 円

5 時から 8 時 30 分まで

一人 1 時間につき又はその端数につき…………… 2,100 円

ロ 休日割増料金

日曜日、国民の祝日に関する法律に基づく祝日又は休日（12 月 30 日、31 日、1 月 2 日及び 1 月 3 日を含む）の

8 時 30 分から 21 時 30 分まで

一人 1 時間又はその端数につき…………… 2,100 円

21 時 30 分から 8 時 30 分まで

一人 1 時間又はその端数につき…………… 3,150 円

③ 割引料金

検査日の前々日までに検査の申請を行った場合には、上記①基本料金を 800 円割引く。

④ 諸料金

イ 検査証等交付料

A 検査証交付料

3 通まで…………… 無料

- 4 通目から 1 通につき 430 円
- B 英訳証明書交付料
- 3 通まで 無料
- 4 通目から 1 通につき 430 円
- ロ 財務諸表等交付料
- A 書面による謄本又は抄本の場合 1 通につき 300 円
- B 電磁的方法による場合は、1 回につき 300 円
- ハ 待機料
- 検査の指定時間を越え待機した場合は、次の料金を申し受ける。
- 一人 1 時間又はその端数につき 3,250 円
- ⑤ 付帯費
- イ 日当
- 陸路片道 80Km（水路 40Km）を超える日帰り出張の場合における日当
..... 2,200 円
- ロ 宿泊料
- 1 泊につき 14,000 円
- ハ 交通費
- 鉄道賃、船賃及び車賃は実費とする。
- ニ その他
- 同一地区に複数の申請等がある場合、付帯費の申請者分担割合は別途協議を行うものとする。
- 2) 危険物コンテナ収納検査料金表
- ① 基本料金
- コンテナ 1 個につき、当該コンテナに収納される危険物の個数が
- イ 100 個までの場合 19,500 円
- ロ 100 個を超える場合は、10 個又はその端数を増すごとに 330 円を上記イの金額に加算し、39,300 円を限度とする。
- ② 割増料金
- イ 時間外割増料金
- 16 時 30 分から 21 時 30 分まで
- 一人 1 時間につき又はその端数につき 2,100 円
- 21 時 30 分から翌朝 5 時まで
- 一人 1 時間につき又はその端数につき 3,150 円
- 5 時から 8 時 30 分まで
- 一人 1 時間につき又はその端数につき 2,100 円
- ロ 休日割増料金

日曜日、国民の祝日に関する法律に基づく祝日又は休日（12月30日、31日、1月2日及び1月3日を含む）の

8時30分から21時30分まで

一人1時間又はその端数につき……………2,100円

21時30分から8時30分まで

一人1時間又はその端数につき……………3,150円

③ 割引料金

イ オンライン申請システムを使用して申請した場合、基本料金を3,000円割引く。

ロ 一の検査場所又は一の荷主の同一市区町村（政令指定都市の場合は同一区）の検査場所で、過去1年間（暦年ベース以下同じ）に検査を受けたコンテナ数又は過去2年間に検査を受けたコンテナの年平均コンテナ数が100個以上の場合は、同検査場所で翌年度に検査するコンテナにつき次の料金を割り引く。

A 過去1年間に検査を受けたコンテナ数又は過去2年間に検査を受けたコンテナの年平均コンテナ数が100個以上200個未満の場合は、コンテナ1個につき、1,000円を割り引く。

B 過去1年間に検査を受けたコンテナ数又は過去2年間に検査を受けたコンテナの年平均コンテナ数が200個以上1,000個未満の場合は、コンテナ1個につき、1,500円を割り引く。

C 過去1年間に検査を受けたコンテナ数又は過去2年間に検査を受けたコンテナの年平均コンテナ数が1,000個以上の場合は、コンテナ1個につき、3,500円を割り引く。

④ 諸料金

イ 検査証等交付料

A 検査証交付料

コンテナ1個につき3通まで……………無料

4通目から1通につき……………430円

B 検査証再交付料

1通につき……………430円

C 英訳証明書交付料

コンテナ1個につき3通まで……………無料

4通目から1通につき……………430円

ロ 財務諸表等交付料

A 書面による謄本又は抄本の場合1通につき……………300円

B 電磁的方法による場合は、1回につき……………300円

⑤ 付帯費

イ 日当

陸路片道 80Km（水路 40Km）を超える日帰り出張の場合における日当
..... 2,200 円

ロ 宿泊料

1 泊につき 14,000 円

ハ 交通費

鉄道賃、船賃及び車賃は実費とする。

ニ その他

同一地区に複数の申請等がある場合、付帯費の申請者分担割合は別途協議を行うものとする。

(14)-1 分析料金

一般社団法人日本海事検定協会

TEL 03-3552-1241

- 1) この分析料金表に揚げた料金は普通料金です。
- 2) 日時指定など、特にお急ぎの場合には、割増料金（規定料金の 10 割以内）を申し受けます。
- 3) 分析・試験を早朝、夜間、休日等に行うとき、また、宿泊を要するときには必要経費を加算させて頂く場合があります。
- 4) 原則として、現地調査・サンプル採取・調査報告などで出張を伴う場合には、出張費として 35,000 円/半日・人および交通費・宿泊費の実費を申し受けします。
- 5) 分析・試験のために試料調製、前処理などを要する場合は、別途料金を申し受けします。（例えば、粉碎、切削、研磨などの試料調製や灰化、抽出、分離などの前処理）
- 6) 分析・試験に特殊な手段を要するとき、また、高価な試薬を必要とするときは、規定料金に実費を加算することがあります。ただし、このような場合はその都度ご相談のうえ取り決めます。
- 7) 表中に記載のない分析・試験・解析・評価については、ご相談ください。
- 8) 同種の試料を多数依頼される場合には、別途相談ください。
- 9) 分析証明書は 1 部発行します。原則として事務手数料 3,000 円を申し受けします。ただし、事前に部数をご指定いただければ 3 部までは所定の手数料で発行いたします。3 部以上の場合は 1 部につき、1,000 円を申し受けします。
- 10) 原則として、分析証明書・試験報告書を英文・和文の両方で作成する場合は追加で 3,000 円を申し受けします。
- 11) 再発行の場合は、再発行料として 3000 円を申し受けします。
- 12) 消費税
 - (1) 消費税及び地方消費税の加算は、料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じた額とします。ただし、免税となる取引には適用しません。
 - (2) 上記により計算された額に 1 円未満の端数が生じたときは、1 円単位に四捨五入します。

1. 無機分析（一般項目）

一般項目	単価	Item (英名)
1-01 一般元素	9,400 円～	General elements
1-02 金	15,000 円～	Gold (Au)
1-03 銀	15,000 円～	Silver (Ag)
1-04 白金	15,000 円～	Platinum (Pt)
1-05 セレン	15,000 円～	Selenium (Se)
1-06 テルル	15,000 円～	Tellurium (Te)
1-07 フッ素	15,000 円～	Fluorine (F)
1-08 水銀	15,000 円～	Mercury (Hg)
1-09 希土類	18,000 円～	Rare earths
1-10 ニオブ	18,000 円～	Niobium (Nb)
1-11 タンタル	18,000 円～	Tantalum (Ta)
1-12 ジルコニウム	18,000 円～	Zirconium (Zr)
1-13 ハフニウム	18,000 円～	Hafnium (Hf)
1-14 ホウ素	18,000 円～	Boron (B)
1-15 ゲルマニウム	18,000 円～	Germanium (Ge)
1-16 ウラン	20,000 円～	Uranium (U)
1-17 トリウム	20,000 円～	Thorium (Th)
1-18 その他特殊元素	20,000 円～	Special elements
1-19 定性分析	30,000 円～	Qualitative analysis
1-20 水分（乾燥法）	5,500 円～	Moisture by drying method
ふるい分け試験		Sieve test
1-21 ふるい 3 枚まで	10,000 円～	Base cost
4 枚以上 1 枚につき	2,500 円～	For every additional screen
1-22 かさ密度（かさ比重）	25,000 円～	Bulk density, Bulk specific gravity
1-23 イオンクロマトグラフ （1 成分につき）	15,000 円～	Ion Chromatography
1-24 X 線回折	30,000 円～	X-ray Diffractometer
蛍光 X 線分析		X-ray Fluorescence Spectrometry
1-25 定性分析 (Each sample)	30,000 円～	Qualitative analysis
定量分析 (Each element)	9,400 円～	Quantitative analysis
プラズマ発光分光分析 (ICP-AE)		Plasma Emission Spectrometry
1-26 定性分析 (Each sample)	30,000 円～	Qualitative analysis
定量分析 (Each element)	9,400 円～	Quantitative analysis
X 線マイクロ分析 (EDS)		Energy Dispersive X-ray Micro Analysis
1-27 定性分析（半定量分析）	30,000 円～	Base cost
同一試料での追加 ：1 測定点につき	10,000 円～	For every additional visual field
走査電子顕微鏡		Scanning Electron Microscope
1-28 観察，写真撮影 1 視野	25,000 円～	Base cost
1 視野増すごと	5,000 円～	For every additional visual field
光学顕微鏡		Optical Microscope
1-29 観察，写真撮影 1 視野	18,000 円～	Base cost
1 視野増すごと	5,000 円～	For every additional visual field

2. 固体燃焼分析（石炭・コークス・バイオマス等）

石炭・コークス・バイオマス等		単価	Item（英名）
2-01	全水分	5,500 円～	Total moisture
2-02	湿分	5,500 円～	Adherent moisture
2-03	工業分析	—	Proximate analysis
	水分	5,500 円～	Inherent moisture
	灰分	7,500 円～	Ash
	揮発分	8,000 円～	Volatile matter
	固定炭素	(21,000 円～)	Fixed carbon
2-04	元素分析	—	Ultimate analysis
	灰分（注）	7,500 円～	Ash
	炭素	13,000 円～	Carbon
	水素	13,000 円～	Hydrogen
	窒素	9,400 円～	Nitrogen
	全硫黄	9,400 円～	Total sulfur
	不燃性硫黄	18,000 円～	Noncombustible sulfur
	酸素	75,800 円～	Oxygen
2-05	発熱量	9,400 円～	Calorific value
2-06	るつぼ膨張試験（粘着性）	9,000 円～	Crucible Swelling-Button method
2-07	粉碎性試験	25,000 円～	Hardgrove grandability index
2-08	流動性試験	35,000 円～	Plastic properties-Gieseler plastometer method
2-09	灰の溶解性試験 （酸化性雰囲気）	26,000 円～	Fusibility of Ash ……Oxidizing atmosphere
2-10	灰の溶解性試験 （還元性雰囲気）	38,000 円～	Fusibility of Ash ……Reducing atmosphere
2-11	気孔率	40,000 円～	Porosity
2-12	灰の組成分析 ……1 成分につき	9,400 円～	Composition of Ash
2-13	全りん	9,400 円～	Total phosphorus
2-14	全塩素	15,000 円～	Total chlorine
2-15	付着塩分	9,400 円～	Salt adhered
2-16	灰の調整（石炭）	8,600 円～	Preparation of ash(Coal)
2-17	灰の調整（石油コークス）	30,000 円～	Preparation of ash(Petroleum cokes)
2-18	灰の調整（バイオ燃料）	20,000 円～	Preparation of ash(Biofuel)

3. ケミカル・有機工業薬品

分析項目		単価	英名
3-01	密度，比重	—	Density, Specific gravity
	振動密度計	5,500 円	Vibration densitometer
	浮きばかり	7,000 円	Hydrometer
	ピクノメータ	7,000 円	Pycnometer
	酒精度，アルコール度数	7,000 円	Alcohol degree
	ブリックス度	7,000 円	Brix degree
	ハバード法	20,000 円	Harvard method
	かさ密度	20,000 円	Bulk density
	密度補正係数	25,000 円	Density conversion factor
	容量補正係数	25,000 円	Volume conversion factor

	分析項目	単価	英名
	蒸気密度	30,000 円	Vapor density
	色	—	Color
3-02	Pt-Co 色	6,000 円	Platinum - cobalt scale (Pt-Co)
	ASTM 色	6,000 円	ASTM color scale
	Saybolt 色	6,000 円	Saybolt color scale
	Gardner 色	8,000 円	Gardner color scale
	加熱色	10,000 円	Color after heating
	水分	—	Water, Moisture
3-03	KF 法	7,000 円	Karl Fischer titration
	加熱乾燥法	9,000 円	Drying method
	蒸留法	9,000 円	Distillation method
	加熱気化-KF 法	9,000 円	Heat-evaporation method
	塩分	—	Chloride
3-04	塩分 無機塩素, 比濁法, 導電率法 原油滴定法	15,000 円 20,000 円	Inorganic chloride Salt by potentiometric titration
	全塩素分 (微量電量滴定法)	15,000 円	Total chloride
	有機塩素 (ソジウムビフェニル法)	25,000 円	Organic chloride
	電位差沈澱滴定法 (硝酸銀滴定法)	15,000 円	Potentiometry
	イオンクロマト	15,000 円	Ion chromatography
	イオン電極	10,000 円	Ion electrode
	蒸留試験	—	Distillation
3-05	常圧蒸留	8,000 円	Atmospheric distillation
	水蒸気蒸留	15,000 円	Steam distillation
	減圧蒸留	28,000 円	Vacuum distillation
	G C 法 (～538℃)	30,000 円	Distillation by GC-ASTMD2887
	G C 法-原油 (～720℃)	50,000 円	Distillation by GC-ASTMD7169
	酸価・アルカリ価・中和価	8,000 円	Acidity, Alkalinity, Neutrality
3-06	電位差滴定法	10,000 円	Potentiometry
	加熱後の酸価 (指示薬滴定法)	12,000 円	Acidity after heating
	硫黄分	—	Sulfur
3-07	比濁法	10,000 円	Turbidimetry
	沈澱重量法	12,000 円	Precipitation gravimetry
	微量電量法	10,000 円	Coulometry
	蛍光紫外法	10,000 円	Ultraviolet fluorescence method
	ボンベ法	35,000 円	Bomb method
	亜硫酸定性	10,000 円	Sodium Sulfite
	ガスクロ分析		Gas chromatography
3-08	ガスクロマトグラフィー	20,000 円	FID, TCD, ECD, FPD, NPD, SCD
	ガスクロ質量分析 (GC-MS)	55,000 円	Gas chromatography-Mass spectrometry
	熱分解法 GC-MS	70,000 円	Pyrolysis GC-MS
	固相抽出-GC-MS	80,000 円	GC-MS (Solid-phase extraction)
	GC/GC-TOF/MS	100,000 円～	GC/GC-TOF/MS
3-09	純度	10,000 円 ～	Purity
3-10	水溶性	7,000 円	Water solubility, Water miscibility
3-11	不揮発分	7,000 円	Non-volatile matter

分析項目	単価	英名
3-12 臭い	7,000 円	Odor
3-13 過マンガン酸カリウム試験	7,000 円	Permanganate test
3-14 硫酸着色試験	10,000 円	Acid wash color
3-15 灰分	7,000 円	Ash
3-16 インヒビター	10,000 円	Inhibitor
3-17 ポリマー	10,000 円	Polymer
3-18 pH	6,000 円	pH
3-19 電気伝導度	8,000 円	Electric conductivity
3-20 不ケン化物	20,000 円	Non-saponifiable matter
3-21 沸点 (平衡還流法)	12,000 円	Boiling point
3-22 融点 (試験管法)	15,000 円	Melting point (Testing tube method)
3-23 融点 (熱分析法)	20,000 円	Melting point (Thermal analysis)
3-24 ヨウ素価	12,000 円	Iodine number
3-25 臭素価・臭素指数	12,000 円	Bromine number
3-26 溶媒不溶分 (ろ過法)	10,000 円	Suspended matter (Filtration method)
3-27 UV 吸収, 光学密度	10,000 円	Ultraviolet absorption
3-28 カルボニル価	15,000 円～	Carbonyl value
3-29 エステル価	25,000 円	Ester value
3-30 ケン化価	20,000 円	Saponification value
3-31 水酸基価	30,000 円～	Hydroxyl value
3-32 アセチル価	30,000 円～	Acetyl value
3-33 ヨードホルム生成物質	15,000 円	Aldehyde, Ketone
3-34 アンモニア	10,000 円	Ammonia
3-35 過酸化化物	10,000 円～	Peroxide
3-36 屈折率	5,000 円	Refractive Index
3-37 沈殿物・浮遊物 (フィルターろ過法)	10,000 円	Suspended matter (Filtration method)
3-38 アニリン点, 混合アニリン点	10,000 円～	Aniline point, Mixed aniline point
3-39 酸化安定度 (ボンベ法)	12,000 円	Oxidation stability
3-40 凝固点	10,000 円	Freezing point
3-41 発火点	100,000 円	Ignition point
3-42 混濁度	7,000 円	Turbidity
3-43 金属	10,000 円～	Metal (ICP 発光分光, 原子吸光の項を参照)
3-44 ドクターテスト	15,000 円	Doctor test
3-45 ヒ素分析 (グッツァイト法)	15,000 円	Arsenic analysis
3-46 水銀 (水銀メータ)	15,000 円	Mercury analyzer
3-47 界面活性剤 (定性, 定量)	10,000 円～	Surfactant
3-48 ガソリン混合試験	7,000 円	Miscibility with gasoline
3-49 界面張力	15,000 円	Surface tension
3-50 紫外線照射機	7,000 円	Ultraviolet irradiation
3-51	ガス検出	Gas detection
	ガス検知管 (成分毎)	Gas detecting tube
	ガス検知メータ (成分毎)	Gas detector
	異臭分析 (定性分析)	Foreign odor (GC-MS)
3-52	液クロ分析	
	LC カラムクロマト	Column chromatography
	LC イオン交換カラムクロマト	Ion-exchange chromatography
3-53	高速液体クロマトグラフィー	High performance liquid chromatography
	高速液クロ (HPLC)	HPLC

	分析項目	単価	英名
	サイズ排除クロマトグラフィー	30,000 円～	GPC, GFC
	分子量分布測定	70,000 円	Molecular weight distribution
3-54	イオンクロマトグラフィー	15,000 円	Ion chromatography
	窒素	—	Nitrogen
3-55	ケルダール法	15,000 円	Kjeldahl method
	揮発性塩基性窒素	10,000 円	Volatile base nitrogen
	化学発光法	10,000 円	Chemiluminescence
3-56	発火点	100,000 円	Ignition point
	引火点	—	Flash point
	タグ密閉法	6,000 円～	TCC (Tag closed tester)
	タグ開放法	6,000 円～	TOC (Tag open cup)
3-57	クリーブランド開放法	6,000 円～	COC (Cleveland open cup)
	セタ密閉法	8,000 円～	SCC (Seta closed cup)
	セタ開放法	8,000 円～	SOC (Seta open cup)
	燃焼点	6,000 円～	Burning point, Fire point
	自動滴定装置	—	Auto titration
3-58	分極滴定	10,000 円	Polarization titration
	沈澱滴定	10,000 円	Precipitation titration
	電気滴定	10,000 円	Electrometric titration
	電位差滴定	10,000 円	Potentiometric titration
	酸化還元滴定	10,000 円	Oxidation-reduction titration
	赤外線吸収スペクトル分析	—	Infrared absorption spectrometry
3-59	ATR 法	20,000 円	ATR method
	熱分解法	25,000 円	Pyrolysis IR
	原子吸光光度計	—	Atomic absorption spectrometry
3-60	フレイム	10,000 円	Flame method
	ファーネス	10,000 円	Furnace AAS (flame-less)
	還元気化法	12,000 円	Reduction volatilization method
	水素化法	12,000 円	Hydrogenation method
	水銀（金アマルガム法）	30,000 円	Mercury(Gold amalgam method)
	発光分光光度計（ICP）	—	ICP spectrometry
3-61	元素毎	10,000 円	Each element
	多元素同時分析	35,000 円	Simultaneous analysis
	電子顕微鏡	—	Electron microscope
3-62	走査型電子顕微鏡（SEM）	25,000 円	Scanning electron microscope
	X線マイクロ分析（EDX）	25,000 円	Energy dispersive X-ray micro analyzer
	光学顕微鏡	—	Optical microscope
	実体顕微鏡	7,000 円～	Stereomicroscope
	透過モード	15,000 円～	Transmission method
	落射モード	15,000 円～	Incident method (Dark/Bright field)
3-63	位相差モード	15,000 円～	Phase contrast microscope
	微分干渉（ノマルスキー式）	15,000 円～	Differential interference contrast microscope
	偏光	15,000 円～	Polarization microscope
	共焦点顕微鏡	30,000 円～	Confocal microscope
	熱分析	—	Thermal analysis
3-64	熱重量-示差熱分析（TG-DTA）	25,000 円～	Thermogravimetry Differential scanning calorimeter
	示差走査熱量分析（DSC）	25,000 円～	Differential thermal analysis

分析項目	単価	英名
粘度	—	Viscosity
動粘度 (30℃～75℃)	7,000 円	Kinematic viscosity
動粘度 (20℃以下 又は 80℃以上)	11,000 円	Kinematic viscosity
絶対粘度	12,500 円	Dynamic viscosity
回転粘度計 (80℃以下)	15,000 円	Rotational viscometer
振動粘度計	9,000 円	Oscillation viscometer
粘度指数	19,000 円	Viscosity index

4. 石油分析（揮発油等の品質の確保等に関する法律に基づく分析）

揮発油（ガソリン）	試料量	単価	強制規格	標準規格
4-1-01 鉛	50ml	13,500 円	○	○
4-1-02 硫黄分	20ml	10,000 円	○	○
4-1-03 MTBE	10ml	50,000 円	○	○
4-1-04 ベンゼン			○	○
4-1-05 灯油混入			○	○
4-1-06 メタノール			○	○
4-1-07 エタノール			○	○
4-1-08 酸素量			○	○
4-1-09 色	50ml	3,000 円	○	○
4-1-10 実在ガム	100ml	9,000 円	○	○
4-1-11 密度	20ml	5,500 円	—	○
4-1-12 蒸留性状	150ml	8,000 円	—	○
4-1-13 銅板腐食	50ml	6,000 円	—	○
4-1-14 蒸気圧	100ml	11,000 円	—	○
4-1-15 酸化安定度	100ml	15,000 円	—	○
4-1-16 オクタン価	1,200ml	45,000 円	—	○
合計（消費税抜き）	1,850ml		85,500 円	176,000 円

灯油	試料量	単価	強制規格	標準規格
4-2-01 硫黄分	20ml	10,000 円	○	○
4-2-02 引火点	100ml	6,000 円	○	○
4-2-03 色（セーボルト）	50ml	6,000 円	○	○
4-2-04 蒸留性状	150ml	8,000 円	—	○
4-2-05 銅板腐食	100ml	6,000 円	—	○
4-2-06 煙点	50ml	10,000 円	—	○
合計（消費税抜き）	470ml		22,000 円	51,500 円

軽油	試料量	単価	強制規格	標準規格
4-3-01 硫黄分	20ml	10,000 円	○	○
4-3-02 セタン指数	110ml	1,000 円	○	○
4-3-03 蒸留性状	150ml	8,000 円	○	○
4-3-04 トリグリセリド	10ml	31,000 円	○	○
4-3-05 脂肪酸メチルエステル			○	○

4-3-06	引火点 (PM 法)	150ml	6,000 円	—	○
4-3-07	目詰まり点	50ml	13,000 円	—	○
4-3-08	10%残留炭素	200ml	13,000 円	—	○
4-3-09	動粘度	50ml	7,000 円	—	○
4-3-10	流動点	50ml	7,000 円	—	○
合計 (消費税抜き)		790ml		55,500 円	101,500 円

* セタン指数の算出に密度 (5,500 円) 及び蒸留性状を実施いたします。

FAME 混合軽油		試料量	単価	強制規格	標準規格
4-4-01	硫黄分	20ml	10,000 円	○	○
4-4-02	セタン指数	110ml	1,000 円	○	○
4-4-03	蒸留性状 (90%留出温度)	150ml	8,000 円	○	○
4-4-04	トリグリセリド	10ml	31,000 円	○	○
4-4-05	脂肪酸メチルエステル			○	○
4-4-06	メタノール	10ml	32,000 円	○	○
4-4-07	酸価	50ml	8,000 円	○	○
4-4-08	ギ酸, 酢酸及びプロピオン酸	10ml	22,000 円	○	○
4-4-09	酸価安定度	100ml	40,500 円	○	○
4-4-10	引火点 (PMCC 法)	150ml	6,000 円	—	○
4-4-11	流動点	50ml	7,000 円	—	○
4-4-12	10%残留炭素	200ml	13,000 円	—	○
4-4-13	動粘度	50ml	7,000 円	—	○
4-4-14	目詰まり点	50ml	13,000 円	—	○
合計 (消費税抜き)		960ml		158,000 円	204,000 円

* セタン指数の算出に密度 (5,500 円) 及び蒸留性状を実施いたします。

重油		試料量	単価	強制規格	品質証明
4-4-01	硫黄分	10ml	10,000 円	○	○
4-4-02	反応 (無機酸)	100ml	3,500 円	○	○
4-4-03	密度	20ml	5,500 円	—	○
合計 (消費税抜き)		130ml		13,500 円	19,000 円

5. 石油分析 (ISO 8217、船用燃料油 F0/MD0)

重油 (ISO 8217)		試料量	単価	Item (英名)
5-1-01	動粘度 @50℃	50ml	7,000 円	Kinematic viscosity
5-1-02	密度 (振動式密度計法)	10ml	5,500 円	Density
5-1-03	CCAI	—	1,000 円	CCAI
5-1-04	硫黄分 (励起法)	20ml	10,000 円	Sulfur
5-1-05	引火点 (PM)	150ml	6,000 円	Flash point (PM)
5-1-06	硫化水素	50ml	25,000 円	Hydrogen sulfide
5-1-07	酸価	100ml	8,000 円	Acid number
5-1-08	残留炭素分 (ミクロ法)	10ml	6,000 円	Micro carbon residue
5-1-10	流動点	100ml	7,000 円	Pour point
5-1-11	水分 (蒸留法)	100ml	9,000 円	Water by distillation

重油 (ISO 8217)	試料量	単価	Item (英名)
5-1-12 灰分	10ml	7,000 円	Ash
5-1-13 バナジウム	30ml	10,000 円	Vanadium (V)
5-1-14 ナトリウム	30ml	10,000 円	Sodium (Na)
5-1-15 アルミニウムおよびケイ素	30ml	23,500 円	Aluminum plus silicon
5-1-16 カルシウム	30ml	10,000 円	Calcium (Ca)
5-1-17 亜鉛	30ml	10,000 円	Zinc (Zn)
5-1-18 リン	30ml	10,000 円	Phosphorus (P)
5-1-19 トータルセジメント (TSP)	50ml	15,000 円	Total sediment (potential)
5-1-20 トータルセジメント (TSA)	50ml	15,000 円	Total sediment (accelerated)
5-1-21 トータルセジメント (TSE)	50ml	10,000 円	Total sediment (existent)

ディーゼル燃料油 (ISO 8217)	試料量	単価	Item (英名)
5-2-01 動粘度 @40℃	50ml	7,000 円	Kinematic viscosity
5-2-02 密度 (振動式密度計法)	10ml	5,500 円	Density
5-2-03 セタン指数	110ml	14,500 円	Cetane index
5-2-04 硫黄分 (励起法)	20ml	10,000 円	Sulfur (S)
5-2-05 引火点 (PM)	150ml	6,000 円	Flash point (PM)
5-2-06 硫化水素	50ml	25,000 円	Hydrogen sulfide
5-2-07 酸価	100ml	8,000 円	Acid number
5-2-08 実在トータルセジメント	50ml	10,000 円	Total sediment (Potential)
5-2-09 酸化安定度	400ml	40,000 円	Oxidation stability
5-2-10 脂肪酸メチルエステル	20ml	30,000 円	Fatty acid methyl ester
5-2-11 10%残油の残留炭素分	200ml	13,000 円	10% carbon residue
5-2-12 残留炭素分 (マイクロ法)	5ml	6,000 円	Micro carbon residue
5-2-13 曇り点	50ml	7,000 円	Cloud point
5-2-14 流動点	50ml	7,000 円	Pour point
5-2-15 外観	500ml	3,000 円	Appearance
5-2-16 灰分	100ml	7,000 円	Ash
5-2-17 潤滑性 (HFRR)	20ml	40,000 円	Lubricity (HFRR)

6. 燃料分析

燃料分析	試料量	単価	Item (英名)
6-01 密度 (振動式密度計法)	20ml	5,500 円	Density by density meter
6-02 密度 (ふひょう法)	500ml	7,000 円	Density by hydrometer
6-03 API 度 @60 ° F (計算のみ)	20ml	1,000 円	API gravity @60 ° F
6-04 外観	1,000ml	3,000 円～	Appearance
6-05 動粘度	50ml	7,000 円～	Kinematic viscosity
6-06 外観 (ヘイズレイティング)	1,000ml	3,000 円	Appearance (Haze rating)
6-07 色 (ASTM)	50ml	6,000 円	Color
6-08 セタン価	4,000ml	60,000 円～	Cetane number
6-09 セタン指数 (計算のみ)	-	1,000 円	Cetane Index (4 Variable Equation)
6-10 セタン指数 (測定込み)	110ml	14,500 円	Cetane Index (including measurement of properties)

燃料分析	試料量	単価	Item (英名)
6-11 蒸留性状 (常圧)	100ml	8,000 円	Distillation
6-12 蒸留性状 (GC 法)	10ml	25,000 円	Boiling range distribution by gas chromatography
6-13 引火点 (PM)	150ml	6,000 円	Flash Point (PM)
6-14 硫黄分 (酸価分解・紫外蛍光法)	20ml	10,000 円	Sulfur by UV Fluorescence
6-15 硫黄分 (励起法)	20ml	10,000 円	Sulfur by EDX
6-16 曇り点	50ml	7,000 円	Cloud point
6-17 目詰まり点 (CFPP)	50ml	13,000 円	Cold filter plugging point
6-18 流動点	50ml	7,000 円	Pour point
6-19 10%残留炭素分 (コンラドソン法)	200ml	13,000 円	Conradson carbon residue on 10% distillation residue
6-20 10%残留炭素分 (マイクロ法)	200ml	13,000 円	Micro carbon residue on 10% distillation residue
6-21 10%残留炭素分 (ラムスボトム法)	200ml	19,000 円	Ramsbottom carbon residue on 10% distillation residue
6-22 灰分	100ml	7,000 円	Ash
6-23 芳香族分および多環芳香族分 (HPLC 法)	20ml	30,000 円	Aromatic hydrocarbons (and Polyaromatic hydrocarbons) HPLC
6-24 芳香族分および多環芳香族分 (超臨界クロマト法)	20ml	50,000 円	Hydrocarbon type analysis
6-25 炭化水素タイプ分析 (HPLC 法) 密度、動粘度別	20ml	30,000 円	Hydrocarbon type analysis ※Excluding measurement of density and viscosity
6-26 炭化水素タイプ分析 (HPLC 法) 密度、動粘度込み	100ml	42,500 円	Hydrocarbon type analysis ※Including measurement of density and viscosity
6-27 導電率	100ml	8,000 円	Electric conductivity
6-28 銅板腐食試験	50ml	6,000 円	Copper corrosion
6-29 潤滑性 (HFRR)	20ml	40,000 円	Lubricity HFRR
6-30 強酸価 (指示薬法)	100ml	10,000 円	Strong acid number (Color indicator)
6-31 酸価 (電位差滴定法)	40ml	8,000 円	Acid number (Electric titration)
6-32 酸価 (指示薬法)	100ml	8,000 円	Acid number (Color indicator titration)
6-33 全塩素	20ml	15,000 円	Total chlorine
6-34 窒素分 (化学発光法)	20ml	10,000 円	Nitrogen
6-35 酸化安定度	400ml	40,000 円	Oxidation Stability
6-36 High temperature stability	500ml	25,000 円	High temperature stability
6-37 きょう雑物	1,000ml	10,000 円	Particulate matter
6-38 セジメント (抽出セジメント)	20ml	20,000 円	sediment by extraction
6-39 セジメント (ろ過法)	100ml	9,000 円	sediment by membrane filtration
6-40 水泥分	100ml	9,000 円	Water and sediment
6-41 水分 (KF 式, 電量滴定法)	20ml	7,000 円	Water by coulometric titration
6-42 水分 (KF 式, 容量滴定法)	20ml	7,000 円	Water by volumetric Karl-Fisher titration
6-43 水分 (蒸留法)	100ml	9,000 円	Water by distillation
6-44 脂肪酸メチルエステル (FAME)	20ml	30,000 円	FAME content
6-45 Filter blocking tendency (FBT)	350ml	30,000 円	Filter blocking tendency

燃料分析	試料量	単価	Item (英名)
6-46 総発熱量	50ml	10,000 円	Gross Caloric Value
6-47 真発熱量 (計算のみ)	50ml	1,000 円	Net Caloric Value (calculation)
6-48 微生物試験	50ml	30,000 円	Microbial Count
6-49 硫化水素	50ml	25,000 円	Hydrogen sulfide

7. 石油分析

7-1. ジェット燃料油

JET 燃料 (DEFSTAN 91-091)	試料量	単価	Item (英名)
7-1-01 外観	1,000ml	3,000 円	Visual appearance
7-1-02 色	100ml	6,000 円	Color
7-1-03 きょう雑物 (重量法)	4,000ml	10,000 円	Particulate contamination
7-1-04 きょう雑物 (粒度分布)	100ml	28,000 円	Particulate count
7-1-05 酸価	150ml	8,000 円	Total acidity
7-1-06 芳香族 (蛍光指示薬法)	20ml	30,000 円	Aromatics
7-1-07 全芳香族 (HPLC 法)	20ml	30,000 円	Total aromatics
7-1-08 硫黄分	20ml	10,000 円	Sulphur, total
7-1-09 メルカプタン硫黄分	20ml	10,000 円	Sulphur, Mercaptan
7-1-10 ドクターテスト	20ml	15,000 円	Doctor Test
7-1-11 蒸留性状	100ml	8,000 円	Distillation
7-1-12 引火点	110ml	6,000 円	Flash point
7-1-13 密度 @15°C	20ml	5,500 円	Density at 15°C
7-1-14 析出点	50ml	10,000 円	Freezing point
7-1-15 動粘度 @-20°C	50ml	11,000 円	Viscosity at minus 20°C
7-1-16 煙点	50ml	10,000 円	Smoke point
7-1-17 ナフタレン	10ml	10,000 円	Naphthalenes
7-1-18 発熱量 (計算のみ)	-	1,000 円	Specific energy (Calculation)
7-1-19 銅板腐食 @50°C, 3h	50ml	6,000 円	Copper strip@50°C, 3h
7-1-20 熱安定性 (JFTOT)	700ml	52,000 円	Thermal stability (JFTOT)
7-1-21 実在ガム (空気法)	100ml	9,000 円	Existent gum (Air)
7-1-22 実在ガム (水蒸気法)	100ml	20,000 円	Existent gum (Steam)
7-1-23 水分離指数 (MSEP)	150ml	25,000 円	Microseparometer (MSEP)
7-1-24 導電率	100ml	8,000 円	Electrical conductivity
7-1-25 潤滑性 (BOCLE)	50ml	40,000 円	Lubricity (BOCLE)
7-1-26 脂肪酸メチルエステル	10ml	68,000 円	Fatty acid methyl ester (FAME)

7-2. 成分分析

成分分析	試料量	単価	Item (英名)
7-2-01 FIA 分析	20ml	50,000 円	FIA analysis
7-2-02 PONA 分析	20ml	50,000 円	PONA analysis
7-2-03 PIONA 分析	20ml	50,000 円	PIONA analysis
7-2-04 SARA 分析 (TLC-FID)	20ml	55,000 円	SARA analysis (TLC-FID)
7-2-05 SARA 分析 (カラムクロマト法)	20ml	50,000 円	SARA analysis (Column Chromatography)
7-2-06 アスファルテン	20ml	14,000 円	Asphaltenes

成分分析		試料量	単価	Item (英名)
7-2-07	レジン	20ml	50,000 円	Resin
7-2-08	ワックス	20ml	30,000 円	Wax
7-2-09	トータルセジメント (TSE)	50ml	10,000 円	Total sediment (existent)
7-2-10	トータルセジメント (TSP)	50ml	15,000 円	Total sediment (potential)
7-2-11	トータルセジメント (TSA)	50ml	15,000 円	Total sediment (accelerated)
7-2-12	芳香族分 (タイプ分析 JPI 法) 密度、動粘度別	20ml	30,000 円	Aromatics JPI method (HPLC) ※Excluding measurement of density and viscosity
	芳香族分 (タイプ分析 JPI 法) 密度、動粘度込み	100ml	42,500 円	Aromatics JPI method (HPLC) ※Including measurement of density and viscosity
7-2-13	芳香族分 (HPLC 法)	20ml	30,000 円	Aromatics (HPLC)
7-2-14	芳香族分 (超臨界クロマト法)	20ml	50,000 円	Aromatics by Supercritical Fluid Chromatography
7-2-15	潤滑油中の石油分 (税関分析法)	20ml	60,000 円	Petroleum content in lubricating oil
7-2-16	アニリン点	20ml	10,000 円	Aniline point
7-2-17	環分析 (n-d-m 法)	200ml	30,000 円	n-d-m method
7-2-18	有機塩素 (原油)	1000ml	50,000 円	Organic chloride in crude oil
7-2-19	重金属 (鉛)	100ml	25,000 円	Heavy metal (Lead)
7-2-20	重金属 (ヒ素)	100ml	25,000 円	Heavy metal (Arsenic)
7-2-21	ガスクロ蒸留 (原油)	50ml	50,000 円	Simulated distillation by GC (Crude oil)
7-2-22	スポットテスト (Cleanliness)	100ml	6,000 円	ASTM D4740
7-2-23	スポットテスト (compatibility)	200ml	15,000 円	ASTM D4740

7-3. 潤滑油

潤滑油		試料量	単価	Item (英名)
7-3-01	酸価	40ml	8,000 円	Acid value
7-3-02	塩基価	40ml	8,000 円	Base number
7-3-03	引火点 (COC 法)	160ml	6,000 円	Flash point
7-3-04	軽油希釈率	50ml	30,000 円	Gas Oil Diluent in Engine Oils
7-3-05	ガソリン希釈率	10ml	32,500 円	Gasoline Diluent in Engine Oils
7-3-06	水分 (KF 気化法)	20ml	9,000 円	Water content (water vaporizer method)
7-3-07	ペンタン不溶分 (A 法)	50ml	8,000 円	Pentane insolubles
7-3-08	凝集ペンタン不溶分 (B 法)	50ml	8,000 円	Pentane insolubles
7-3-09	トルエン不溶分	50ml	8,000 円	Toluene insolubles
7-3-10	動粘度@40℃	50ml	7,000 円	Kinematic viscosity 40℃
7-3-11	動粘度@100℃	50ml	11,000 円	Kinematic viscosity 100℃
7-3-12	粘度指数 (粘度測定 2 点含む)	100ml	19,000 円	Viscosity index
7-3-13	汚染度 (質量法)	100ml	10,000 円	Contaminants by gravimetric method
7-3-14	ISO コード	100ml	12,000 円	ISO code

7-4. アスファルト・ピッチ・クレオソート油

アスファルト・ピッチ・クレオソート油		試料量	単価	Item (英名)
7-4-01	軟化点 (環球式)	100g	15,000 円	Softening point

7-4-02	引火点	200g	9,000 円	Flash point
7-4-03	密度 @15℃	100g	20,000 円	Density at 15℃
7-4-04	トルエン不溶分	50g	10,000 円	Toluene insolubles
7-4-05	キノリン不溶分	50g	15,000 円	Quinoline insolubles
7-4-06	蒸留試験	300g	14,000 円	Distillation
7-4-07	ワックス	300g	30,000 円	Wax content
7-4-08	固定炭素	50g	20,000 円	Fixed carbon
7-4-09	コークス残分	50g	25,000 円	Cokes residue

8. 脂肪酸メチルエステル (FAME)

脂肪酸メチルエステル (FAME)	試料量	単価	Item (英名)
8-01 エステル分	20ml	15,000 円	FAME content
8-02 密度@15℃	20ml	5,500 円	Density
8-03 動粘度@40℃	50ml	7,000 円	Kinematic viscosity
8-04 引火点	150ml	6,000 円	Flash point (PM)
8-05 硫黄分	20ml	10,000 円	Sulfur (S)
8-06 10%残油の残留炭素分	220ml	40,000 円	10% carbon residue
8-07 セタン価	30,000ml	75,000 円	Cetane number
8-08 硫酸灰分	80ml	10,000 円	Sulfated ash
8-09 水分	100ml	7,000 円	Water
8-10 固形不純物	500ml	10,000 円	Total contamination
8-11 銅板腐食試験@50℃, 3h	50ml	6,000 円	Copper strip corrosion
8-12 酸化安定性	10ml	40,500 円	Oxidation stability
8-13 酸価	50ml	8,000 円	Acid value
8-14 ヨウ素価	10ml	12,000 円	Iodine value
8-15 リノレン酸メチル	5ml	15,000 円～ (注1)	Linolenic acid methyl ester
8-16 メタノール	15ml	15,000 円～	Methanol
8-17 モノグリセライド, ジグリセライド, トリグリセライド, 遊離グリセリン, 全グリセリン	5ml	25,000 円～	Mono-, Di-, Tri-glyceride, Free-, Total-glycerol
8-18 金属 (Na+K)	10ml	20,000 円	Metals (Na+K)
8-18 金属 (Ca+Mg)	10ml	20,000 円	Metals (Ca+Mg)
8-20 りん	5ml	10,000 円	Phosphorus
8-21 低温流動性(注2)	50ml	22,500 円	Cloud point, CFPP, Pour point
8-22 多価不飽和脂肪酸	5ml	38,000 円～	Polyunsaturated (≥ 4 double bonds) methyl esters

(注1) エステル分を測定する場合は、リノレン酸メチルの費用はかかりません。

(注2) 低温流動性は、当事者間の合意で実施します。一例として、試料を使用して B 5 軽油を調整後に流動点および目詰まり点 (CFPP) を実施する場合の料金を記載します。

9. 油脂および油脂原料

分析項目	単価	英名
9-01 油分	7,000 円	Oil content
9-02 脂肪 (粗脂肪)	7,000 円	Crude fat

分析項目		単価	英名
9-03	水分	—	Moisture
9-04	カールフィッシャー法	7,000 円	Karl Fischer titration
9-05	加熱乾燥法	7,000 円	Drying method
9-06	糖分	—	Sugar
	全糖分	15,000 円	Total sugar
	転化糖	15,000 円	Invert sugar
	還元糖分	30,000 円	Reducing sugar
	糖度	10,000 円	Polarization
	デンプン	9,000 円	Starch
9-07	繊維（粗繊維）	9,000 円	Crude fiber
9-08	窒素化合物	—	Nitrogen component
	タンパク質（粗タンパク質）	6,000 円	Crude protein
	窒素	6,000 円	Nitrogen
	アンモニア態窒素	7,000 円	Ammonia nitrogen
	アンモニア	10,000 円	Ammonia
	尿素	10,000 円	Urea
	ホルマリン	10,000 円	Formalin
9-09	可溶性無窒素物 ＝水分＋粗タンパク質＋粗脂肪 ＋粗繊維＋粗灰分	25,000 円	Nitrogen free extract
9-10	灰分	7,000 円	Ash
9-11	塩分	15,000 円	Chloride
9-12	酸価	8,000 円	Acidity, Alkalinity, Neutrality
9-13	水溶性酸価	9,000 円	Water soluble acids
9-14	遊離脂肪酸	10,000 円	Free fatty acids of extracted oil
9-15	脂肪酸組成	35,000 円	Fatty acid component
9-16	引火点	6,000 円	Flash point
9-17	燃焼点	6,000 円	Burning point, Fire point
9-18	凝固点	10,000 円	Freezing point
9-19	屈折率	5,000 円	Refractive Index
9-20	動粘度	7,000 円	Kinematic viscosity
9-21	エステル価	25,000 円	Ester value
9-22	ケン化価	20,000 円	Saponification value
9-23	不ケン化物	20,000 円	Non-saponifiable matter
9-24	ヨウ素価	11,000 円	Iodine number
9-25	臭素価・臭素指数	11,000 円	Bromine number
9-26	水酸基価・アセチル価	30,000 円～	Hydroxyl value
9-27	過酸化物	10,000 円	Peroxide
9-28	ふるい分け試験		Sieve test
	ふるい 3 枚まで	10,000 円	Base cost
	4 枚以上 1 枚につき	3,000 円	For every additional screen
9-29	色	—	Color
	ガードナー色	6,000 円	Gardner color scale
	ロビボンド色	10,000 円	Lovibond color
9-30	金属	—	Metal
	ヒ素	15,000 円～	Arsenic

分析項目	単価	英名
水銀	15,000 円～	Mercury
リン	10,000 円～	Phosphorous
カリウム	10,000 円～	Potassium
ナトリウム	10,000 円～	Sodium
カルシウム	10,000 円～	Calcium

10. 消防法危険性評価

第4類関連（引火性液体）	試料量	単価	備考
10-01 液状確認（1点）	100ml	10,000 円	
10-02 引火点（タグ密閉法）	200ml	40,000 円	
10-03 引火点（セタ密閉法）	50ml	40,000 円	
10-04 引火点（クリーブランド開放法）	300ml	40,000 円	
10-05 動粘度	500ml	25,000 円	引火点と同温度で測定
10-06 燃焼点	200ml	50,000 円	
10-07 可燃性液体量	100ml	120,000 円	成分組成が既知の場合は省略可
10-08 沸点	200ml	35,000 円	
10-09 発火点	50ml	70,000 円	
10-10 水溶性	100ml	10,000 円	
第2類関連（引火性固体）	試料量	単価	備考
10-11 引火点（セタ密閉法）	50g	40,000 円	
10-12 小ガス炎着火試験	100g	30,000 円	
指定可燃物関連 （可燃性液体，可燃性固体）	試料量	単価	備考
10-13 引火点（セタ密閉法）	50ml, g	40,000 円	
10-14 融点	50ml, g	30,000 円	
10-15 発熱量	50ml, g	40,000 円	

11. 異物・付着物

異物・付着物	試料量	単価	Item（英名）
11-01 光学顕微鏡観察	1ml	10,000～ 30,000 円	Optical Microscope
11-02 赤外線吸収スペクトル分析	1ml	20,000 円～	Infrared absorbance spectrometry
11-03 走査型電子顕微鏡-EDX 分析	1ml	25,000 円～	SEM-EDX analysis
11-04 熱分析（TG-DTA，DSC）	1ml	25,000 円～	Thermal analysis
11-05 X線回折	2ml	30,000 円	X-ray Diffraction
11-06 ICP 分析（金属分析等）	20ml	35,000 円	ICP analysis
11-07 溶解性試験	10ml	20,000 円	Solubility test
11-08 pH，酸性度・アルカリ性度	20ml	10,000 円	pH, Acid and alkali
11-09 ガスクロマトグラフ分析	5ml	20,000 円	Gas chromatography
11-11 ガスクロマトグラフィー質量分析	5ml	55,000 円～	Gas chromatography - Mass spectrometry
11-12 GC×GC-TOFMS 分析	5ml	100,000 円～	GC x GC Time of Flight Mass

				Spectrometry
11-13	高速液体クロマトグラフィー	5ml	30,000 円～	High performance chromatography
11-14	異臭分析	10ml	80,000 円～	Foreign odor analysis
11-15	可視紫外線吸収スペクトル分析	10ml	10,000 円	Spectrophotometry
11-16	蛍光スペクトル分析	10ml	15,000 円	Fluorescence spectrometry
11-17	前処理各種	10ml	10,000 円～	Pretreatment
11-18	諸経費 (データ解析・報告書作成等)	0ml	分析費用の 30%	Overhead costs

(14)-2 分析料金

一般財団法人新日本検定協会

TEL 045-473-5815

1. 分析業務のお問合せとお申し込みについて

窓口は、以下の各分析センターです。

・横浜理化学分析センター

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区 新横浜 2 丁目 12 番地 13 新検ビル

TEL 045-473-5815 FAX 045-473-5834

・阪神理化学分析センター

〒559-0033 大阪府大阪市住之江区南港中 6 丁目 2 番地 57 号 大阪南港新検ビル

TEL 06-6614-7627 FAX 06-6614-7648

上記に直接お電話又は Fax を頂くか、当協会のホームページ (<http://www.shinken.or.jp>) からお問合せ又はお申込みください。

2. 分析料金

(1) 基本料金

この分析料金表は、通常の申し込みによる分析基本料金を表示しています。

(2) 割増料金

- 1) 至急割増料金(Urgent) 基本料金の5割増

この条件で申込みを受付けた場合は、優先して分析を開始します。但し、納期の指定は出来ません。

- 2) 期日指定・特急指定割増料金(Rush) 基本料金の10割増

特にお急ぎで分析結果を必要とするような場合は、こちらでお申込みください(必ず事前にご相談ください)。

- 3) 作業割増料金

(12)-2 検査料金表 1) 料金の種類及び額 ②割増料金を適用させていただきます。

(3) 出張分析料金

依頼者の要請によって分析員が現場に赴き同地で分析を行った場合、分析料金は分析に要した項目数に応じ分析料金の10割増の料金を請求致します。

また技術料として45,000円/1日・1人のほか、別途旅費(交通費・宿泊費等)を申し受けます。

(4) 付帯費用

1) 前処理料金

試料調製、事前灰化、分解、抽出、濃縮、分離等の前処理作業が必要な場合は、基本料金に加え次の料金を申し受けます。

①通常の前処理の場合は1 試料につき6,100～25,000円。

② 時間を要する作業については、半日作業(4時間以内)につき 25,000円

2) 取扱手数料料金

試料処分費、梱包費、運搬費、返送費、試料保管費等の諸雑費が必要な場合は、基本料金に加え次の料金を申し受けます。

液体試料の場合1 品名1 件につき…………… 6,600円以上

固体試料の場合1 品名1 件につき…………… 3,000円以上

(5) その他

1) 証明書発行手数料

①3通までは、無料とし、4通目から写1枚につき…………… 500円

②再発行の場合は、1 枚につき…………… 1,000円

③サインドコピーは①及び②の5割増とします。

2) 消費税及び地方消費税の加算

① 料金の総額に消費税等に基づく税率を乗じて計算します。

② 免税となる取引には適用しません。

3) この料金表に記載のない分析等の料金につきましては、協議のうえ決めさせていただきます。

基 本 料 金 表

1. 鉱石、金属、その他無機物

(Ores, Metals and other inorganic substances)

分析項目	料金(円)
A. 定性分析(Qualitative analysis)	
一般的な手法による場合	1 成分につき 8,800 以上
蛍光X線による場合	1 試料につき 33,000 以上
B. 定量分析(Quantitative analysis)	
一般元素の場合.....	1 成分につき 10,300
(前処理費用別途必要です。)	
特殊元素の場合	1 成分につき 14,000～38,500
(前処理費用別途必要です。)	
C. 一般項目(Ordinary items)	
Ignition loss(強熱減量)	8,000
Insoluble matter(水不溶解残分).....	12,300
Loss on drying(乾燥減量)	6,100
Moisture(水分)(乾燥法)	6,100
pH(水素イオン濃度)	5,000 以上
Bulk density(かさ密度).....	6,100 以上
Sieve test(粒度試験)	ふるい 3 枚まで 11,000
	4 枚以上ふるい 1 枚につき 3,000

2. 石炭・コークス・黒鉛・バイオマス等

(Coal, Cokes, Graphite, Biomass and etc.)

分析項目	料金(円)
Ash(灰分).....	8,300
Calorific value(発熱量).....	10,300~52,400
Composition of ash※(灰の組成) 1 元素につき.....	10,300
Crucible Swelling number(ボタン指数).....	9,900
Elementary analysis(元素分析)	
Carbon(炭素)	} 26,400
Hydrogen(水素)	
Nitrogen(窒素)	12,100
Oxygen(酸素) JIS M 8813 附属書 5 による.....	65,000
〈炭素、水素、窒素、灰分、全硫黄及び灰中の硫黄より算出〉	
Fixed carbon(固定炭素)水分+灰分+揮発分より算出.....	23,100
Fusibility of Coal Ash ※(灰の熔融性)	
Oxidizing atmosphere(酸化性雰囲気)	30,800
Reducing atmosphere(還元性雰囲気)	44,000
Hardgrove grindability index(粉砕性指数, HGI).....	25,000
Mercury(水銀).....	25,000
Moisture(水分)	
Adherent moisture(付着水分)	6,100
Inherent moisture(固有水分)	6,100
Total moisture(全水分)	6,100
Preparation and disposal(試料の調製及び廃棄).....	6,100~55,000
〈Crushing(粉砕), Reduction(縮分)等〉	
Preparation of Ash(灰の調製料)	
Coal(石炭)	9,400 以上
Petroleum Coke(石油コークス)	28,600 以上
Salt attached(付着塩分).....	16,500
Sieving test(粒度試験)	
ふるい 3 枚まで	11,000
4 枚以上ふるい 1 枚につき	3,000
Sulphur(硫黄分)	
Total sulphur(全硫黄分)	12,000
Sulphur in ash※(灰中の硫黄)	12,000
Total phosphorus(全リン).....	16,400
Trace Element(微量元素)	
Arsenic(ヒ素)	16,200
Borne(ほう素)	10,300
Chlorine(塩素)	16,500
Fluorine(フッ素)	16,200
Selenium(セレン)	16,200
Sodium and Potassium(ナトリウム及びカリウム)	26,700
Volatile matter(揮発分).....	8,800
※これらの分析には灰の調製料を別途申し受けます。	

(Fertilizers)

料金(円)

Nitrogen, N (窒素)	
定量(Quantitative)	
Ammonia nitrogen (アンモニア性窒素)	12, 100
Nitrate nitrogen (硝酸性窒素)	15, 000
Total nitrogen (全窒素)	12, 100
Phosphoric acid, P ₂ O ₅ (リン酸)	
定量(Quantitative)	
Citrate-soluble phosphoric acid (可溶性リン酸)	17, 600
Citric acid-soluble phosphoric acid (ク溶性リン酸)	12, 100
Total phosphoric acid (全リン酸)	12, 100
Water-soluble phosphoric acid (水溶性リン酸)	12, 100
BPL (リン鉱石)	16, 400
Potassium, K ₂ O (カリウム)	
定量(Quantitative)	
<u>化学肥料 K₂O 14%以下</u>	
Citric-soluble potassium (ク溶性カリウム)	13, 200
Total potassium (全カリウム)	13, 200
Water-soluble potassium (水溶性カリウム)	13, 200
<u>カリウム塩類 (塩化加里、硫酸加里、硫酸加里、硝酸カリウムなど)</u>	
Water-soluble potassium (水溶性カリウム)	15, 000
Ordinary items (一般項目)	
Chlorides (塩化物)	12, 300
Magnesium, Mg (マグネシウム)	13, 200
Moisture (水分) 揮発物を含まないとき	6, 100
揮発物を含むとき	25, 900
pH (水素イオン濃度)	5, 000 以上
Sodium, Na (ナトリウム)	16, 400

(Petroleum oils and Petroleum products)

料金(円)

前処理を必要とする試料の場合	
加熱融解を要するもの(1試料につき).....	4,400
加熱脱水を要するもの(1試料につき).....	5,000
Acid number (酸価, 強酸価)	
指示薬滴定法.....	6,500
電位差滴定法.....	12,000
航空タービン燃料油(全酸価).....	12,000
Aniline point (アニリン点).....	10,000
API gravity (API 度)..... (比重より)	7,700
Appearance (外観).....	3,000
Aromatics in Gasoline (ガソリン中の芳香族分).....	60,500

Ash(灰分).....	7,000
Asphaltenes(アスファルテン).....	15,000
Base number(塩基価, 強塩基価)	
指示薬滴定法.....	6,500
電位差滴定法.....	12,000
Boiling point(沸点).....	8,000
Bromine number(臭素価).....	15,000
Calorific value(発熱量)	
Gross calorific value(総発熱量).....	10,300~26,800
Net calorific value(真発熱量).....	10,300~59,300
Carbon residue(残留炭素分).....	6,100
Carbon residue on 10% distillation residue(10%残留炭素分)...	14,100
Cetane index(セタン指数)〈比重+蒸留試験〉.....	15,700
Chlorides(塩化物)	
(但し抽出操作が著しく困難を伴う場合には、1 試料につき 4,000 円を加算させていただきます。)	
定性(Qualitative).....	6,100
定量(Quantitative).....	10,300
電量法(By Microcoulometry).....	16,500
Cloud point(曇り点).....	7,000
Cold filter plugging point(目詰り点, CFPP).....	10,300
Color(色)	
ASTM color(ASTM 色).....	5,000
Saybolt color(セイボルト色).....	5,000
Visual(目視による).....	3,000
Compatibility test(相溶性試験).....	15,000
Copper corrosion test(銅板腐食試験).....	6,500
Density(密度).... (Specific Gravity と同じ)	
Diesel index(ディーゼル指数)〈比重+アニリン点〉.....	17,700
Distillation(蒸留性状)	
Atmospheric distillation(常圧法).....	8,000
Vacuum distillation(減圧法).....	33,000
Doctor test(ドクター試験).....	10,000
Dry sludge(ドライスラッジ分, 全漁連法).....	15,000
Electric conductivity(導電率).....	8,000
Existent gum(実在ガム)	
Air(空気).....	11,000
Steam(水蒸気).....	26,000
Fire point(燃焼点).....	5,500 以上
Flash point(引火点)	
タグ密閉式(TCC) (10 °C以上).....	5,500 以上
(10 °C未満).....	11,000 以上
迅速平衡密閉法(セタ式).....	15,000 以上
ペンスキーマルテンス式(PMCC).....	5,500 以上
クリーブランド開放式(COC).....	5,500 以上
(注) 水分が多く混入し、脱水操作を必要とする試料については、試料の調製料として 3,200~6,500 円を加算させていただきます。	
Freezing point of aviation fuel(航空燃料析出点).....	12,000

Heavy Metals(重金属類).....	10,300
1)V, Ni, Al, Fe, Si, Na 等の場合(1 元素当り)灰の調製料として 6,100 円の料金を加算させていただきます。	
2)1ppm 未満の場合.....	16,200
Hydrocarbon types in petroleum products by fluorescent indicator adsorption	
(ケイ光指示薬吸着法による炭化水素成分試験).....	50,000
1)Treatment of Depentane(脱ペンタン処理を要する場合).....	7,200
2)Under. C ₅ by gas chromatography	
(ガスクロにより C ₅ 以下の物質を確認する場合).....	25,000
ただし、脱ペンタン操作を行う試料については FIA 料金のほかに 1)2)の料金が加算されます。	
Induction period(誘導期間).....	21,500
Inorganic chloride(無機塩化物)	
定性(Qualitative).....	6,100
定量(Quantitative).....	16,500
Insoluble matter(不溶分)	
In heptane(ヘプタン不溶分).....	8,300 以上
In toluene(トルエン不溶分).....	8,300 以上
In Quinoline(キノリン不溶分).....	8,300 以上
Iodine number(ヨウ素価).....	12,000
Kinematic viscosity(動粘度).....	7,000
at -20 °C(動粘度-20 °C).....	14,000
Viscosity index(粘度指数).....	14,000
Mercaptane Sulphur.....	11,000
Mercury(水銀, 金アマルガム法).....	25,000
Mixed aniline point(混合アニリン点).....	10,000
Nitrogen (窒素, 化学発光法).....	15,000
Odor(におい).....	3,000
Paraffins in Crude Oil(原油中のワックス分).....	22,000
Particulate count(微粒きょう雑物, 粒度分布).....	28,000
Particulate contamination(微粒きょう雑物, 重量法).....	15,000
Peroxides(過酸化物質価).....	10,000
pH(水素イオン濃度).....	5,000 以上
PONA analysis(PONA 分析).....	100,000
但し、脱ペンタン操作を要しない場合.....	50,300
Pour point(流動点).....	7,000
Reaction(反応).....	5,000
Octane number(オクタン価).....	50,000 以上
Salt(塩分)	
Qualitative (定性).....	6,100
Quantitative(定量).....	16,500
Sediment(セジメント)	
By Extraction(抽出法).....	20,000
By Filtration(ろ過法).....	10,000
Total sediment(トータルセジメント)	
Existent(実在).....	15,000
Potential(潜在).....	15,000

Silver corrosion test(銀板腐食試験).....	7,300
Smoke point(煙点).....	10,000
Specific gravity and Density(比重および密度)	
By Digital density meter(振動式)	7,700
By Hubbard-type pycnometer(ハーバード)	20,000
By hydrometer(浮ひょう)	7,700
Sulfated ash(硫酸灰分).....	9,400
Sulphur(硫黄分)	
By Ultraviolet fluorescence(紫外蛍光法)	16,500
By Energy-dispersive X-ray fluorescence(放射線式励起法) ..	10,300
Thermal stability(熱安定性).....	57,200
Total chloride(全塩素, 微量電量滴定法).....	16,500
Vapor pressure(蒸気圧, 三回膨張法).....	11,000 以上
Water(水分)	
Centrifuge method(遠心分離法)	7,300
Distillation method(蒸留法)	7,000
Karl-Fischer reagent method(カールフィッシャー法)	7,000
Water and sediment(水でい分).....	7,300
Water separation characteristics(水分離指数, MSEP).....	32,500

5. 有機化学品、溶剤

(Organic chemicals and Solvents)

分析項目

料金(円)

常温で固体である有機化学品類 (Organic chemicals of Solid state in room temp.)	
加熱融解を要するもの.....1 試料につき.....	4,400
Acetone in Methanol(メタノール中のアセトン).....	8,000
Acetone and Aldehyde in Methanol.....	8,000
(メタノール中のアセトンとアルデヒド)	
Acid acceptance(酸受容量)	6,500
Acid value or Acid number(酸価/指示薬滴定)	6,500 以上
Acid value or Acid number(酸価/電位差滴定)	12,000 以上
Acid value after heating(加熱後の酸価)	11,600
Acid wash color(硫酸着色試験)	
JIS method(JIS による方法)	5,500
ASTM method(ASTM による方法)	5,500
Other method(その他の方法).....	7,700
Acidity(酸分/指示薬滴定).....	6,500 以上
Acidity(酸分/電位差滴定).....	12,000 以上
Acidity after accelerated oxidation(加速酸化試験)	
24 時間加熱後(after heating for 24hrs.)	13,200
48 時間加熱後(after heating for 48hrs.)	26,400
Acidity after heating(加熱後の酸分).....	11,600
Aldehydes(アルデヒド).....	8,000
Alkalinity(アルカリ度).....	6,500
Amine value(アミン価)	8,800

Ammonia(アンモニア)	
定性(Qualitative)	6,100
定量(Quantitative)	10,300
Aniline point(アニリン点)	10,000
APHA color or platinum cobalt scale	
(APHA 色度又は白金コバルト色度)	5,000
Apparent equivalent weight(見掛け当量)	6,500
Appearance(外観)	3,000
Aromatic content by FIA(芳香族分)	50,000
Arsenic, As(ヒ素)	10,300 以上
Aromatic content by UV(芳香族分)	11,000
Ash(灰分)	7,000
Assay of TDI(TDI の純度)	17,800
Boiling point(沸点)	8,000
Boiling range(沸点範囲)	8,000
Bromine number or Bromine index(臭素価又は臭素指数)	12,000
Carbon disulfide in Benzene(二硫化炭素)	27,500
Carbonizable substance(硫酸着色物質)	7,700
Carbonyl content(カルボニル含量)	15,000
Chlorides(塩化物)	
定性(Qualitative)	6,100
定量(Quantitative)	10,300
電位差法(By Potentiometric)	16,500
電量法(By Microcoulometry)	16,500
イオンクロマトグラフ法(By Ion chromatography)	16,500
ソジウムビフェニル法(By Sodium biphenyl)	30,000
Clarity of Solution&reaction(溶液の透明度及び反応)	3,000
Cloud point(くもり点)	7,000
Color(色度)	
APHA or platinum cobalt scale(APHA 又は Pt-Co 色度)	5,000
After heating(加熱後、4 時間以内)	10,000
After heating(加熱後、4 時間以上)	14,000
After heating with HCL(塩酸加熱後)	10,000
After heating with Na OH(苛性ソーダ加熱後)	10,000
Before heating(加熱前)	5,000
Harzen color(ハーゼン色)	5,000
Gardner color(ガードナー色)	8,000
Lovibond color(ロビボンド色)	5,000
Color stability(色安定度)	(Heat stability と同じ)
Copper, Cu(銅)	10,300
Copper corrosion test(銅板腐食試験)	6,500
Controlled polymerization rate(CPR)	12,000
Diene value(ジエン価)	30,000
Dissolved oxygen in SM(スチレンモノマー中の溶存酸素)	10,000
Distillation range(蒸留範囲)	8,000
Doctor test(ドクター試験)	10,000
Electric conductivity(導電率)	8,000
Ester number or Ester value(エステル価)	21,500

Existent gum(実在ガム)	11,000	
Epoxy equivalent weight (エポキシ当量)	10,300	
Flash point(引火点) (10℃以上)	5,500 以上	
(10℃未満)	11,000	
Free acid(遊離酸)	6,500	
Free halogens(遊離塩素)		
定性(Qualitative)	6,100	
定量(Quantitative)	10,300	
Freezing point(凝固点)	10,000	
Gasoline miscibility(ガソリン混合試験)	6,100	
Gas chromatography(ガスクロマトグラフィーによる分析)		
定性(Qualitative)	1 試料につき(チャート提出のみ)	27,500
定量(Quantitative)	1 カラム 1 成分につき	27,500 以上
	1 成分増す毎に	2,800
Glycerine(定性)	4,500	
Heavy metals(重金属類)		
定性(Qualitative)	6,100	
定量(Quantitative)	10,300 以上	
Preparation of Sample※(前処理)	6,100~27,500	
※有機物中の重金属類を分析する場合には、前処理料金として上記の金額の範囲内で加算させていただきます。		
Hydrogen sulfide test(硫化水素試験) (定性)	6,100	
Hydrolyzable chlorine (加水分解性塩素)	20,000	
Hydroxyl number, OH group(ヒドロキシル価、OH 基)	21,500	
Idenifiation(外原規の確認試験)	3,000 以上	
Ignition loss(強熱減量)	7,000	
Inhibitor(重合防止剤)	10,000	
Iodine number(ヨウ素価)	12,000	
Iodoform producing substances in Methanol (メタノール中のヨードホルム生成物質)	8,000	
Iron, Fe(鉄)	10,300	
Lead, Pb(鉛)	10,300	
Loss on drying(乾燥減量)	7,000	
Loss on heating(加熱減量)	7,000	
Loss on ignition(強熱減量)	7,000	
Melting point(融点)	12,000	
Mercury (水銀)	25,000	
Miscibility with gasoline(ガソリン混合試験)	6,100	
Miscibility with water(水溶性試験)	4,400	
Mixed aniline point(混合アニリン点)	10,000	
Molten color(熔融色)	7,000	
NCO Content (NCO 含有量)	17,800	
Neutrality test(中性度試験)	5,000	
Neutralization number(中和価)	6,500	
Non-volatile matters(不揮発性物質)	7,000	
Odor(におい)	3,000	
Permanganate test(過マンガン酸カリ試験)	7,000	
Peroxides(過酸化物)	10,000	

pH(水素イオン濃度).....	5,000 以上
Phenols in styrene(スチレン中のフェノール類).....	8,800
Phosphoric acid test(リン酸着色試験).....	7,400
Polyester color of 1,4-BD (1,4-ブタンジオールのポリエステルカラー)	16,500
Polymer(重合体).....	10,000
PONA analysis(PONA 分析).....	100,000
Purity(純度) By gas chromatography(ガスクロマトグラフ法による)	27,500 以上
By Other Method(その他の方法).....	10,300 以上
Reaction(反応).....	5,000
Refractive index(屈折率)	5,000
Residual odor(残臭)	5,000
Residue on evaporation(蒸発残分).....	7,000
Residue on ignition(強熱残分)	7,000
Saybolt color(セイボルト色)	5,000
Salt(塩分) 定性(Qualitative).....	6,100
定量(Quantitative).....	10,300
Saponification number(ケン化価)	15,000
Solidifying point(凝固点)	10,000
Solubility test(溶解度試験) 相互溶解による 1 試料 1 回につき.....	4,400
Solution color(溶液色)	7,000
Specific gravity(比重) By hydrometer(浮秤による)	7,700
By pycnometer(比重ビンによる)	7,700
By Digital Density Meter (振動式密度計法)	7,700
Sulphur compounds(イオウ化合物) 定性(Qualitative)	6,100
定量(Quantitative).....	10,300
Sulphuric acid test(硫酸着色試験) By Titration(滴定法).....	7,700
Suspended matter(浮遊物質)(目視による).....	3,000
S.G. correction factor(比重変化率).....1 品につき.....	46,200
Taste(味).....	4,400
Thiophene in B.T.X(B.T.X 中のチオフェン)	27,500
Thiotolene test(チオトールレン試験)	6,100
Titration value(滴定値)	6,500
Total Nitrgen(化学発光法)	15,000
Total amine value(全アミン価)	8,800
Total sulphur(全イオウ) By ultraviolet fluorescence(紫外蛍光法).....	16,500
Transparency(透明度) By visual(目視による)	3,000
By Ultraviolet(紫外線による)	12,000
Ultraviolet after heating(加熱後の UV)	14,300
Unsaponifiable matter(不ケン化物)	30,000

Unsaturation(不飽和).....	11,000
Vapor pressure(蒸気圧).....	11,000
Viscosity(粘度).....	7,000 以上
Volume Resistivity(体積固有抵抗).....	35,000
Water(水分)	
Amine group by Karl-Fischer	
(カールフィッシャー法によるアミン類の水分).....	9,000
Distillation method(蒸留法).....	7,000
Drying method(乾燥法).....	7,000
Karl-Fischer reagent method(カールフィッシャー法).....	7,000
Water solubility(水溶性試験).....	4,400
Zinc, Zn(亜鉛).....	10,300

6. 油脂、油脂製品

(Fats and Oilseed Products)

分析項目	料金(円)
Appearance(外観).....	3,000
Acid value(酸価).....	6,500
Ash(灰分).....	7,000
Cloud point(くもり点).....	7,000
Color(色)	
APHA color(APHA 色度).....	5,000
Gardner color(ガードナー色度).....	8,000
Lovibond color(ロビボンド色度).....	5,000
Composition of fatty acids(脂肪酸組成).....	27,500 以上
Density(密度).....	7,700
Ester value(エステル価).....	21,500
Flash point(引火点).....	5,500 以上
Free fatty acids(遊離脂肪酸) (酸価より算出).....	6,500 以上
Insoluble impurity(不溶解きょう雑物).....	6,100
Iodine value(ヨウ素価).....	12,000
Melting point(融点).....	12,000
Neutralization value(中和価).....	6,500
Oil content(油分).....	30,000
Peroxides value(過酸化物価).....	10,000
Polyethylene(ポリエチレン).....	50,000
Reaction(反応試験).....	5,000
Refractive index(屈折率).....	5,000
Saponification value(ケン化価).....	15,000
Solidifying point(凝固点).....	10,000
Specific gravity(比重)	
Hydrometer method(浮ひょうによる).....	7,700
Pycnometer method(比重びんによる).....	7,700
Unsaponifiable matter(不ケン化物).....	30,000
Viscosity(粘度).....	7,000
Water(水分)	

Karl-Fischer reagent method(カールフィッシャー法)	7,000
Drying method(乾燥法).....	7,000

7. 損害貨物の化学的調査及び特殊分析

(Chemical investigation of damaged cargoes and Particular analysis)

分析項目	料金(円)
A. 調査研究費(Study and Investigations fee)	
損害原因等の究明の為に費やした日数及び文献調査や分析方法の開発を要した場合は、これに要した実質日数(延べ7時間を1日とする)1日につき45,000円の割合で請求させていただきます。但し請求総額については依頼者と相談の上決定致します。	
B. 機器分析(Instrumental analysis)	
(1) 蛍光X線による場合(By X-ray Fluorescence Spectrometry)	
定性(1試料につき).....	33,000 以上
(2) ガスクロマトグラフィーの場合(By Gas chromatography)	
定性(1試料につき).....	27,500
定量(1カラム1成分につき).....	27,500 以上
(3) 赤外線分析の場合(By Infrared Spectrophotometry)	
定性(1試料につき).....	15,000 以上
(4) 紫外線分析の場合(By Ultraviolet Spectrophotometry)	
同定(予想される物質との比較、チャート1式).....	10,700 以上
定量(特定波長による予想成分の定量1成分につき).....	11,000 以上
(5) 原子吸光分析の場合(By Atomic Absorption Spectroscopy)	
定量(1成分につき).....	10,300 以上
(6) 高周波誘導結合型プラズマ分析の場合	
(By Inductively Coupled plasma(ICP)Analysis)	
定性.....	36,300 以上
定量.....	13,200 以上
(7) 元素分析の場合(Elementary analysis)	
(C. H. N).....	38,500
(8) 薄層クロマトグラフィーの場合	
(By Thin Layer chromatography).....	27,500 以上
(9) ガスクロマトグラフ質量分析の場合	
(Gas chromatograph mass spectrometry)	
測定、1成分につき.....	60,500 以上
1成分追加毎(但し、条件既知で同条件の場合).....	14,300
解析料、1成分につき.....	22,000 以上
(10) イオンクロマトグラフ分析の場合	
(By Ion Chromatography).....	16,500 以上
C. 顕微鏡試験(Microscopical examination).....	16,500
1視野増すごとに.....	6,100
D. 耐食試験(Corrosion test)	
鋼板及び塗装された試験片を一定期間浸液(液体貨物等)に浸漬後の試験片の外観変化、腐食度、重量の変化、試験片塗膜状態の変化等の測定をするとともに浸液(液体貨物等)に及ぼす影響をも併せ調査致します。(但し試験材は原則として提供品とします。)	
浸液に与えた影響の調査(例えば色の変化、溶解物質の分析、沈殿物や灰分の分析等)をした場合は別に当分析料金表に従って請求致します。	
5日以内浸漬試験(1件につき).....	50,400
1ヶ月以内浸漬試験(1件につき).....	100,000

E. 特別試験 (Special test)
(1) その他の試験..... 別途協議

(15) 船内荷役別掲料金表

1) ハッチ蓋、ビーム開閉作業手伝料金(1 碇泊、1 船艙につき)

区分	昼間	半夜
2,000G/T 未満	5,950 円	8,370 円
2,000～4,000G/T	8,960 円	12,540 円
4,001～6,000G/T	14,940 円	20,950 円
6,001G/T 以上の一般貨物船	29,940 円	41,950 円
外航撒貨物船	35,960 円	50,330 円
スチールハッチ装備船(自動開閉式に限る)の中蓋開閉作業を行った場合	5,950 円	8,370 円

備考 イ 碇泊中船長の命令、天候、その他の事由で中間時に当該作業を行った場合は、実作業時間に対し、港湾荷役料金表(船内・沿岸一貫料金又は船内荷役料金)の待機料金相当額を申し受けます。

ロ 特殊船艙(デープタンク、冷蔵庫等)の当該作業は、実作業時間に対して港湾荷役料金表(船内・沿岸一貫料金又は船内荷役料金)の待機料金相当額を申し受けます。

ハ 本船乗組員により本作業が行われた場合は、その所要時間に対し港湾荷役料金表(船内・沿岸一貫料金又は船内荷役料金)の待機料金相当額を申し受けます。

2) スタンバイギャ-手伝料金(1 碇泊、1 船艙、1 セットにつき)

区分	昼間	半夜
デリックの上下およびトリミング	39,800 円	59,500 円
トリミング	23,670 円	35,210 円

備考 ただし、本船乗組員により本作業が行われた場合又は中間時に当該作業を行った場合は、その所要時間に対し港湾荷役料金表(船内・沿岸一貫料金又は船内荷役料金)の待機料金相当額を申し受けます。

3) スーパーバイザー及びエキストラレバー料金(1 人につき)

① スーパーバイザー

昼間	夜間
37,670 円	55,400 円

② エキストラレバー

昼間	夜間	
	半夜	後夜
32,010 円	32,010 円	36,510 円

備考 手配取消の場合は荷役開始1時間前までは本料金の6割、それ以後は10割を申し受けます。

4) フォークリフト使用料金(1 台、1 時間につき)

区分	昼間	夜間
2.5 トンまで	5,420 円	7,080 円

備考 イ 委託者の要求により本船艙内において使用する場合に適用します。

ロ 最低料金は 4 時間分を申し受けます。

ハ 2.5 トン以上のフォークリフトを使用する場合及び沖荷役に使用する場合は運搬費は実費を申し受けます。

5) 割増料金

① 深夜荷役(21 時 30 分から 4 時まで)は基本料金の 12 割増とします。

② 港湾荷役料金表(船内・沿岸一貫料金及び船内荷役料金) 2) -④、⑤の諸料金並びに別掲料金についても、日曜日・祝祭日割増(10 割)、土曜日割増(6 割) {当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日(振替休日を含む)がある場合における土曜日を除く。} を申し受けます。

6) 基本料金の品目に組み入れてない品目の取扱要領

品目	料金
生糸	3,315 円
飼料用ペレット(撒貨物)	1,054 円
ミール(撒貨物)	1,287 円
葉タバコ(樽物)	994 円
生ゴム	1,814 円
パルプ	1,814 円
鉄屑(含屑非鉄金属)	2,761 円
板ガラス	別途協議
舟艇	1,465 円
穀飼類(撒貨物)	948 円

7) 危険品の取扱について(1 トンにつき)

危険品の取扱は次によります。ただし、分類は検数料金表の付帯作業等料金中の甲、乙、丙分類表を適用します。

甲類 5,391 円

乙類 4,182 円

丙類 2,522 円

8) 料金表の基本料金適用品目限定取扱要領

① 袋物(紙、ビニール入)の適用品目

穀飼類(紙、ビニール入)塩、砂糖(紙、ビニール入)、セメント肥料類(紙、ビニール入)、曹達類(紙、ビニール入)に限定し、その他の紙、ビニール袋物貨物(合成樹脂

等)は雑貨を適用します。

② 袋物(麻袋入)の適用品目

小麦、ミール、ビートパルプ、ふすまの袋物(麻袋入)に限定し、その他の麻袋入貨物は雑貨を適用します。

③ ベール物の適用品目

棉花、羊毛、麻類に限定し、その他のベール物は雑貨を適用します。

④ 鋼材の適用品目

鋼材の有姿貨物に限定し、包装品は雑貨類を適用します。

9) 荷繰作業料金

作業形態	料金内容
同一船艙内における作業の場合	船内荷役料金
他船艙への作業の場合	船内荷役料金+船内荷役料金
はしけ使用による作業の場合	船内荷役料金+はしけ運送料金+船内荷役料金
岸壁利用による作業の場合	船内荷役料金+沿岸荷役料金+船内荷役料金

備考 本料金は、荷繰作業を行った場合に適用します。

なお、本料金には、それぞれの作業形態に応じて、港湾荷役料金(船内荷役料金・沿岸荷役料金)、はしけ運送料金に係る所定の割増料金等を適用します。

1 0) 本船直移し作業料金

作業形態	区分	料金内容
甲本船から乙本船への直移し作業	両船とも 500 総トン以上の船舶である場合	船内荷役料金+船内荷役料金
	いずれか一方が 500 総トン未満の船舶である場合	船内荷役料金+(船内荷役料金×1/2)

備考 本料金には、港湾荷役料金(船内荷役料金)に係わる所定の割増料金等を適用します。

1 1) 荷役手配の時刻

- ① 昼間荷役の手配申し受けは、原則として前日の 15 時までとします。
- ② 夜間荷役の手配申し受けは、原則として当日の 15 時までとします。
- ③ 月曜日昼間荷役の手配申し受けは、原則として土曜日の 12 時までとします。

1 2) 昼間、半夜、深夜の区別

昼間 8 時 30 分より 16 時 30 分

半夜 16 時 30 分より 21 時 30 分

深夜 21 時 30 分より 4 時 00 分

(16) 沿岸荷役別掲料金表

1) 上屋山側入出料金

上屋・野積場山側入れ又は、出し料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

車側 ←————→ 上屋・野積場内

(入)車側にある貨物を、上屋・野積場内へ移送、はい付するまでの作業

(出)上屋・野積場内の貨物を搬出し、車側まで移送する作業

一般貨物	上屋内料金の 8 割
撒貨物	上屋内料金の 3 割

ただし、撒貨物であっても上屋内に蔵置することが原則である貨物及び屑鉄類(撒)は、一般貨物の料金を適用します。

2) トラック積卸手伝料金

本料金は、沿岸荷役料金の 2) -①-(イ)-B 及び別掲料金 1. に先行又は、後続して行われる車積、車卸作業に適用し、上屋内料金の 4 割以内とします。

(備考) 別掲 1. 2. の料金に対しては、沿岸荷役料金表の 2) -②割増料金、2) -③割引料金及び 2) 料金の適用方の規定を準用します。

3) エキストラレバー料金(1人につき)

昼間	夜間	
	半夜	後夜
32,010 円	32,010 円	36,510 円

4) 委託者の都合によりトラッククレーン等の手配を取消し、又は待機させた場合は別途実費を申し受けます。

(17) はしけ運送別掲料金表

割増料金

- 1) 深夜荷役の場合は、基本料金 8 割増とします。
- 2) 冷凍、冷蔵品の割増は、基本料金(その他の包装品)の 7 割増とします。

(18) 筏運送別掲料金表

堀出回漕料(1立方メートル当り)

(単位：円)

材種 摘要	南洋材	米国材	北洋材 ニュージーランド及び パイリング材含む
基本料金	303.90 円	327.90 円	372.70 円

(注)本所、砂町、八潮及び横浜貯木場への堀出回漕料は別途に申し受けます。

(19) 輸出貨物船積その他料金表

(事業者によって本料金表と異なる料金が設定されている場合があります。詳細は各事業者へお問合せください。)

・上屋入れよりはしけ取り本船積の場合(A)及び直背後上屋入れより接岸本船積の場合(B)

1) 貨物搬入の際にトラック業者によってトラック卸し出来ない場合、手伝料金として下記料金を別途申し受けます。

- ① 手卸の場合 1 トンにつき 210 円
- ② 荷役機械使用の場合 1 トンにつき 126 円

・上屋入れより接岸本船エプロンへ移送し本船積する場合(C)

(1 トンにつき)

項目 品目	内訳			合計 船積料金
	船積料金		分担 金等	
	上屋入れより 搬出まで(a)	GO DOWN 料金(b)		
パレタイズ貨物	3,683 円	1,420 円	12 円	5,115 円
雑貨・機械類(1 個 当り 5 トン未満の もの)	4,804 円	2,190 円	12 円	7,006 円

1) 貨物搬入の際にトラック業者によってトラック卸し出来ない場合、手伝料金として下記料金を別途申し受けます。

- ① 手卸の場合 1 トンに付 210 円
- ② 荷役機械使用の場合 1 トンに付 126 円

2) 接岸本船のエプロンへ横持ちする料金を別途申し受けます。

3) 本料金①を適用する作業において、半夜、土曜日及び日曜日・祝祭日に作業を行った場合は当港で適用される沿岸荷役料金、検数料金におけるそれぞれの割増率を乗じて得た金額を 別途加算申し受けます。

4) 作業の範囲

輸出貨物を本船直背後上屋以外の上屋戸前で受け、接岸本船船側へ移送し、エプロンで受けてから本船船側で荷渡しするまでの作業
(移送費は別途申し受けます。)

・営業倉庫河岸はしけ受けより、本船積の場合(D)

1) 貨物搬入の際にトラック業者によってトラック卸し出来ない場合、手伝料金として下記の料金を別途申し受けます。

- ① 手卸の場合 1 トンにつき 210 円
- ② 荷役機械使用の場合 1 トンにつき 126 円

庫内検量のためのはい替看貫及び記号仕訳は別途申し受けます。

・上屋入れよりバンニングの上 CY 渡しの場合 (E)

1) 貨物搬入の際にトラック業者によってトラック卸し出来ない場合、手伝料金として下記の料金を別途申し受けます。

- ① 手卸の場合 1 トンにつき 210 円
- ② 荷役機械使用の場合 1 トンにつき 126 円

・コンテナ貨物船積料金表

1) 荷主(メーカー)より直行 CFS 渡しの場合

船積事務処理費 トンにつき	1,463 円
---------------	---------

(注)一荷口の最低料金は 10,000 円を申し受けます。

2) 工場又は荷主側にてコンテナ詰めを行い 直行 CY 渡しの場合

船積事務処理費 トンにつき	1,254 円
---------------	---------

・丙種危険品輸出船積料金

(1 トンにつき)

料金の種類 \ 項目	内訳			合計
	船積料金	分担金等	はしけ 内荷捌料	
上屋入れより舳艫由本船積の場合 (A)	7,869 円	18.75 円	283 円	8,170.75 円
直背上屋入れより接岸本船積の場合 (B)	6,250 円	11.25 円	—	6,261.25 円

1) 本料金を適用する作業において半夜、土曜日及び日曜日、祝祭日に作業を行った場合は、当港で適用される沿岸料金(雑貨)及び検数料金(雑貨)におけるそれぞれの割増率を乗じて得た金額を別途協議の上申し受けます。

2) 甲、乙種危険品輸出船積料金については別途協議の上申し受けます。

3) 貨物搬入の際にトラック業者によってトラック卸し出来ない場合、手伝料金として下記料金を別途申し受けます。

- ① 手卸の場合 1 トンにつき 210 円
- ② 荷役機械使用の場合 1 トンにつき 126 円

・検量証明書発行手数料

3 通まで……………1,105 円 4 通目から 1 枚につき……………312 円
--

・ 輸入貨物取扱手数料

1) 本料金は輸入貨物に関連する諸事務行為の対価であります。

① 1 トンにつき…………… 1,770 円以上とします。

② 最低料金 1 件…………… 35,400 円以上とします。

(注)CY よりのドレイエージは実費を申し受けます。

2) 動植検・食品衛生法及び薬事法並びに諸官庁届出取扱手数料

1 件…………… 18,500 円以上とします。

ただし、検査に要した費用は実費申し受けます。

3) 危険品及び特殊貨物については個別協議料金とします。

(20) 船積・陸揚貨物検量別掲料金

一般社団法人日本海事検定協会 TEL 03-3552-1241

1) 検量申込者の要請により事業所所在地以外の地域に出張して検量を行った場合は、基本料金のほかに次の料金を申し受けます。

① 出張料金

イ 都・市内(船積貨物検量指定場所以外)1 場所 1 回につき 1,560 円

ロ 事務所所在地以外の地域

往復に要する日数 毎 1 日 1 口につき…………… 19,500 円

ただし、出発及び帰着の日は夫々…………… 9,800 円

隣接地及び日帰地方出張の場合 毎 1 日 1 口につき…………… 9,800 円

② 宿泊料(日当を含む)1 日につき…………… 17,000 円

③ 交通費(鉄道乗車賃、乗船賃、航空賃)…………… 実費

2) 特に手数を要するか又は甚だしく能率不良の貨物の検量については実費として、50,000 円以上を申し受けます。

(21)-1 鑑定・検査別掲料金

一般社団法人日本海事検定協会 TEL 03-3552-1241

1) 出張料金

出張して鑑定・検査した場合は基本料金の他に次の出張料金を申し受けます。

① 往復に要する日数 毎1日につき…………… 21,100 円

ただし、出発及び帰着の日はそれぞれ…………… 13,100 円

②新市域、隣接地、特定地及び日帰地方出張は

それぞれ毎1日につき…………… 12,000 円

2) 旅費

事業所所在地以外の地域に出張して鑑定・検査を行った場合はつぎのとおり旅費を申し受けます。

① 宿泊料(日当を含む)1日につき…………… 17,000 円

② 交通費(鉄道乗車賃、乗船賃、航空賃) …………… 実費

3) 鑑定・検査付帯費

検定に要したタクシー代、通船料及びその他の付帯費は実費を申し受けます。

4) 油及び化学成品類の保管見本については処分費用として基本料金の他に試料1個につき640円を申し受けます。

5) 検定能率甚だしく不良その他で本料金を適用し難い場合は実費を申し受けます。

(21)-2 鑑定・検査別掲料金

一般財団法人新日本検定協会 TEL 03-3449-2611

- 1) 事業所所在地以外の地域に出張して検査を行った場合は、旅費並びに出張料金を申し受けます。

① 旅 費

(イ) 宿泊料（日当を含みます。） 1泊につき 17,000 円

(ロ) 交通費（鉄道乗車賃、乗船賃、航空賃） 実 費

② 出張料金

(イ) 往、復に要する日数 毎1日につき 21,100 円

ただし、出発及び帰着の日はそれぞれ 13,100 円

(ロ) 新市域、隣接地、特定地及び日帰り地方出張は
それぞれ毎1日につき 12,000 円

- 2) 付帯費

陸上交通費、通船料及びその他の付帯費は実費を申し受けます。

- 3) 油及び化学製品類の保管見本については、処理費用として、基本料金のほかに

試料1個につき 640 円

- 4) 施設能率がはなはだしく不良、その他で本表料金を適用し難い場合は実費を申し受けます。

1 1 港湾運送関連事業料金

この港湾運送関連事業料金表は、東京港関連事業者が届出し、受理された内容を料金別にまとめたものであるが、金額はそれぞれ届出額の最高・最低の幅で表示したものである。

(1) 船積貨物固定区画料金表

1) 適用範囲

この船積貨物固定区画料金は船積貨物の固定区画作業を行う場合に適用します。

2) 料金の種類及び適用方

① 基本料金

品 目	セキュアリング		作業標準
コンテナ	1 個につき	3, 247～3, 280 円	ラッシング [※] 及びショアリング [※]
ノックダウン自動車	1 トンにつき	250～253 円	ラッシング [※] 及びショアリング [※]
雑貨類・機械類 (1 個当たり 5 トン未満のもの)	1 トンにつき	424～428 円	ラッシング [※] 及びショアリング [※]
機械類 (1 個当たり 5 トン以上のもの)	1 トンにつき	332～335 円	ラッシング [※] 及びショアリング [※]
一般鋼材 (口径 12 インチ未満の鋼管含む)	1 トンにつき	213～215 円	ラッシング [※] 及びショアリング [※]
鋼管・コイル (口径 12 インチ以上のもの)	1 トンにつき	268～271 円	ラッシング [※] 及びショアリング [※]
小型車輛	1 台につき	1, 190～1, 202 円	ロープ 又は ゲージワイヤーによる 4 点ラッシング [※]

(注) 上記基本料金はチェンソー、オイルカッターの使用料を含みます。

イ 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

A ラッシング作業は、ロープ、ワイヤー、帯鉄、ゲージワイヤー、鎖等を使用して貨物を固縛し、位置を固定する作業とします。

B ショアリング作業は、木材又はパイプ等を使用して貨物の位置を固定し、又区画する作業とします。

ロ 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表に記載の貨物と類似した作業内容(作業方法、取扱量、人員等)の貨物の料金を適用します。

また、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した金額を基本料金とします。

② 割増料金

割増料金は、次の通りとします。ただし、割増料金が重複する場合には、基本料

金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割増率
半夜作業	16 時 30 分から 21 時 30 分までの作業	基本料金の 6 割増
日曜日・祝祭日作業	日曜日・祝祭日における作業	基本料金の 10 割増

③ 待機料金

待機料金は、次の通りとします。

昼 間 (8 時 30 分から 16 時 30 分まで)	1 口 (6 人) 1 時間につき	23,370 円～23,620 円
半 夜 (16 時 30 分から 21 時 30 分まで)	1 口 (6 人) 1 時間につき	36,360 円～36,740 円

本料金は、作業開始時刻(昼間作業にあつては 8 時 30 分、半夜作業にあつては 16 時 30 分)以降において、昼間作業にあつては、8 時 30 分から 16 時 30 分までの間、半夜作業にあつては、16 時 30 分から 21 時 30 分までの間に発生した待機時間についてそれぞれの待機料金を適用します。ただし、その事由が港運関連事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

なお、1 口の構成員が基準人数(6 人)以外の場合は、本料金額に基準人数と実構成員数との人数割合を乗じて得た金額を該当作業の「待機料金」とします。

④ 最低料金

最低料金は、次の通りとします。

昼 間 (8 時 30 分から 16 時 30 分まで)	1 口 (6 人) につき	185,400 円～187,390 円
半 夜 (16 時 30 分から 21 時 30 分まで)	1 口 (6 人) につき	185,400 円～187,390 円

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。ただし、これらの場合が港運関連事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

イ 作業手配取消の場合

A 昼間作業の手配申し受け最終時刻(前日の 15 時)以降 2 時間を経過してから
の取消しについては、昼間作業の最低料金を適用します。

B 半夜作業の手配申し受け最終時刻(当日の 15 時)以降の取消しについては、
半夜作業の最低料金を適用します。

ロ 半端作業等の場合

作業開始後における作業中止又は少量作業或いは待機が伴ったこと等により、
昼間作業及び半夜作業の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料
金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

なお、作業構成員が基準人数(6 人)以外の場合は、基準人数に係る料金額に基
準人数と実構成員数との人数割合を乗じて得た金額を当該作業に係る料金とし

ます。

⑤ コンテナ内貨物固定作業料金

コンテナ内に積付ける船積貨物を固定する作業料金は、次の通りとします。

区 分	1口の作業員数	20フィート型コンテナ1個につき	40フィート型コンテナ1個につき
ドライコンテナ	2人	7,600円～8,060円	11,400円～12,080円
フラットコンテナ	2人	12,200円～12,930円	18,300円～19,400円

(注) 当該作業において、前項に掲げる「②割増料金」、「③待機料金」、及び「④最低料金」が発生した場合は、それぞれ該当する料金を準用します。

⑥ 分担金等

品 目	港湾福利分担金	港労法関係付加金	労働安定基金
コンテナ(1個につき)	11円20銭	6円18銭	9円80銭
ノックダウン自動車 (1トにつき) 雑貨類・機械類・鋼材類	1円36銭	75銭	1円19銭
小型車輛(1台につき)	4円48銭	2円47銭	3円92銭

⑦ 消費税及び地方消費税の加算

イ 料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。ただし、免税となる取引には適用しません。

ロ 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

⑧ 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

⑨ その他

イ 閉鎖ハッチ内、高所、狭あい箇所等の作業環境において、特に困難が伴う作業については基本料金のほかに委託者と協議の上、別途料金を申し受けます。

ロ 汚損の甚だしい貨物、海難貨物等の作業及び特殊船の作業、防波堤外作業、荒雨・雪天時作業等の場合は基本料金のほかに委託者と協議の上、別途料金を申し受けます。

- ハ 高価品の明示ある貨物、動物類、危険品等の作業及び委託者の特別な要求による作業については、委託者と協議の上、別途料金を申し受けます。
- ニ 出張作業及び便乗作業の場合の交通費、運搬費、日当、宿泊費等の経費は実費を申し受けます。
- ホ 通船又は特殊機材及び消耗品を使用した場合には、実費を申し受けます。
- ヘ 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は慣習によります。

(2) 艙内清掃料金表

1) 適用範囲

この艙内清掃料金は、船艙内の清掃作業を行う場合に適用します。

2) 料金の種類及び適用方

① 基本料金

前積貨物名	種類	金 額	
		普通清掃	水洗清掃
穀 飼 鉍 硫 石 肥 料 屑 鉄 屑 石 灰 類	穀類、塩、砂糖、銑鉄、加里、屑鉄	1 トンにつき 57 円～57 円 30 銭	1 トンにつき 83 円～83 円 80 銭
	石炭、鉄鉍石、磷鉍石、ボーキサイト、飼料用ペレット、塩漬獣皮、塩蔵魚	1 トンにつき 60 円～60 円 90 銭	1 トンにつき 94 円～94 円 80 銭
	黒鉛、セメント、亜鉛礦、ニッケル鉍、オイルコークス、ピッチ、銅鉍石	1 トンにつき 80 円～80 円 80 銭	1 トンにつき 119 円～119 円 80 銭

イ 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次の通りとします。

A 普通清掃作業は、ほうき類を使用し、床面並びに船側の清掃を行う作業とします。

B 水洗清掃作業は、普通清掃と委託者の供給する用水による水洗清掃を併せ行う作業とします。

ロ 料金表に記載のない前積貨物等

基本料金表に記載のない前積貨物については、基本料金表に記載の類似前積貨物及び類似作業内容の前積貨物料金を適用します。また、類似した前積貨物がない場合は、委託者と協議の上決定した金額をそれぞれの基本料金とします。

② 割増料金

割増料金は、次の通りとします。ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割増率
半夜作業	16 時 30 分から 21 時 30 分までの作業	基本料金の 6 割増
日曜日・祝祭日作業	日曜日・祝祭日における作業	基本料金の 10 割増

③ 待機料金

待機料金は、次の通りとします。

種 別	普通清掃	水洗清掃
昼夜区分	1 口 (14 人) 1 時間につき	1 口 (17 人) 1 時間につき
昼 間 (8 時 30 分から 16 時 30 分まで)	54,580 円～55,150 円	66,270 円～66,960 円
半 夜	84,910 円～85,790 円	103,090 円～104,150 円

(16 時 30 分から 21 時 30 分まで)		
---------------------------	--	--

本料金は、作業開始時刻(昼間作業にあつては 8 時 30 分、半夜作業にあつては 16 時 30 分)以降において、昼間作業にあつては、8 時 30 分から 16 時 30 分までの間、半夜作業にあつては、16 時 30 分から 21 時 30 分までの間に発生した待機時間についてそれぞれの待機料金を適用します。ただし、その事由が港運関連事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

なお、1 口の構成員が基準人数(普通清掃 14 人、水洗清掃 17 人)以外の場合は、本料金額に基準人数と実構成員数との人数割合を乗じて得た金額を該当作業の「待機料金」とします。

④ 最低料金

最低料金は、次の通りとします。

種 類	普通清掃 1 口(14 人)につき	水洗清掃 1 口(17 人)につき
昼夜区分		
昼 間 (8 時 30 分から 16 時 30 分まで)	433,000 円～437,520 円	525,740 円～531,220 円
半 夜 (16 時 30 分から 21 時 30 分まで)	433,000 円～437,520 円	525,740 円～531,220 円

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。ただし、これらの場合が港運関連事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

イ 作業手配取消の場合

A 昼間作業の手配申し受け最終時刻(前日の 15 時)以降 2 時間を経過してから
の取消しについては、昼間作業の最低料金を適用します。

B 半夜作業の手配申し受け最終時刻(当日の 15 時)以降の取消しについては、
半夜作業の最低料金を適用します。

ロ 半端作業等の場合

作業開始後における作業中止又は、少量作業或いは待機が伴ったこと等により、
昼間作業及び半夜作業の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料
金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

なお、作業構成員が基準人数(普通清掃 14 人、水洗清掃 17 人)以外の場合は、
基準人数に係る料金額に基準人数と実構成員数との人数割合を乗じて得た金額
を当該作業に係る料金とします。

⑤ 分担金等

前積貨物名		区分	港湾福利 分担金	港労法付加金		労働安定 基金
				普通清掃	水洗清掃	
穀 飼 鉍 礦石 肥 料 屑 鉄 石炭類	穀類、塩、砂糖、銑鉄、加里、屑鉄	1 トン につき 25 銭	1 トン につき 25 銭	1 トン につき 8 銭	1 トン につき 15 銭	1 トン につき 22 銭
	石炭、鉄礦石、燐鉍石、ボーキサイト、飼料用ペレット、塩漬獸皮、塩蔵魚			1 トン につき 8 銭	1 トン につき 15 銭	
	黒鉛、セメント、亜鉛礦、ニッケル鉍、オイルコークス、ピッチ、銅鉍石			1 トン につき 15 銭	1 トン につき 15 銭	

⑥ 消費税及び地方消費税の加算

- イ 料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。ただし、免税となる取引には適用しません。
- ロ 上記により計算された金額に 1 円未満の端数が生じたときは 1 円単位に四捨五入します。

⑦ 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

- イ 艀内清掃料金は艀艀の容積(グレンキャパシティ)に対し適用し、容積は 1.133 立方メートルをもって 1 トンとします。
- ロ 専用艀及び作業形態その他について特殊事情のある艀内清掃作業の場合については、次の適用係数によって基本料金を申し受けます。

作業施行ト数(グレンキャパシティ)	基本料金適用係数
5,000 ト未満	1.6
5,000 ト以上 20,000 トまで	1.6～1.0 (1,000 トを増す毎に係数を 0.04 ずつ減ずる。)
20,000 ト	1.0(基本料金)
20,000 ト以上 40,000 トまで	1.0～0.8 (1,000 トを増す毎に係数を 0.01 ずつ減ずる。)
40,000 ト以上 50,000 トまで	0.8～0.6 (1,000 トを増す毎に係数を 0.02 ずつ減ずる。)
50,000 ト以上	0.6

⑧ その他

- イ 荒、雨、雪天時及び強行作業の場合は、基本料金のほかに委託者と協議の上、別途料金を申し受けます。
- ロ 普通清掃とソーダストを使用して行ふ床面清掃を併せて行ふ作業、甲板裏、ビーム裏及びハッチコーミング裏の清掃を行ふ作業等の特殊な作業については、

基本料の他に委託者と協議の上決定した料金を申し受けます。

ハ タンククリーニング作業については、委託者と協議の上、決定した料金を申し受けます。

ニ 出張作業及び便乗作業の場合の交通費、運搬費、日当、宿泊費等の経費は実費を申し受けます。

ホ ビルジウェイ及び水洗前のローズボックスの清掃作業は実費を申し受けます。

ヘ 通船又は委託者の要求により、特にウォーターポンプ、トラック、ゴミはしけ、水はしけ等の機械器具類を使用した場合には、実費を申し受けます。

ト 脱臭剤、ウェス、ソーダスト、洗剤、かます、医薬品、保護具等及び消耗品を使用した場合には、実費を申し受けます。

チ 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は慣習によります。

(3) 荷直・荷造料金表

1) 適用範囲

この荷直・荷造料金は船内荷直作業、沿岸荷直・荷造作業を行う場合に適用します。

2) 料金の種類及び適用方

① 基本料金

イ 荷直料金

区 分	金 額
船内荷直料金	1 トンにつき 216 円～219 円
沿岸荷直料金	1 トンにつき 649 円～655 円

ロ 沿岸荷造料金

区 分			金 額	
本船接岸・はしけ 揚撒貨物料金		小麦・米	1 トンにつき 898 円～907 円	
コンテナ 詰の撒貨 物料金			バン卸し袋詰	バンより ベルト揚袋詰
	麻 袋	メイズ、大豆、 雑豆	1 トンにつき 1,415 円～1,429 円	1 トンにつき 2,487 円～2,513 円
		ヘイキューブ	1 トンにつき 2,407 円～2,432 円	—
	フレコン	メイズ、大豆、 雑豆	1 トンにつき 3,108 円～3,140 円	1 トンにつき 4,432 円～4,477 円
		ヘイキューブ	1 トンにつき 4,246 円～4,290 円	—

(注) (1) 39 キログラム未満の袋詰作業については委託者と協議の上別途料金を申し受けます。

(2) 解袋作業、量目調整、目切、エフ付等は別途料金を申し受けます。

A 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

- 船内荷直作業は、船艙内にて荷卸し中に破損した袋物等の荷こぼれ貨物の掃集及び補修を行う作業とします。
- 沿岸荷直作業は、舁揚げ、その他岸壁等において破損した袋物等の荷こぼれ貨物の掃集及び補修を行う作業とします。
- 沿岸荷造作業は、舁揚げ及びコンテナ詰め撒貨物の袋詰め又はフレコン等への移し替え作業とします。

B 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、類似した作業内容(作業方法、取

扱量、人員等)の貨物の料金を適用します。また、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上決定した金額をそれぞれの料金とします。

② 割増料金

割増料金は、次の通りとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて、各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割増率
半夜作業	16 時 30 分から 21 時 30 分までの作業	基本料金の 6 割増
日曜日・祝祭日作業	日曜日・祝祭日における作業	基本料金の 10 割増

③ 待機料金

待機料金は、次の通りとします。

種 別	船内荷直 1 口 (2 人) 1 時間につき	沿岸荷直・荷造 1 口 (4 人) 1 時間につき
昼 間 (8 時 30 分から 16 時 30 分まで)	7,800 円～7,880 円	15,600 円～15,770 円
半 夜 (16 時 30 分から 21 時 30 分まで)	12,140 円～12,270 円	24,270 円～24,530 円

本料金は、作業開始時刻(昼間作業にあつては 8 時 30 分、半夜作業にあつては 16 時 30 分)以降において、昼間作業にあつては、8 時 30 分から 16 時 30 分までの間、半夜作業にあつては、16 時 30 分から 21 時 30 分までの間に発生した待機時間についてそれぞれの待機料金を適用します。ただし、その事由が港運関連事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

なお、1 口の構成員が基準人数(船内荷直 2 人、沿岸荷直・荷造 4 人)以外の場合は、本料金額に基準人数と実構成員数との人数割合を乗じて得た金額を該当作業の「待機料金」とします。

④ 最低料金

最低料金は、次の通りとします。

種 別	船内荷直 1 口 (2 人) につき	沿岸荷直・荷造 1 口 (4 人) につき
昼 間 (8 時 30 分から 16 時 30 分まで)	61,880 円～62,510 円	123,760 円～125,110 円
半 夜 (16 時 30 分から 21 時 30 分まで)	61,880 円～62,510 円	123,760 円～125,110 円

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。ただし、これらの場合が港運関連事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

A 作業手配取消しの場合

- a 昼間作業の手配申し受け最終時刻(前日の 15 時)以降 2 時間を経過してから

の取消しについては、昼間作業の最低料金を適用します。

- b 半夜作業の手配申し受け最終時刻(当日の 15 時)以降の取消しについては、半夜作業の最低料金を適用します。

B 半端作業等の場合

作業開始後における作業中止又は少量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間作業及び半夜作業の区分ごとに当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

なお、作業構成員が基準人数(船内日直 2 人、沿岸荷直・荷造 4 人)以外の場合は、基準人数に係る料金額に基準人数と実構成員数との人数割合を乗じて得た金額を当該作業に係る料金とします。

⑤ 分担金等

	港湾福利分担金	港労法関係付加金	労働安定基金
船内荷直料金	1 トンにつき 75 銭	1 トンにつき 41 銭	1 トンにつき 66 銭
沿岸荷直料金	1 トンにつき 2 円 24 銭	1 トンにつき 1 円 24 銭	1 トンにつき 1 円 96 銭
沿岸荷造料金	1 トンにつき 4 円	1 トンにつき 1 円 50 銭	1 トンにつき 3 円 50 銭

⑥ 消費税及び地方消費税の加算

イ 料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。ただし、免税となる取引には適用しません。

ロ 上記により計算された金額に 1 円未満の端数が生じたときは 1 円単位に四捨五入します。

⑦ 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は 1,000 キログラム、容積は 1.133 立方メートルをもって 1 トンとみなします。

なお、慣例により重量の一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

⑧ その他

イ 荒、雨、雪天時及び強行作業の場合は、基本料金のほかに委託者と協議の上、別途料金を申し受けます。

- ロ 貨物のダメージ、変質、その他作業困難な作業の場合、フレコンの再利用の整備又はバン卸し撒袋詰網使用流しかけ等の作業及び単量が 55 キログラム未満又は小口貨物の場合には、委託者と協議の上決定した料金を申し受けます。
- ハ サイロ等に施設された自動袋詰機からの荷造作業については、委託者と協議の上、決定した料金を申し受けます。
- ニ 通船又は特殊機材等及び消耗品を使用した場合には、実費を申し受けます。
- ホ 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は慣習によります。

(4) 船積貨物警備料金表

1) 適用範囲

この船積貨物警備料金は、船積貨物の警備を行う場合に適用します。

2) 料金の種類及び適用方

① 基本料金

項 目	昼間料金	夜間料金
本船舷門又は巡回警備料金	1 口につき 17,450 円	1 口につき 34,880 円
本船船艙警備料金		
艀運送警備料金		
貨物集積場警備料金		

(注) (1) 昼間料金は、8 時より 17 時の間に行った作業に対して適用します。

(2) 夜間料金は、17 時より翌朝 8 時の間に行った作業に対して適用します。

(3) 前半夜(17 時より 21 時の間)のみ作業を行った場合は、夜間料金の 5 割を基本料金とします。

(4) 一昼夜(8 時より翌朝 8 時)の作業を継続して行った場合は、昼間料金と夜間料金の合算額から 10%に相当する額を差し引いた金額を基本料金とします。

イ 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

- A 「本船舷門又は巡回警備」及び「本船船艙警備」は維繫本船の舷門、船艙、甲板等本船内において、船積貨物の警備を行う作業とします。
- B 「艀運送警備」は艀積貨物(場所は艀溜、荷揚場、本船、船側等)の警備を行う作業とします。
- C 「貨物集積場警備」はコンテナ・ヤード、ライナー・バース、上屋(C F Sを含む。)及び野積場等における集積貨物の警備を行う作業とします。
- ロ 各警備作業に要する口数は、その都度委託者と協議の上決定します。

② 割増料金

日曜、祝祭日の作業は、各々の基本料金の 3 割増とします。

③ 作業手配取消の場合の料金

手配取消は、作業開始 1 時間前までは、基本料金の 6 割、それ以後は 10 割を申し受けます。

備考(イ) 手配時刻：作業手配の申し受けは、原則として前日の 15 時までとします。

(ロ) 作業開始時刻：昼間作業は 8 時、夜間作業は 17 時とします。

④ 分担金等

	港湾福利分担金	労働安定基金
昼 間	60 円	52 円
半 夜	60 円	52 円
全 夜	120 円	104 円

⑤ 消費税及び地方消費税の加算

イ 料金総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。ただし、免税となる取引には適用しません。

ロ 上記により計算された金額に 1 円未満の端数が生じたときは 1 円単位に四捨五入します。

⑥ その他

イ 警備作業引受時間帯に前後する関連雑作業については、基本料金のほかに委託者と協議の上、別途料金を申し受けます。

ロ 委託者の要求により封印を行った場合は、委託者と協議の上、別途料金を申し受けます。

ハ 委託者の要求により出張警備を行った場合は、別に出張旅費を申し受けます。

ニ 天災により警備員の確保が著しく困難なときは、一定の期間を限り委託者と協議の上、料金を決定し申し受けます。

ホ 本料金表に記載のない事項が発生した場合には、その都度委託者と協議の上、決定し申し受けます。

12-1 コンテナヤードにおける雑作業料金表(大井埠頭地区)

株式会社ダイトコーポレーション TEL 03-3790-8062

作 業 内 容	料 金		
	平成4年4月1日実施(単位：円)		
(1) コンテナの構内移動			
①中身の入出作業を含まず	1 個につき	20'	6,900 円
		40'	10,400 円
②中身の入出作業を含む	1 個につき	20'	13,800 円
		40'	17,300 円
(2) コンテナの植検作業			
構内移動を含む 但し特殊検査を要する	1 個につき	20'	18,300 円
種目については別途割増料金を申し受けます		40'	21,800 円
(3) ①不積コンテナの再搬出	1 個につき	20'	13,800 円
		40'	20,800 円
②管理料	1 個につき	20'	900 円
搬入日より搬出日まで1日当り		40'	1,350 円
(4) コンテナの積換え作業	1 個につき	20'	6,900 円
		40'	10,400 円
(5) 諸検査案内料(含むC F S)	1 件につき		
		20' / 40'	2,000 円
(6) はしけ揚積作業料	1 個につき	20'	18,900 円
		40'	28,300 円
(7) BREAK BULK CARGO 船側手伝料 (沿岸、はしけ、DIRECT LOAD&DISCHARGE に適用) (BULKY 割増を適用)	1 トンにつき		100 円
(8) 上記以外の諸作業料	実費を申し受けます		

註：搬入票の誤記について
輸出コンテナについては、便宜上搬入票をもって受付けておりますが、しばしば誤記によってオペレーション上、重大な支障を来しております。
今後、正確に記入願うとともに、誤記によって支障を来した場合発生する損害については、上記(1)項を適用することもありますのでお含みおください。

※1 土曜日の作業は60%増と致します。

※2 Cash On Delivery と致します。

(注) 詳細についてはお問い合わせください。

12-2 コンテナヤードにおける雑作業料金表(大井埠頭地区)

株式会社宇徳

TEL 03-3790-1142

作 業 内 容	料 金		
	平成4年4月1日実施(単位：円)		
(1) コンテナの構内移動			
①中身の入出作業を含まず	1 個につき	20’	6,900 円
		40’	10,400 円
②中身の入出作業を含む	1 個につき	20’	13,800 円
		40’	17,300 円
(2) コンテナの植検作業			
構内移動を含む 但し特殊検査を要する	1 個につき	20’	20,800 円
種目については別途割増料金を申し受けます		40’	24,300 円
(3) ①不積コンテナの再搬出	1 個につき	20’	13,800 円
		40’	20,800 円
②管理料	1 個につき	20’	900 円
搬入日より搬出日まで1日当り		40’	1,350 円
(4) コンテナの積換え作業	1 個につき	20’	6,900 円
		40’	10,400 円
(5) 諸検査案内料	1 件につき		
		20’ / 40’	2,000 円
(6) はしけ揚積作業料	1 個につき	20’	18,900 円
		40’	28,300 円
(7) BREAK BULK CARGO 船側手伝料 (沿岸、はしけ、DIRECT LOAD&DISCHARGE に適用) (BULKY 割増を適用)	1 トンにつき		100 円
(8) 上記以外の諸作業料	実費を申し受けます		
註：搬入票の誤記について 輸出コンテナについては、便宜上搬入票をもって受付けておりますが、しばしば誤記によってオペレーション上、重大な支障を来しております。 今後、正確に記入願うとともに、誤記によって支障を来した場合発生する損害については、上記(1)項を適用することもありますのでお含みおきください。			

※1 土曜日の作業は60%増と致します。

※2 Cash On Delivery と致します。

(注) 詳細についてはお問い合わせください。

1 2 - 3 コンテナヤードにおける雑作業料金表(大井埠頭地区)

東海運株式会社

TEL 03-5755-8366

作 業 内 容	料 金		
	平成 4 年 4 月 1 日実施(単位：円)		
(1) コンテナの構内移動			
①中身の入出作業を含まず	1 個につき	20’	6,900 円
		40’	10,400 円
②中身の入出作業を含む	1 個につき	20’	13,800 円
		40’	17,300 円
(2) コンテナの植検作業			
構内移動を含む 但し特殊検査を要する	1 個につき	20’	18,300 円
種目については別途割増料金を申し受けます		40’	21,800 円
(3) ①不積コンテナの再搬出	1 個につき	20’	13,800 円
		40’	20,800 円
②管理料	1 個につき	20’	900 円
搬入日より搬出日まで 1 日当り		40’	1,350 円
(4) コンテナの積換え作業	1 個につき	20’	6,900 円
		40’	10,400 円
(5) 諸検査案内料(含む C F S)	1 件につき		
		20’ / 40’	2,000 円
(6) はしけ揚積作業料	1 個につき	20’	18,900 円
		40’	28,300 円
(7) BREAK BULK CARGO 船側手伝料 (沿岸、はしけ、DIRECT LOAD&DISCHARGE に適用) (BULKY 割増を適用)	1 トンにつき		100 円
(8) 上記以外の諸作業料	実費を申し受けます		

註：搬入票の誤記について
輸出コンテナについては、便宜上搬入票をもって受付けておりますが、しばしば誤記によってオペレーション上、重大な支障を来しております。
今後、正確に記入願うとともに、誤記によって支障を来した場合発生する損害については、上記(1)項を適用することもありますのでお含みおきください。

※1 土曜日の作業は 60% 増と致します。

※2 Cash On Delivery と致します。

(注) 詳細についてはお問い合わせください。

12-4 コンテナヤードにおける雑作業料金表(大井埠頭地区)

株式会社ユニエツクス NCT

TEL 03-5492-7500

作 業 内 容	料 金		
	平成4年4月1日実施(単位：円)		
(1) コンテナの構内移動 ①中身の入出作業を含まず	1 個につき	20’ 40’	6,900 円 10,400 円
②中身の入出作業を含む	1 個につき	20’ 40’	13,800 円 17,300 円
(2) コンテナの植検作業 構内移動を含む 但し特殊検査を要する 種目については別途割増料金を申し受けます	1 個につき	20’ 40’	20,100 円 24,000 円
(3) ①不積コンテナの再搬出	1 個につき	20’ 40’	13,800 円 20,800 円
②管理料 搬入日より搬出日まで1日当り	1 個につき	20’ 40’	900 円 1,350 円
(4) コンテナの積換え作業	1 個につき	20’ 40’	6,900 円 10,400 円
(5) 諸検査案内料(含むC F S)	1 件につき 20’ / 40’		2,000 円
(6) はしけ揚積作業料	1 個につき	20’ 40’	18,900 円 28,300 円
(7) BREAK BULK CARGO 船側手伝料 (沿岸、はしけ、DIRECT LOAD&DISCHARGE に適用) (BULKY 割増を適用)	1 トンにつき		100 円
(8) 上記以外の諸作業料	実費を申し受けます		

註：搬入票の誤記について
輸出コンテナについては、便宜上搬入票をもって受付けておりますが、しばしば誤記によってオペレーション上、重大な支障を来しております。
今後、正確に記入願うとともに、誤記によって支障を来した場合発生する損害については、上記(1)項を適用することもありますのでお含みおきください。

※1 土曜日の作業は60%増と致します。

※2 Cash On Delivery と致します。

(注) 詳細についてはお問い合わせください。

13 中央防波堤内側ばら物ふ頭荷役料金

東洋埠頭株式会社 豊洲営業所

TEL 03-5564-8111

(1) 港湾運送事業料金

大型機械荷役料金(平成3年12月21日実施)

1) 料金の種類及び額

① 基本料金

荷姿	品 目	例 示 品 目	料金 (1トンにつき)
撒	石炭・コークス類	有煙炭(内国産・粉)	573 円
		無煙炭(内国産・粉)	604 円
		有・無煙炭(内国産・小・中塊・切込)	633 円
		有・無煙炭(外国産・粉)	716 円
		オイルコークス	786 円
		コークス(塊)	1,618 円
	鉍礦石類	鉍礦石(粉)	707 円
		特殊鉍礦石	1,085 円
	肥料類	塩化加里	828 円
	砂糖類	砂糖(外国産)	1,053 円

② 割増料金

種 別	内 容	割増率
半夜荷役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の6割増
日・祝祭日荷役	祝・祭日における荷役	基本料金の10割増
土曜日荷役	休日・土曜日における荷役	基本料金の6割増
雨天雪天荷役	雨天・雪天時における荷役	基本料金の1割増

③ 諸料金

待機料金

昼 間 (8時30分から16時30分まで)	1人1時間につき	4,340 円
半 夜 (16時30分から21時30分まで)	1人1時間につき	6,740 円

④ 不荷役日

1月1日

⑤ 分担金及び付加金

イ 港湾福利分担金

各貨物1トンにつき2円80銭とします。

ロ 港湾労働法関係付加金

例示品目	金額
有煙炭(内国産・粉) 無煙炭(内国産・粉) 有・無煙炭(内国産・小・中塊・切込) 有・無煙炭(外国産・粉)	75 銭
オイルコークス・コークス塊・鉱石(粉) 特殊鉱石・塩化加里・砂糖(外国産)	1 円 50 銭

ハ 労働安定基金

各貨物 1 トンにつき 2 円 45 銭とします。

⑥ 消費税及び地方消費税の加算

料金の総額の 10%

2) 料金の適用方

① (適用範囲) 本料金は中央防波堤内側ばら物ふ頭における大型機械による特殊荷役に限り適用します。

② (作業範囲) 大型機械荷役料金が適用される作業範囲は、揚荷にあつては、本船内の貨物を野積場まで搬送する作業とし、積荷にあつては、野積場より本船に積み込むまでの作業とします。

③ (料金表に記載のない貨物) 基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表に荷姿、取扱数量、作業構成員数等に関し類似した貨物がある場合には、当該貨物に適用される料金を、これらに関し類似した貨物がない場合には委託者との協議の上決定した料金を、それぞれ基本料金とします。

④ (割増料金) 割増料金の適用方は、次のとおりとします。

イ 半夜荷役割増

16 時 30 分より 21 時 30 分までの間における荷役について、所定の半夜荷役割増を適用します。

ロ 祝祭日荷役割増

祝日及び祭日における荷役について、所定の祝祭日荷役割増を適用します。

ハ 土曜日荷役割増

土曜日荷役割増は、土曜日(当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日がある場合における土曜日を除く。)における作業について適用します。

ニ 雨天、雪天荷役割増

委託者の要求により雨天・雪天時に於いて荷役を行った場合に所定の雨天・雪天荷役割増を適用します。

⑤ 諸料金

諸料金の適用方は、次のとおりとします。

イ 待機料金

本料金は、荷役開始時刻(昼間荷役にあつては8時30分、半夜荷役にあつては16時30分)以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は天候或いは揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあつては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間については、それぞれの待機料金を適用します。ただし、待機理由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

ロ 最低料金

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

A 荷役手配の取消しの場合

- a 昼間荷役の手配申し受け最終時刻(前日の15時)以降2時間を経過してからの取消しについては、昼間荷役の最低料金を適用します。
- b 半夜荷役の手配申し受け最終時刻(当日の15時)以降の取消しについては、半夜荷役の最低料金を適用します。

B 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は小量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、当該の最低料金を適用します。

⑥ 消費税及び地方消費税の加算

免税となる貨物には適用しません。

⑦ (料金の計算方) 料金の計算方は次によります。

- イ 重量は、1,000キログラムをもって1トンとし、体積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。
- ロ 計算トン数は、重量・体積いずれか大なる方によります。
- ハ 割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

(2) その他

- 1) 特殊貨物(特大品、変質、発熱、塵埃、汚損の甚だしい貨物、海難貨物等)及び特殊荷役(海難船・特殊船の荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役、見本採取等を伴う荷役、長距離移送等)の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上

決定した金額を申し受けます。

- 2) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合及びフォアマンを増員した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- 3) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は慣習によります。

1 4 木材埠頭保管料・荷役料

東京木材埠頭株式会社

TEL 03-5569-2101

料金種目	品目	料率	実施年月日	備 考
保管料 (甲)	木材	1 期あたり 1 立方メートルにつき 198 円	平成 9. 4. 1	1 日から 15 日まで、16 日から月末までをそれぞれ 1 期として計算する。
保管料 (乙)	木材	1 期あたり 1 立方メートルにつき 198 円	平成 9. 4. 1	1 日から 10 日まで、11 日から 20 日までと、21 日から月末までを、それぞれ 1 期として計算する。
入庫料	木材	1 立方メートルにつき 598 円	平成 9. 4. 1	
出庫料	木材	1 立方メートルにつき 598 円	平成 9. 4. 1	

15 倉庫保管料・荷役料

・料金は各事業者の届出である。

(1) 普通倉庫保管料・荷役料

東京倉庫協会

TEL 03-6666-7047

普通倉庫保管料・荷役料については、各社ごとの設定となっておりますので、関係各社へ個別にお問合せください。

(2) サイロ倉庫保管料

東京倉庫協会

TEL 03-6666-7047

サイロ倉庫保管料については、各社ごとの設定となっておりますので、関係各社へ個別にお問合せください。

(3) 冷蔵倉庫保管料・荷役料

東京冷蔵倉庫協会

TEL 03-3536-1480

冷蔵倉庫保管料・荷役料については、各社ごとの設定となっておりますので、関係各社へ個別にお問合せください。

16 くん蒸消毒作業料金

日本船舶航空防疫協会 事務局 千代田実業㈱

TEL 03-5425-2250

(1) 船舶衛生検査に関する料金表

1) 標準料金

総トン数	駆除免除検査
5,000 トン未満	56,000 円
5,000 トン以上 10,000 トン未満	58,000 円
10,000 トン以上 50,000 トン未満	60,000 円
50,000 トン以上	その都度協定

2) 付帯料金 駆除

- ① 検疫所申請に必要な収入印紙用代金は下記の通りです。

	衛生検査料	証明書料
総トン数 500 トンまで……………	15,900 円	一枚につき 880 円
総トン数 1,000 トンまで……………	25,200 円	
総トン数 5,000 トンまで……………	31,400 円	
総トン数 10,000 トンまで……………	34,800 円	
総トン数 50,000 トンまで……………	48,300 円	
総トン数 50,000 トンを超過するとき ……	56,900 円	
(貨物船にあつては 48,300 円)		

- ② 下見打合せ及び検疫官送迎ボート代又は車代は、別途実費を申し受けます。
- ③ 証明書取得困難な場合、又は作業に手数を要する場合は、その程度に応じて、別途作業料金を申し受けます。
- ④ 殺そ作業を要する場合は別に定める殺そ作業料金表により、作業料を申し受けます。

3) 割増料金

- ① 出張作業については旅費、日当、宿泊代の実費の外、標準料金の 3 割増以上となります。
- ② 休日祭日作業及び土曜日の作業は標準料金の 5 割増以上となります。
- ③ 漁業用母船、客船、訓練船等については標準料金の 5 割増以上となります。

備考：小型船舶(漁船)については、別途お見積り申し上げます。

(2) 船艙の虫類駆除作業料金表

1) 標準料金表

一船艙につき(単位C/M)	標準料金
2,000 トン未満	44,000 円
2,000 トン以上 3,000 トン未満	48,000 円
3,000 トン以上 4,000 トン未満	52,000 円
4,000 トン以上 5,000 トン未満	56,000 円
5,000 トン以上	別途見積り

(注) 本料金表は薬価を含みません

2) 適用事項

- ① 上記料金は殺虫剤(有機燐剤)噴霧の料金を示し、他の薬品(ピレスロイド系薬剤、燐煙剤、ガス燐蒸剤等)使用の場合は、別途お見積り申し上げます。
- ② 一部の船艙のみ駆除を実施する場合は、最低料金 55,000 円を申し受けます。
- ③ 器材、薬剤等の運搬費は別途とします。

3) 割増料金

- ① 休日祭日又は半夜作業については、標準料金の 5 割増、徹夜作業については標準料金の 12 割以内の割増となります。
- ② 出張作業については旅費、日当、宿泊料、運搬料等実費のほか、標準料金の 2 割ないし 3 割増となります。

備考：

- イ 上記料金には通船料を含みません。
- ロ 一船艙の作業が二日以上にわたるときは、別途お見積り申し上げます。

(3) 居住区のゴキブリ駆除作業料金表

1) 標準料金

総トン数	標準料金
3,000 トン未満	85,000 円
3,000 トン以上 5,000 トン未満	90,000 円
5,000 トン以上 7,000 トン未満	95,000 円
7,000 トン以上 10,000 トン未満	105,000 円
10,000 トン以上 20,000 トン未満	115,000 円
20,000 トン以上 50,000 トン未満	125,000 円
50,000 トン以上	その都度協定

(注) 本料金表は薬価を含みます

2) 適用事項

- ① ゴキブリ以外の害虫(キクイムシ、コクゾウムシ、アリ等)駆除については、その

程度により、別途お見積り申し上げます。

- ② 上記料金は殺虫剤(有機燐剤)噴霧の作業料金を示し、他の薬品(ピレスロイド系薬剤、燻煙剤等)使用の場合は別途お見積り申し上げます。
- ③ 部分駆除作業は標準料金の7割以上とします。
- ④ 器材、薬剤等の運搬費は別途とします。

3) 割増料金

- ① 客船、フェリーボート、漁業用母船、訓練船等については標準料金の7割以上となります。
- ② 休日祭日又は半夜作業については標準料金の3割増、徹夜作業については標準料金の8割増となります。
- ③ 出張作業については、旅費、日当、宿泊料、運搬料等実費の他、標準料金の2割ないし3割増となります。

備考：上記料金には通船料を含みません。

(4) 鼠族駆除作業料金表

1) 標準料金

総トン数	標準料金	
	初日	その後1日に付
3,000 トン未満	53,000 円	26,500 円
3,000 トン以上 5,000 トン未満	58,000 円	29,000 円
5,000 トン以上 10,000 トン未満	64,000 円	32,000 円
10,000 トン以上	70,000 円	35,000 円

2) 付帯条件及び割増料金

- ① 上記基本料金には、殺鼠薬剤、捕鼠器材費は含みません。
- ② 出張作業については、旅費、日当、宿泊料等実費の他標準料金の2割ないし3割増となります。
- ③ 通船使用の場合は別途実費を申し受けます。

(5) 飲料水等水質検査料金

1) 基本料金

1 検体・・・・・・・・・・・・・・・・ 16,000 円

ただし、交通費は別途実費を申し受けます。

17 通関業務料金表

一般社団法人日本通関業連合会

TEL 03-3508-2535

平成 29 年 10 月 8 日、通関業法の基本通達が改正され、通関業務料金の最高額表は廃止となりました。今後、通関業務料金は各通関業者が個々に設定することになりますので、通関業者に依頼する際は事前にご確認ください。

18-1 ガーベージ・廃棄物収集処理料金

株式会社アーバンサービス 本社 TEL 045-628-7888

東京営業所 TEL 03-3790-0677

(1) 収集運搬処理料金

1) トラックの場合

基本料金：25 袋未満(～500kg 迄)…………… 22,500 円

超過料金：1 袋につき(約 20kg)…………… 900 円

2) ボートの場合

基本料金：25 袋未満(～500kg 迄)…………… 22,500 円

超過料金：1 袋につき(約 20kg)…………… 900 円

ボート使用料(平日 8:30～16:30) …… 1 時間 38,500 円

(2) 収集時間

8:30～16:30(日・祭日を除く)

(3) 割増料金

1) 時間外及び日・祭日割増 …………… 50%増

2) 荒・雪雨天割増 …………… 100%増

備考

- 1) 特殊な処理、作業を有する場合は、別途特別料金を申し受けます。
- 2) 消費税は、別途ご請求致します。
- 3) 当日キャンセルの場合、キャンセル料金をご請求致します。
- 4) ボート回収の場合、別途作業員費・陸揚げ作業費用等がかかりますので都度見積書にて料金をご提案させていただきます。

18-2 ガーベージ・廃棄物収集処理料金

株式会社ホンマ 東京事業所 TEL 03-3790-9288

本社 TEL 045-211-1023

(1) 収集処理料金

1) トラック収集料金

基本料金 1 立米・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22,000 円

※但し、廃棄物の種類及び場所等により料金に変更する可能性があります。

(2) 収集時間

8:00～17:00（日・祭日を除く）

上記、時間以外は割増料金を頂戴致します。

(3) 割増料金

1) 平日時間外（月～土 17:00～22:00、5:00～8:00）・・・・・・・・ 50%増

2) 深夜時間外（22:00～5:00）割増・・・・・・・・ 100%増

3) 休日割増（日・祭日）・・・・・・・・ 50%増

4) 荒・雪雨天割増・・・・・・・・ 100%増

18-3 ガーベージ・廃棄物収集処理料金

株式会社 TM ディスポーザルサービス

TEL 03-3527-6975 FAX 03-3527-6976

E-mail disposal@tmsvc.com

(1) 収集処理料金

1) 基本料金

1 m³につき20,000 円 (税別)

2) 重量物料金 (1 m³=200kg 以上)

1 m³につき 40,000 円 (税別)

3) 処理困難物料金 (長尺物、家電4品目、危険物等)

1 m³につき 40,000 円 (税別)

＊ 但し、廃棄物の種類及び場所等により料金を変更する可能性があります。

(2) 収集時間

9:00～17:00(土曜、日曜、祝祭日を除く)

上記の時間以外は割増料金が加算されます。

(3) 割増料金

1) 時間外割増 50%増

2) 深夜時間外割増 (22:00～5:00) 100%増

3) 休日割増 (土曜、日曜、祝祭日) 50%増

4) 荒・雪雨天割増 100%増

19 廃油処理料金

株式会社朝田商会

TEL 03-3213-9451

(1) 廃油処理料金表

区分	内容			
廃油の処理料金	廃油の種類	廃重質油	食用油タンク洗浄水	20,000 円/KL
			石油系タンク洗浄水	20,000 円/KL
			ビルジ	25,000 円/KL
			流動性スラッジ	25,000～30,000 円/KL
			海洋汚染防止法 XYZ に該当する廃油	35,000 円/KL 以上
		廃軽質油	石油系タンク洗浄水	20,000 円/KL
			流動性スラッジ	35,000 円/KL 以上
			ケミカルスロップ (海洋汚染防止法 XYZ に該当する廃油)	35,000 円/KL 以上
その他の処理料金	油ウェス 15 リットル袋		3,500 円/袋	

※ タンク洗浄水においては油種による料金の変動があります。

20-1 災害防止等作業料金

東京シップサービス株式会社
東京都港区海岸三丁目1番3号
TEL 03-3455-2121・1461
FAX 03-3455-2167・2176

(1) 防災作業船

時間帯 船名	8:00～17:00	6:00～8:00 17:00～22:00	22:00～6:00
防災作業船	1時間につき 33,000 円	1時間につき 49,500 円	1時間につき 66,000 円

- 1) 時間は基地発より基地着までとし、1時間未満の端数は切り上げます。
- 2) 最低保証として、5時間分を申し受けます。

(2) 作業員費

時間帯 職名	8:00～17:00	6:00～8:00 17:00～22:00	22:00～6:00
監督	1名・1時間につき 4,950 円	1名・1時間につき 7,420 円	1名・1時間につき 9,900 円
作業員	1名・1時間につき 4,400 円	1名・1時間につき 6,600 円	1名・1時間につき 8,800 円

最低保証として5時間分を申し受けます。

(3) オイルフェンス

- 1) 使用料(B型 1日 1mにつき)……………440 円
清掃及び乾燥料(B型 1日 1mにつき)……………220 円
- 2) 展張及び回収作業料

時間帯 作業種類	8:00～17:00	6:00～8:00 17:00～22:00	22:00～6:00
展張・回収 1mにつき	550 円	820 円	1,100 円

(4) 関連資材・薬剤等

- 1) アンカー使用料(1日 1回につき)……………5,500 円
点灯ブイ使用料(1日 1回につき)……………5,500 円
- 2) 流出油処理剤……………時価
吸着マット……………時価
使用済吸着マット処理料……………時価

(5) 割増料金

- 1) 防波堤外作業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50%増
 - 2) 休・祭日・メーデー・・・・・・・・・・・・・・・・ 50%増
 - 3) 年末・年始(12月30日～1月3日)・・・・・・ (船艇)50%増
 - 4) 年末・年始(12月30日～1月3日)・・・・・・・・ (作業員)120%増
 - 5) 年末・年始(12月30日～1月3日)・・・・・・ (オイルフェンス展張回収)120%増
 - 6) 荒天(海上風速15m/s以上)雨・雪天・・・・・・・・ 50%増
 - 7) オイルフェンス・作業衣等、破損・汚染の甚だしい場合・・・・・・・・ 実費
- * 諸料金合計金額の10%が、消費税及び地方消費税として加算されます。

20-2 災害防止等作業料金

上野マリタイム・ジャパン株式会社

京浜センター

TEL 045-521-7415

(1) 安全警戒(海上工事・荷役等)作業料

基本料金

作業時間帯 防災船名	昼間	早朝・夜間	深夜
	8:00～17:00	5:00～8:00 17:00～22:00	22:00～5:00
あんぜん	1時間につき 56,500 円	1時間につき 84,750 円	1時間につき 113,000 円
あなもり、つるぎ、しまかぜ、よしたか、さわかぜ	1時間につき 45,000 円	1時間につき 67,500 円	1時間につき 90,000 円
あさひ、2 1 あさひ、疾風	1時間につき 38,000 円	1時間につき 57,000 円	1時間につき 76,000 円

- 備考：1) 作業開始及び終了時刻はそれぞれ弊社基地発及び基地着とします。
- 2) 24 時間を超えて作業の場合は別途協議とします。
- 3) 時間の計算は最初の 1 時間までは 1 時間に、1 時間を超過する場合は超過 30 分までは 30 分に、30 分を超え 1 時間未満は 1 時間に切上げ、以下同様とします。
- 4) 防災船出動後の作業取消しの場合は最低料金として上記の 2 時間分を適用します。
- 5) 休祭日(振替休日を含む)作業は 5 割増、年末年始(12 月 30 日～1 月 3 日)作業は 10 割増の料金を適用します。

(2) 流出油処理事業料

基本料金

作業時間帯 防災船名	昼間	早朝・夜間	深夜
	8:00～17:00	5:00～8:00 17:00～22:00	22:00～5:00
あんぜん	1時間につき 75,200 円	1時間につき 112,800 円	1時間につき 150,400 円
あなもり、つるぎ、端宝丸、しまかぜ、よしたか、さわかぜ	1時間につき 58,000 円	1時間につき 87,000 円	1時間につき 116,000 円
あさひ、2 1 あさひ、	1時間につき 45,000 円	1時間につき 67,500 円	1時間につき 90,000 円
防災 1 号	1時間につき 59,000 円	1時間につき 88,500 円	1時間につき 118,000 円
疾風	1時間につき 33,000 円	1時間につき 49,500 円	1時間につき 66,000 円

- 備考：1) 作業開始及び終了時刻はそれぞれ弊社基地発及び基地着とします。

2) 時間の計算は最初の1時間までは1時間に、1時間を超過する場合は超過30分までは30分に、30分を超え1時間未満は1時間に切上げ以下同様とします。

3) 割増料金

① 休祭日(振替休日を含む)作業は5割増、年末年始(12月30日～1月3日)作業は10割増とします。

② 横浜港(1～4区)川崎港(1～2区)以外の区域は5割増、東京湾以外は別途協議とします。

③ 荒雨作業は3割増とします。

4) 流出油処理作業に伴い使用した資器材は弊社料金表に基づき実費負担をお願いします。

(3) オイルフェンス展張又は回収作業料

1) 基本料金

区域 \ 作業時間帯	昼間	早朝・夜間	深夜
	8:00～17:00	5:00～8:00 17:00～22:00	22:00～5:00
横浜港4区及び 川崎港1区	各作業1回につき 50,000円	各作業1回につき 70,000円	各作業1回につき 90,000円
横浜港1、2、3区及び 川崎港2区	各作業1回につき 70,000円	各作業1回につき 100,000円	各作業1回につき 130,000円
上記以外の東京湾内	各作業1回につき 90,000円	各作業1回につき 130,000円	各作業1回につき 170,000円

① 展張作業に使用するオイルフェンス(弊社手配)は5連(100m)を基準とし展張後2日目以降は1連1日当たり5,000円とする。

② 休祭日(振替休日を含む)作業は5割増、年末年始(12月30日～1月3日)作業は10割増とします。

③ 固定アンカー、点灯ブイを使用する場合、それぞれ1ヶにつき5,000円を加算します。

④ 作業開始及び終了時刻はそれぞれ弊社基地発及び基地着とします。

⑤ オイルフェンスが著しく汚損又は破損した場合はクリーニング費用又はオイルフェンスの実費負担をお願いします。

⑥ 作業船に待機時間が生じた場合、その料金に関しては別途協議とします。

2) オイルフェンス賃貸料

オイルフェンス賃貸の場合は1連1日当たり5,000円とします。賃貸にて生ずる運搬費は実費負担とします。付帯条件は上記(1)と同様とします。

(4) 作業員派遣料

基本料金

作業時間帯 従事者	昼間	早朝・夜間	深夜
	8:00～17:00	5:00～8:00 17:00～22:00	22:00～6:00
監督	1 時間につき 4,500 円	1 時間につき 6,750 円	1 時間につき 9,000 円
作業員	1 時間につき 4,000 円	1 時間につき 6,000 円	1 時間につき 8,000 円

備考：1) 作業時間が 3 時間以内の場合は上記料金の 3 時間分を最低料金とします。

2) 漏油処理作業等及び出張派遣の場合、交通費、通信費、宿泊費、食事代、日当その他は別途協議とします。

3) 休祭日(代替休日を含む)作業は 5 割増、年末年始(12 月 30 日～1 月 3 日)作業は 10 割増とします。

4) 荒雨天作業及びヨゴレ作業の場合は 3 割増とします。

防 災 船 明 細

船名	資格	総トン数	馬力	巡航速度	放水能力	処理剤 吸着材	泡原液 粉末消化剤	オイルフェンス	通信施設 レーダー・装備	防災船区分	配船 地区
あんげん	平水	98.00 トン	1,400PS	11.80 ノット	360	180 リットル 80 キログラム	5,600 リットル 2,000 キログラム	B 200 メートル	VHF 070- 4147- 4606	第 3 種消防設備船 第 4 種消防設備船 側方警戒船	京浜
あなもり	沿海	19.0 トン	1,150PS	11.0 ノット	30	90 リットル 30 キログラム	200 リットル -	-	VHF 090- 7715- 6481	作業船兼引船	京浜
つるぎ	平水	29.00 トン	910PS	13.40 ノット	180	1,800 リットル 50 キログラム	900 リットル -	B 1,080 メートル	VHF 090- 3026- 6925	消防防災船 オイルフェンス展張船	京浜
瑞宝丸	平水	19.00 トン	400PS	12.00 ノット	60	180 リットル 100 キログラム	- -	B 820 メートル	090- 3109- 9079	オイルフェンス展張船 兼作業船	京浜
あさひ	平水	7.30 トン	105PS	8.00 ノット	20	300 リットル 30 キログラム	- -	-	-	防災作業船	京浜
No21 あさひ	平水	2.10 トン	70PS	8.50 ノット	20	300 リットル -	- -	-	-	防災作業船 オイルフェンス展張船	京浜
疾風	沿海 (限定)	3.40 トン	215PS	20.00 ノット	-	- 30 キログラム	- -	-	-	交通船兼警戒船	京浜
防災 1 号	舩	40.00 トン	-	-	-	800 リットル 200 キログラム	- -	-	-	海上資材船	京浜

備考：放水能力の単位は 立法メートル毎時

2 1 起重機船使用料金

横浜起重機船協会 錦海運建設株式会社

TEL 045-752-1368

(1) 基本料金

種類	基本料金	最低料金
150 トン捲起重機船	1 時間当たり 165,000 円	(12 時間) 1,980,000 円
250 トン捲起重機船	1 時間当たり 242,000 円	(12 時間) 2,904,000 円
300 トン捲起重機船	1 時間当たり 330,000 円	(12 時間) 3,960,000 円
400 トン捲起重機船	1 時間当たり 400,000 円	(12 時間) 4,800,000 円

上記金額は回航往復を含みます。ただし、金額につきましては別途協議に応じます。

(2) 付帯料金

- 1) 時間外割増
5:00～ 8:00…………… 50%増
16:00～22:00…………… 50%増
22:00～ 5:00…………… 100%増
- 2) 日曜、祭日、土曜日、休日、割増…………… 50%増

起重機船使用について

- ① 時間の計算は、起重機船が基地から使用場所まで往復に要する時間は使用時間を含むものとする。
回航時間(往復)
イ レインボーブリッジより南の岸壁往復…………… 11 時間
ロ レインボーブリッジより北の岸壁往復…………… 11.5 時間
- ② 使用者又は本船側の都合により、作業待及び基地発後本船入港待を生じた場合も実働時間として計算する。
- ③ 起重機船使用申込を当日取消した場合は最低料金の 50%を申受け、出動後の取消しは 80%額を申受くも、実働時間が最低料金を超える場合は実働時間額の 80%額を申し受ける。
- ④ 曳船料は基本料金に含まれるも、荒天時の応援曳船の料金は別途に申し受ける。
- ⑤ 本船が錨又は片繫船にて荷役を行う場合は本船固定用として別途曳船を使用したる場合は、その使用料を申し受ける。

22 フェリー運賃表

オーシャン東九フェリー（オーシャントランス株式会社）

TEL 0570-055-048

(1) 旅客運賃・料金（片道）

1) 2025 年 4 月 1 日から 2025 年 9 月 30 日まで

相部屋の運賃並びに、個室料金になります。

2 名・4 名用個室の使用料金は 1 室当りの料金（ルームチャージ）になります。

（例：東京→北九州間を大人 3 名で 4 名個室を 1 室ご利用の場合、運賃＋個室料金
（¥21,230×3 名＋¥20,020＝¥83,710）

With ペットルームをご利用のお客様は、一室当たりの料金（ルームチャージ）になります。

（例：東京→北九州間を大人 2 名とペットで With ペットルーム 1 室ご利用の場合、
運賃¥21,230×2 名＋¥22,990×1 室＝¥65,450）

（表内税込み・燃料油価格変動調整金含む）

航路	北九州～徳島			徳島～東京			北九州～東京		
部屋	大人 運賃	小人 運賃	学割	大人 運賃	小人 運賃	学割	大人 運賃	小人 運賃	学割
2 等洋室 (相部屋)	11,330 円	5,720 円	9,570 円	14,740 円	7,370 円	12,540 円	21,230 円	10,670 円	18,150 円
▶ ルームチャージ料金（個室をとる場合は、1 室あたり以下のルームチャージ料金がかかります）									
2 名個室	10,010 円			10,010 円			14,960 円		
4 名個室	11,990 円			11,990 円			20,020 円		
With ペット ルーム	14,960 円			14,960 円			22,990 円		
ペットケー ジ使用料 1 ケージに つき	4,400 円								

【備考】

個室と相部屋の違いはオーシャン東九フェリーHP から確認できます。

未就学児は大人 1 名につき 1 名無料です（添い寝）。ただし添い寝ではなく、ベッドを使用する場合は、小人運賃がかかります。

ルームチャージ料金に復路割引はありません。

上記旅客運賃・料金表は燃料油価格変動調整金を含みます。

(2) 車両航送運賃・バイク・自転車運賃

1) 車両

2025 年 4 月 1 日から 2025 年 9 月 30 日まで

お車 1 台の車両航送運賃に、運転手 1 名様の 2 等洋室運賃を含みます。車両航送運賃に含まれる客室は 2 等洋室（相部屋）となり個室利用の場合は、個室使用料金（ルームチャージ）が別途かかります。

（表内税込み価格）

長さ \ 航路	東京⇄北九州	東京⇄徳島	徳島⇄北九州
3m 未満	35,310 円	27,500 円	20,460 円
4m 未満	42,680 円	33,550 円	23,650 円
5m 未満	50,050 円	39,600 円	26,840 円
6m 未満	57,310 円	45,650 円	29,920 円
7m 未満	73,260 円	56,210 円	36,410 円
8m 未満	89,210 円	66,880 円	42,900 円
9m 未満	105,160 円	77,440 円	49,390 円
10m 未満	121,110 円	88,000 円	55,990 円
11m 未満	137,060 円	98,560 円	62,480 円
12m 未満	153,010 円	109,230 円	68,970 円
13m 未満	164,010 円	116,380 円	73,150 円
以降 1m 毎追加	16,830 円	11,000 円	6,490 円

【備考】

無人車航送の場合も車両航送運賃は同額です。

特殊車（キャタピラ車または幅が 2.5m を超える車両）は別途運賃によります。

長さ 7m 未満以上の車両は往復割引が適用されません。

2) バイク・自転車

自転車・バイクと一緒にご利用の場合は、自転車・バイクの運賃に旅客運賃が別途かかります。個室をご利用の場合は個室使用料金（ルームチャージ）が別途かかります。

（表内税込み価格）

	東京⇄北九州	東京⇄徳島	徳島⇄北九州
自転車	3,190 円	2,970 円	2,420 円
原動機付き自転車	6,490 円	5,940 円	4,840 円
二輪自動車（750cc 未満）	9,680 円	8,800 円	7,260 円
二輪自動車（750cc 以上）	12,870 円	11,770 円	9,680 円

【備考】

バイク・自転車運賃に往復割引は適用されません。

125cc までのバイクは原付料金です。

輪行袋に収納した自転車を船内に持ち込む場合は手荷物扱いで 1 人につき 1 台まで無料です。

サイドカー付き車両は二輪ではなく乗用車扱いです。

(3) 各種割引

1) WEB 予約事前決済割引

WEB 予約にて事前決済割引プランを選択いただきご乗船日の前日 23 : 59 までにクレジットカードで決済を行っていただくと航路に関係なく乗用車 1 台あたり 2,090 円・旅客 1 人あたり 990 円（小人 550 円）の割引が適用されます。

ただし往復割引や学割との重複割引は行っておりませんので割引率の大きい方が優先されます。

2) 往復割引（復路のみ）

割引対象	割引率	証明書類
2 等洋室運賃・乗用車	10%（※）	往路ご乗船時に窓口にて発行した往路利用証明書

往路乗船日より 2 か月以内に復路を利用する場合のみ復路の乗船運賃が 10%割引となります。

（※）表示運賃に含まれる「燃料油価格変動調整金」は、割引対象外のため、表示運賃と比較した場合、10%に満たない割引額になります。個室使用料金・長さ 7 m未満以上の車両には適用されません。その他の割引との重複は出来ません。

3) 被救護者割引

割引対象	割引率	証明書類
2 等洋室運賃のみ	50%	施設・団体割引証

【備考】

当社にて必要と認めた場合付添いも割引となります。

4) 身体障がい者割引

① 第 1 種身体障がい者

割引対象	割引率	証明書類
各等級	50%	身障手帳又はカードのご提示、スマートフォンアプリによる情報表示

【備考】

ご本人様と介護人 1 名様の旅客運賃と個室使用料金（ルームチャージ）が 50%割引となります。

ただし車両航送運賃・自転車・バイクの運賃に適用されません。

その他の割引との重複は出来ません。

窓口にて乗船運賃割引申込書の記入が必要です。

② 第 2 種身体障がい者

割引対象	割引率	証明書類
2 等洋室運賃のみ	50%	身障手帳又はカードのご提示、スマートフォンアプリによる情報表示

【備考】

ご本人様の旅客運賃のみ 50%割引となります。

ただし車両航送運賃・自転車・バイクの運賃に適用されません。

その他の割引との重複は出来ません。

窓口にて乗船運賃割引申込書の記入が必要です。

5) 身体障がい者割引

① 知的障がい者(A)

割引対象	割引率	証明書類
各等級	50%	身障手帳又はカードのご提示、 スマートフォンアプリによる情報表示

【備考】

ご本人様と介護人1名様の旅客運賃と個室使用料金が50%割引となります。

ただし車両航送・自転車・バイクの運賃に適用されません。

その他の割引との重複は出来ません。

窓口にて乗船運賃割引申込書の記入が必要です。

② 知的障がい者(B)

割引対象	割引率	証明書類
2等洋室運賃のみ	50%	身障手帳又はカードのご提示、 スマートフォンアプリによる情報表示

【備考】

ご本人様の旅客運賃のみ50%割引となります。

ただし車両航送運賃・自転車・バイクの運賃に適用されません。

その他の割引と重複は出来ません。

窓口にて乗船運賃割引申込書の記入が必要です。

6) 精神障がい者割引

精神障害者保健福祉手帳の障害等級1級

割引対象	割引率	証明書類
各等級	50%	精神障害者保険福祉手帳又はカードのご提示、 スマートフォンアプリによる情報表示

【備考】

ご本人様と介護人1名様の旅客運賃と個室使用料金が50%割引となります。

ただし車両航送運賃・自転車・バイクの運賃に適用されません。

その他の割引と重複は出来ません。

窓口にて乗船運賃割引申込書の記入が必要です。

7) 学割

割引対象	割引率	証明書類
2等洋室運賃のみ	20% (※)	学生証・生徒手帳 (ご提示)

【備考】

ご本人様の旅客運賃が20%割引となります。

学割については、学校教育法に基づく学生及び生徒（12 才未満のものを除く）で、学校長の発行する旅客運賃割引証を提出した場合、又は、当該学生・生徒手帳を提示した場合のみ適用されます。

ただし、車両航送運賃・自転車・バイクの運賃に適用はされません。

その他の割引との重複は出来ません。

（※）表示運賃に含まれる「燃料油価格変動調整金」は割引対象外のため、表示運賃と比較した場合 20%に満たない割引額になります。

（４） キャンセル料について

代理店からの予約にてクーポン券をご購入いただいた場合、以下のキャンセル料が発生します。

【乗船券各 1 枚につき】

乗船日 7 日前まで → 200 円

乗船日 2 日前まで → 券面額の 10%

乗船日出港前まで → 券面額の 30%

出港後 → 券面額の 100%

現在、電話予約・WEB 予約の方のキャンセル料を頂いておりませんが、キャンセルの場合は、お早めにご連絡ください。

東京港港湾料率表 2025 資料提供社一覽

料率の種類	団体又は会社名	〒	所在地	電話番号
岸壁・棧橋使用料	東京港埠頭株式会社	135-0064	江東区青海 2-4-24	03-3599-7369
東京国際クルーズターミナル施設使用料	東京国際クルーズターミナルグループ	135-0064	東京都江東区青海二丁目地先 東京国際クルーズターミナル	03-5962-4391
水先料	東京湾水先区水先人会本部	231-0023	横浜市中区山下町 1 番 2	045-650-3190
進路警戒船料	東京汽船株式会社	231-0023	横浜市中区山下町 2	045-671-7731
船舶電話料金	株式会社 N T T ドコモ (株式会社 ドコモ C S)	107-0052	港区赤坂 2-4-5	03-6457-9978
通船料金・綱取・綱放料金	東京シブサービス株式会社	108-0022	港区海岸 3-1-3	03-3455-2121
曳船料金	東京タグセンター (芝浦通船株式会社、東港サービス株式会社)	108-0022	港区海岸 3-29-1	03-3455-7251
港湾運送事業関係料金	京浜海運貨物取扱同業会	231-0023	横浜市中区山下町 279 横浜港運會館内	045-671-9825
	一般社団法人日本貨物検数協会 東京支部	143-0001	大田区東海 5-5-3 東京港大井トラクターターミナル 3F	03-5755-1571
	一般社団法人全日検 東京支部	108-0022	港区海岸 3-1-8	03-3454-4411
	一般社団法人日本海事検定協会	104-0032	中央区八丁堀 1-9-7	03-3552-1241
	一般財団法人新日本検定協会	108-0074	港区高輪 3-25-23 京急第 2 ビル	03-3449-2611
大井埠頭地区コンテナターミナルにおける CY 関係雑作業料金	株式会社ダイトコーポレーション	140-0003	品川区八潮 2-1-2	03-3790-8062
	株式会社宇徳	140-0003	品川区八潮 2-3-10	03-3790-1138
	東海運株式会社	140-0003	品川区八潮 2-4-9	03-5755-8366
	株式会社ユニエツクス NCT	140-0003	品川区八潮 2-5-2	03-5492-7500
中央防波堤内側ばら物ふ頭荷役料金	東洋埠頭株式会社 豊洲営業所	135-0066	江東区海の森 1 丁目 2 番 2 号	03-5564-8111
木材埠頭保管料・荷役料	東京木材埠頭株式会社	136-0083	江東区若洲 1-5-8	03-5569-2101
普通倉庫保管料・荷役料	東京倉庫協会	135-8481	江東区永代 1-13-3	03-6666-7047
冷蔵倉庫保管料・荷役料	東京冷蔵倉庫協会	104-0055	中央区豊海町 4-18 東京水産ビル 5F	03-3536-1480
くん蒸作業料金	日本船舶航空防疫協会 事務局 千代田実業株式会社	105-0001	港区虎ノ門 5-3-20 仙石山アネックス 5F	03-5425-2250
通関業務料金	一般社団法人日本通関業連合会	105-0001	港区虎ノ門 2-3-20 虎ノ門 Y H K ビル 8F	03-3508-2535
ガーベージ・廃棄物収集処理料金	株式会社アーバンサービス	231-0801	横浜市中区新山下 3-7-24	045-628-7888
	株式会社ホンマ	143-0001	大田区東海 5-5-1	03-3790-9288
	株式会社 TM ディスポーザルサービス	135-0064	江東区青海 3-2-17 ワールド流通センター 5F	03-3527-6975
廃油処理料金	株式会社朝田商会	136-0083	江東区若洲 2-8-14	03-5569-5001
災害防止等作業料金	東京シブサービス株式会社	108-0022	港区海岸 3-1-3	03-3455-2121
	上野マリタイム・ジャパン株式会社 京浜センター	230-0035	横浜市鶴見区安善町 2-4	045-521-7415
起重機船使用料	横浜起重機船協会	235-0007	横浜市磯子区西町 10-23 錦海運建設株式会社内	045-752-1368
フェリー運賃料金	オーシャントランス株式会社	104-0045	中央区築地 3-11-6 築地スクエアビル 4F	03-5148-0109
東京夢の島マリーナ利用料金	株式会社ユニマツプレシャス	136-0081	江東区夢の島 3-2-1	03-5569-2710
東京港港湾厚生施設利用料金	一般財団法人東京船員厚生協会	104-0053	中央区晴海 3-7-1	03-3531-2216
	一般財団法人東京港湾福利厚生協会	108-0022	港区海岸 3-9-5	03-3452-6391